

広島大学法科大学院

2020年度

学 生 便 覧

広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻

実務法学プログラム 001 (目次)

003 広島大学基本理念, 人間社会科学研究科の基本理念

004 学期区分・授業時間

005 研究科・専攻・プログラムの学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

006 研究科・専攻・プログラムの教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

007 各種願・届について

008 【I 学生生活について】

- ・ 掲示及び連絡方法等について
- ・ 学生証及び住所届について
- ・ 学校学生生徒旅客運賃割引証 (学割証), 通学証明書及び在学証明書について
- ・ 授業料納付, 授業料免除について
- ・ 奨学金について
- ・ 保健について
- ・ 学生教育研究災害傷害保険 (通学中等傷害危険担保特約付) について
- ・ 法科大学院生教育研究賠償責任保険 (略称: 法科賠・Lコース) について
- ・ 東千田地区支援室の対応時間について
- ・ 院生自習室の利用について
- ・ 法科大学院グループ学習室及び東千田キャンパス「学生談話室」の利用について
- ・ 図書館の利用について
- ・ 講義室等の使用について
- ・ 講義室等の使用に関する特例措置について
- ・ 体育館の使用について
- ・ 通学方法について
- ・ 交通事故防止について
- ・ 遺失物・拾得物について
- ・ 防犯等への注意について
- ・ 事件・事故発生時の対応について

019【Ⅱ 諸規則等】

- ・ 人間社会科学研究科細則
- ・ 履修方法，履修単位の上限，共通到達度確認試験，授業科目の成績及び単位の授与について
- ・ 学位規則人間社会科学研究科内規
- ・ 広島大学学則
- ・ 広島大学通則
- ・ 広島大学大学院規則
- ・ 広島大学特別支援教育特別専攻科規則
- ・ 広島大学学生交流規則
- ・ 広島大学学位規則
- ・ 広島大学授業料等免除及び猶予規則
- ・ 広島大学長期履修の取扱いに関する細則
- ・ 広島大学既修得単位等の認定に関する細則
- ・ 広島大学大学院共通授業科目履修規則
- ・ 広島大学学生表彰規則
- ・ 広島大学学生懲戒規則
- ・ 広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則
- ・ 広島大学学生生活に関する規則
- ・ 広島大学学生証取扱細則
- ・ 広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則
- ・ 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)
- ・ 期末試験等における不正行為の取扱いについて
- ・ 広島大学ハラスメントの防止等に関する規則
- ・ 広島大学構内駐車場利用規則
- ・ 学業に関する評価の取扱いについて
- ・ 気象警報の発表，公共交通機関の運休又は事件事故等の場合における授業等の取扱いについて
- ・ 成績評価に対する異議申立制度について

192【Ⅲ 修了後の制度】

- ・ 法務研修生について
- ・ 研究生及び科目等履修生について

195【Ⅳ 教員名簿・建物配置図】

- ・ 法科大学院教員名簿
- ・ 東千田キャンパス構内配置図

広島大学基本理念

「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、理念5原則の下に、国立大学としての使命を果たします。

- 平和を希求する精神
- 新たなる知の創造
- 豊かな人間性を培う教育
- 地域社会・国際社会との共存
- 絶えざる自己変革

人間社会科学研究科の基本理念

人間社会科学研究科の目的は、人間や社会の持続的発展や平和の実現の観点から、これからの社会の指針—例えば、科学技術により何ができるかではなく、何をすべきかすべきでないか—となる新しい価値や知識を創造し、提案することです。

また、広島大学新長期ビジョン「SPLENDOR PLAN 2017」で謳う「多様性をはぐくむ自由で平和な国際社会の実現」のためには、教育の果たす役割はとて大きなものになります。広島大学はこれまで、幼児教育から高等教育にいたる、学校教育のみならず家庭教育から社会教育までをカバーする教育の専門家、実践家を多数輩出してきています。また、日本国内に限らず、アジアやアフリカ諸国における教育開発や教育に携わる人材の育成に大きく貢献してきました。

これらを踏まえ、広島大学が世界の平和の構築に貢献するために、本研究科では、持続可能性の基本となる国内外の初等教育から高等教育への関与（研究、実践及び人材育成）も目的としています。すなわち、本研究科は、人間と社会のための諸科学の追求と、教育による持続可能で平和な世界の構築を目指すという2つのミッションを有し、人間や社会に関する深い見識と専門分野以外への強い関心を持ち、自然科学や生命科学を含む他分野の専門家と協働して将来の人類社会を創造する人材を育成することを目的にしています。

広島大学法科大学院のスケジュール

	期 間	区 分
前 期	4 月 1 日 ~ 4 月 5 日	春 季 休 業
	4 月 6 日 ~ 8 月 7 日	授 業
	8 月 8 日 ~ 9 月 30 日	夏 季 休 業
後 期	10 月 1 日 ~ 12 月 25 日	授 業
	12 月 26 日 ~ 1 月 5 日	冬 季 休 業
	1 月 6 日 ~ 2 月 12 日	授 業
	2 月 13 日 ~ 3 月 31 日	学 年 末 休 業

注) 法科大学院の授業等スケジュールは、大学の学期区分と一部異なります。

法科大学院授業時間

1 時限	9:30~10:20	(1・2 時限) 9:30~11:10
2 時限	10:20~11:10	
3 時限	11:20~12:10	(3・4 時限) 11:20~13:00
4 時限	12:10~13:00	
5 時限	13:50~14:40	(5・6 時限) 13:50~15:30
6 時限	14:40~15:30	
7 時限	15:40~16:30	(7・8 時限) 15:40~17:20
8 時限	16:30~17:20	
9 時限	17:30~18:20	(9・10 時限) 17:30~19:10
10 時限	18:20~19:10	
11 時限	19:20~20:10	(11・12 時限) 19:20~21:00
12 時限	20:10~21:00	

伝達・連絡事項等は、「学生情報の森 もみじ」の掲示と法科大学院の掲示
 板により行いますので、1日に1度は必ず掲示板を確認してください。

東千田地区支援室の法科大学院担当窓口の対応時間は、
 平日の8:30~12:30, 13:30~17:15です。

TEL (082) 542-7087 FAX (082) 542-6964

E-mail: houmu-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

人間社会科学研究科

（専門職学位課程）

人間社会科学研究科では、以下の能力を身に付け、所定の単位数を修得し、所定の審査に合格した学生に、課程に応じて「教職修士（専門職）、法務博士（専門職）」の学位を授与する。

1. 教職開発又は実務法学における諸課題の発見と解決のための優れた知性、研究力、対応力を有している。
2. 高度専門職業人としての使命を自覚し、高い倫理観を有している。

実務法学専攻（法科大学院）

実務法学プログラム

実務法学専攻実務法学プログラムでは、以下の能力を身に付け、所定の単位数を修得した学生に、「法務博士（専門職）」の学位を授与する。

1. 「学修の転移・活用（transfer of learning）」のプロセスを経た、高度な専門的法律知識を紛争解決の場面に応用し、状況に応じて適切かつ柔軟に運用できる思考力と判断力を有している。
2. 法の定めや先例がない利害対立状況でも、自ら原理原則を選択し妥当な利害調整策を探究し構築できる、創造性に富んだ法的思考力を有している。
3. 充実した法的サービスと法的支援の求めに応える「国民の社会生活上の医師」としての、人間や社会に対する深い洞察力と理解力を有している。
4. 専門職業人（プロフェッション）としての職責を深く自覚し、日々の活動を真摯に自省しながら、知性を錬磨し日々研鑽を継続する力を有している。
5. 高度専門職業人としての使命を自覚し、高い倫理観を有している。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

人間社会科学研究科

（専門職学位課程）

人間社会科学研究科では、教職開発又は実務法学における実践的プロフェッショナルを育成するため、以下のように教育課程を編成し、実施する。

1. 教職開発及び実務法学の現場で高度専門職業人として活動するために必要な専門的知識と能力の獲得を促すため、専攻分野に関連する専門科目を体系的に提供する。
2. それぞれの現場における実践的な問題解決力を養うため、事例研究や課題研究など実践的研究に取り組む科目を提供する。

実務法学専攻（法科大学院）

実務法学プログラム

実務法学専攻では、実務法学における実践的プロフェッショナルを育成するため、以下のように教育課程を編成し、実施する。

1. 実務法学の現場で高度専門職業人として活動するために必要な専門的知識と能力の獲得を促すため、専攻分野に関連する専門科目を体系的に提供する。
2. それぞれの現場における実践的な問題解決力を養うため、事例研究や課題研究など実践的研究に取り組む科目を提供する。

各種願・届について

教務関係

区 分	提出期限等	備 考
既修得単位認定願等	入 学 時 (別途掲示による)	
履 修 登 録	別 途 掲 示 に よ る	登録は東千田地区支援室で行います。
休 学 願	そ の 都 度	
出 席 許 可 届	〃	
退 学 願	〃	
留 学 願	〃	
長 期 欠 席 届	〃	
改 姓 届	〃	戸籍抄本等, 事実を確認できる書類を添付してください。

学生生活関係

区 分	提出期限	備 考
住 所 変 更 届	そ の 都 度	
授 業 料 免 除 願	願書交付 前期 1月頃 後期 7月頃	詳細は別途掲示します。
日本学生支援機構奨学金	願書交付 3月 受 付 4月	詳細は別途掲示します。
地方育英団体奨学生	そ の 都 度	詳細は別途掲示します。
学 生 証 再 交 付 願	〃	有料での再発行となります。
学生旅客運賃割引証	〃	発行枚数は, JR, フェリーとも, 年間20枚までです。 JRについては証明書自動発行機を使用して各自で発行してください。
通 学 証 明 書	〃	JR, バス等の定期乗車券を購入する際, 必要です。
学 生 教 育 研 究 災 害 傷 害 保 険	〃	詳細は別途掲示します。
学 生 団 体 結 成 届	〃	
施設(講義室)使用願	〃	3日(休日を除く)前までに申し込んでください。
構 内 駐 車 証	別 途 掲 示 (毎年4月頃)	

(注) 上記の諸願・届出の用紙は, 東千田地区支援室にあります。

証明書自動発行機

(東千田稼働時間: 月～金 8:30～21:15, 土 9:45～18:30)

在学証明書, 修了見込証明書, 学業成績証明書及び健康診断証明書(4月に実施する定期健康診断を受診した人のみ。)が必要なときは, 証明書自動発行機を利用してください。

I 学生生活について

学 生 生 活 に つ い て

1 掲示及び連絡方法等について

本学では、学生の皆さんへの伝達・連絡事項は、法科大学院教育研究支援システム（TKC）や掲示板、「学生情報の森 もみじ」の掲示 (<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml>) により行いますので、1日に1度は必ず見てください。これらを見ていなかったために思いもかけぬ不利益を被ることがありますので注意してください。

掲示した事柄は、皆さんには既に周知されているものとして処理しますので、見落としや誤解のないように注意してください。長期欠席その他の理由により毎日登校できないときは、友人等に依頼しておくなどの方法により、遺漏のないようにしてください。

また、他研究科・学部等の授業を受講している人は、当該研究科等の掲示板にも十分注意しておいてください。

家族等より電話で呼出の依頼があっても対応はできません。必要な用件は、掲示により通知しますので常に注意しておいてください。

なお、学生が掲示板を利用したい場合は、あらかじめ東千田地区支援室に申し出て「学生用掲示板」を使用してください。掲示期限が経過した掲示物は、使用者が責任を持って撤去してください。

* 「掲示板」の位置は、建物平面図を参照してください。

2 学生証及び住所届について

(1) 学生証

学生証は常に携帯し、証明書を受領するとき等に職員の要求があれば提示してください。

学生証の有効期間は、修業年限(3年または2年)の末日までです。また、修業年限を超えて在学する場合は、発行の日から当該年度の末日までです。

休学・留年等の理由で修学年限が延長になる場合は、東千田地区支援室で「学生証再発行願」用紙を受けとり、所要事項を記入、最近3ヵ月以内に撮影した、写真1枚(縦4.0cm×横3.0cm、正面上半身・無帽、サングラス不可、裏面に学生番号・氏名を記入)を貼付のうえ、支援室に提出してください。また、学生証を紛失又は汚損したときは、有料での再発行となります。こちらは「学生証再発行願」用紙に、再発行料金を添えて(希望の場合、写真1枚とともに)手続きし、後日学生証の再交付を受けてください。

なお、有効期限を経過した学生証は、速やかに東千田地区支援室へ返却してください。

* 「広島大学学生証取扱細則」参照。

(2) 住所届

住居や電話番号等を変更したときはその都度提出してください。提出されていないと緊急時の連絡ができないことがあります。

3 学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)、通学証明書及び在学証明書について

学割証(JR)及び在学証明書は、『証明書自動発行機』により発行します。学生証がないと発行機が作動しませんので、必ず携行してください。併せて入学時に配付した「広大パスワード」も必要となりますので忘れないようにしてください。

通学証明書及びJR以外のフェリー等の学割証は、東千田地区支援室で所定の手続きにより申し込んでください。なお、受領の際は学生証の提示が必要です。

○ 学割証の使用上の注意事項

学割証は、修学上の経済的負担の軽減、学校教育の復興に寄与する目的で実施されている制度です。学生の自由な権利としての使用を前提としたものではありません。

JR 等を利用し、帰省・課外活動等の目的を持って 100km を超えて旅行する必要がある場合に限り、普通乗車券に適用され、年間（4月～翌年3月）20枚を限度（ただし1日の発行限度枚数は4枚）として、使用することができます。学割証の 有効期間は発行日から3ヵ月以内 ですので、早めに受領するとともに、使用枚数に限度がありますので、往復乗車券や周遊券を利用するよう、計画的かつ有効に使用してください。

なお、使用に際しては、①記名人に限って使用できる。②学割証によって購入した割引普通乗車券は記名人以外では使用できない。③学割証によって購入した割引普通乗車券は学生証を携帯しないときは使用できない。等の条件があります。

また、不正使用した場合は、多額の追徴金を徴収されるだけでなく、発行停止の処置を受けるなど、本人のみならず大学全体に迷惑をおよぼすこととなりますので、使用する際は前記の使用条件を守ってください。

4 授業料納付、授業料免除について（授業料免除については、必ず「授業料免除申請のしおり」で確認してください。）

(1) 授業料の納付

在学生の授業料の納付期限は、前期分（4月～9月）は4月末日まで、後期分（10月～翌年3月）は10月末日までとなっています。また、納付の方法は4月中旬に学資負担者あてに、「授業料振込用紙」が郵送されますので、納付期限までに銀行窓口で振り込みをしてください。

なお、授業料の納付を怠ると学資負担者及び学生に督促が行われ、なおかつ、納付されないときは、広島大学通則第43条の規定により除籍となりますので、十分注意しておいてください。

(2) 授業料の免除

授業料の免除は、選考により、納付すべき授業料の全額又は半額が免除されます。

免除を希望する学生は所定の期日（願書等（「授業料免除申請のしおり」）交付：前期分1月下旬から・後期分7月中旬から、願書受付：前期分4月・後期分9月、日時等の詳細は掲示により通知）に、願出用紙に家庭の収入・家庭の事情を証明する書類を添付し、教育室教育部学生生活支援グループ又は東千田地区支援室に提出してください。

また、書類提出後、授業料免除の結果が判明するまでは、授業料は納入しないでください。なお、半額免除が許可になった場合には、別途、授業料振込用紙を送付いたします。

なお、次のいずれかに該当する者が免除対象者となります。

- ① 経済的理由により納付することが困難で、かつ、一定の学力基準を満たしている者
- ② 授業料の各期の納付月前6月以内（新入生は、入学年度の最初の学期に限り入学前1年以内）に、以下の理由により、授業料の納付が困難になった者
 - (ア) 学資負担者が死亡した場合
 - (イ) 本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - (ウ) 学資負担者が失職し、申請時現在未就職の場合
 - (エ) 学資負担者が、申請時現在長期療養中の場合

5 奨学金について

○ 日本学生支援機構

日本学生支援機構は、日本学生支援機構法によって設立された独立行政法人で、優秀な資質を有し、経済的理由により就学困難な学生に対して、学資の貸与その他育英上必要な業務を行い、国家及び社会に有為な人材の育成と教育の機会均等を目的としています。

(1) 奨学金の種類及び募集時期等

奨学金月額、下記のとおりです。

第一種奨学金（無利息）	貸与月額 50,000 円, 88,000 円
第二種奨学金（利息付）	貸与月額 50,000 円, 80,000 円, 100,000 円, 130,000 円, 150,000 円 *希望する月額を選ぶことができます。 *15万円を選択した場合、4万円または7万円のいずれかを増額できます。 *修了後、返還金には年3%を上限として利息が課せられます。

*家計基準等を満たした場合、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることができます。

(2) 奨学生の募集及び出願手続き

奨学生は、原則として4月に募集を行います。募集に関してはその都度掲示しますので、希望者はそれを見て出願手続きをしてください。

ただし、家計急変のため、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、随時申込みを受け付けています。詳細については、教育室教育部学生生活支援グループ（奨学金担当）へ問合せください。

奨学金の貸与を希望する学生は、所定の期日に、願出用紙に家庭の収入・家庭の事情を証明する書類を添付し、教育室教育部学生生活支援グループ又は東千田地区支援室に提出してください。その他、申込者自身によるインターネットでのデータ入力が必要です。

(3) 奨学金の交付、奨学金継続願及び異動届等

- ① 奨学金は、あらかじめ届け出ている奨学生の銀行口座に毎月1回当月分が日本学生支援機構から直接振り込まれます。
- ② 日本学生支援機構奨学生で、引き続き奨学金の貸与を希望する奨学生は、毎年1回「奨学金継続願」を提出しなければなりません。提出された場合は、大学において奨学金継続の可否を審査する「適格認定」を行います。経済状況、学業成績等を総合的に審査し、場合により「停止」、「廃止」等の措置がとられることがあります。また、所定の期限までに継続願を提出しない場合には、奨学生の資格を失うこととなります。
- ③ 奨学生は、次のような異動が生じた場合は、日本学生支援機構所定の用紙により、教育室教育部学生生活支援グループ又は東千田地区支援室において速やかに手続きを行ってください。
 - (ア) 氏名、住所、連帯保証人及び銀行口座を変更するとき
 - (イ) 休学、留学、長期欠席及び復学するとき
 - (ウ) 退学、転専攻、転研究科及び転学するとき
 - (エ) 貸与を辞退するとき
 - (オ) 死亡したとき（連帯保証人が届出）
- ④ 奨学生として、成績不良、性行の状況が適当でない場合や、上記(ア)～(オ)の届出を怠ったときは、奨学金の保留・休止・停止及び廃止とされることがあります。

(4) 奨学金の返済

貸与された奨学金は、貸与が終了した月の翌月から起算して6か月を経た時から1年以内に初回の返還があり、以後、所定の期間内に月賦、月賦と・半年賦の併用等で返還しなければなりません。詳

細については、返還誓約書を交付する際にお知らせします。

ただし、次の場合は貸与された奨学金の返還が猶予又は免除されます。

- ① 大学を卒業後、大学院に進学したとき、又は借用証書提出後引き続き在学する場合は、「在学届」を提出することにより、修了・卒業時まで返還は猶予。
- ② 卒業・修了後、災害・傷病・その他やむを得ない自由が生じ、返還が困難とみとめられる場合は、願出により一定期間猶予。
- ③ 本人が死亡又は心身障害により返還不能となったときは、願出により免除。
- その他の各種育英団体
各種育英事業団体は、全国に600団体以上あり、奨学金も給付・貸与及び条件つき返還免除等があります。奨学生の募集は、ほとんど学年初めに行われ、出願資格・出願時期等の詳細は、募集があればその都度、掲示により通知します。

6 保健について

(1) 保健管理センター

保健管理センターは、東広島地区（2か所）と広島地区（2か所）にあり、心身両面の健康診断や健康相談を行い、学生及び教職員の疾病予防と健康増進を図ることを目的とする全学的な施設です。

【主な業務内容】

① 定期健康診断

毎年、4月に全学生を対象に定期健康診断が行われますので、毎年必ず受診してください。日時・場所等の詳細は掲示等により通知します。その他の時期の健康診断は行われませんので注意してください。

なお、（特に修了予定の学生は）定期健康診断を受診していないと、就職等の際に必要な健康診断証明書等の証明書は、交付されません。また、再検査未受診者も交付されない場合がありますので、再検査を要する者は必ず受診してください。

② 健康相談，診療等

・健康相談

身体の健康上の問題や悩みについて、内科医師又は看護師が相談に対応し、必要に応じて他医療機関を紹介します。

・診療

内科医師による診療後、投薬が受けられます。

地区	場所	曜日	開室時間	健康相談	診療（内科）	婦人科健康相談	泌尿器科健康相談	応急処置	健康診断証明書の発行	メンタルヘルス相談	カウンセリング学生相談
東広島	メディカル部門 ☎082-424-6192 health@hiroshima-u.ac.jp	月～金	8:30～17:15	○	○ 9:00～10:45 12:15～15:00	●	●	○	○		
	メンタルヘルス部門 ☎082-424-6186 mental@hiroshima-u.ac.jp カウンセリング部門 ☎082-424-6187 shinri@hiroshima-u.ac.jp		9:00～12:00 13:00～17:00					○	○	●	●

広島	霞分室 (総合研究棟北側) ☎082-257-5096	月 ～ 金	8:45 ～ 17:00	○	○ (月) 9:00～10:45 12:15～15:00 (木) 9:00～10:45 16:00～16:30	●	○	○	●	●
			9:45 ～ 21:10 (水) 13:30 ～ 21:10	○	○ (水) 18:30～19:30	○ (水) 13:30～21:10	○	●	●	
広島	保健管理室 (東千田地区) ☎082-542-6970	月 ～ 金	9:45 ～ 21:10 (水) 13:30 ～ 21:10	○	○ (水) 18:30～19:30		○ (水) 13:30～21:10	○	●	●

※東千田地区につきましては、学生長期休業期間中は、時間が異なりますので、ご注意ください。 ●は予約制

《留意事項》

- ア. 婦人科健康相談、泌尿器科健康相談、メンタルヘルス相談、カウンセリング・学生相談は予約が必要です。曜日、時間、担当医、担当カウンセラー等の詳細についてはお問合せください。
- イ. 薬が必要な方は、必ず診療を受けてください。投薬のみの受付はいたしません。
- ウ. 健康診断証明書は証明書自動発行機でも発行できます。発行できない場合は、保健管理センターで申し込んでください。

③ 婦人科健康相談（女性婦人科医師による相談）【東広島地区、霞地区】

婦人科疾患・月経等に関することについて相談に応じます。予約制です。

④ 泌尿器科健康相談（泌尿器科医による相談）【東広島地区】

泌尿器科的諸問題について相談に応じます。予約制です。

⑤ カウンセリング・学生相談（カウンセラー（臨床心理士）による相談）

心の健康上の問題や学生生活における様々な悩みの相談に、カウンセラー（臨床心理士）が応じています。

⑥ メンタルヘルス相談（精神科医による相談）

学生プラザ4F及び保健管理センター霞分室、東千田キャンパス保健管理室では、心の健康上の問題について、精神科医による相談・診察が受けられます。必要に応じて医療機関を紹介します。

相談を受けたい時 カウンセリング・学生相談／メンタルヘルス相談

(1) 上記の開室場所に直接来室する。

(2) 電話で予約する。

(3) メールで予約する。 カウンセリング・学生相談 shinri@hiroshima-u.ac.jp

メンタルヘルス相談 mental@hiroshima-u.ac.jp

※メールは、受付・予約に関する連絡に限ります。メールによる相談はできません。

(2) ハラスメント相談室

本学では、セクシュアルハラスメント等のハラスメント問題について、相談に応じています。

*相談を希望される場合は、事前に電話またはメールでアポイントメントをとっておくことをお勧めします。

- ・ハラスメント相談室（中央図書館地下1F）
☎・FAX：082-424-5689・7204・4352（直通）
メールアドレス：harassos@hiroshima-u.ac.jp（相談受付専用）
- ・霞地区相談室（共用棟1-3階）
☎・FAX：082-257-1519（直通）
- ・東千田地区相談室（共用施設棟B-107 開室日時：金曜日 13:00～17:00）

7 学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険担保特約付）（略称「学研災」）について

この保険は、講義、実験、実習、体育実技等の授業中や学校行事中、課外活動中、通学中、大学構内にいる間等にケガをした場合に補償が受けられる保険（全員加入）です。

(1) 保険料及び保険金

平成22年度入学生より、保険料大学負担の全員加入となりました。

ただし、休学、留年等の理由で修業年限が延長になる場合は、保険契約終了後、改めて加入の手続きが必要となります。ただし、その場合は、保険料は、自己負担となります。

また、保険金の種類は、死亡保険金・後遺障害保険金・支払保険金及び入院加算金があり、支払われる保険金の額は、正課・学校4行事中に死亡した場合の2,000万円等、事故の程度により決定されます。

(2) 事故の通知

万一、事故・災害にあったときは、直ちに保険の対象となるかどうかを教育室教育部学生生活支援グループに確認した後、事故の日時・場所・状況・傷害の程度を、「事故通知はがき」で東京海上日動の損害サービス課に届け出てください。事故の日から30日以内に所定の手続きを行わない場合は、保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

また、保険金請求の際は、保険金請求書（所定の用紙）及び医師の診断書が必要です。

(3) 学籍異動の手続き

休学・退学等の学籍に異動が生じた場合は、東千田地区支援室で、所定の手続きを行ってください。

8 法科大学院生教育研究賠償責任保険（略称：「法科賠」Lコース）について

本研究科に在籍する全ての学生が加入するものです。法科大学院の学生は、この保険に加入しなければなりません。

詳しくは、『学生教育研究災害傷害保険のしおり』および『学研災付帯賠償責任保険のしおり』をご覧ください。

〈補償の概要〉

日本国内外において、保険期間中に学生が、以下の事由により被る法律上支払わなければならない損害賠償金をてん補限度額の範囲内で補償します。

◇ ①正課、学校行事 ②正課、学校行事、課外活動に位置づけられるインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動中及びその活動のための往復途中等において、他人にケガをさせ（対人賠償）、他人の財物を損壊（対物賠償）したこと

◇ 正課または学校行事としての臨床法学実習中に、依頼人の身体を不当に拘束することにより自由を侵害または名誉を毀損したこと。（人格権侵害補償）

◇ 正課または学校行事としての臨床法学実習中に知りえた依頼人の個人情報に関し、口頭・文書・図画その他これらに類する表示行為によって依頼人の名誉を毀損またはプライバシーを侵害したこと。

（人格権侵害補償）

(1) 保険料及び補償金額

加入期間は、原則として修了までの修業予定年数とし、保険料は1年間につき1,640円です。

ただし、休学、留年等の理由で修業年限が延長になる場合は、保険契約終了後、改めて加入の手続きが必要となります。

賠償金額は、被害者の過失割合や他の当事者の責任割合等を勘案して決定します。

補償内容は、対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度(免責金額0円)、人格権侵害補償は損害賠償請求者1名に当たり1,000万円限度(免責金額0円)

(2) 事故の通知

万一、事故にあったときは、事故の日時・場所・状況・傷害(損壊)の程度、内容を、直ちに東千田地区支援室及び、東京海上日動火災保険(株)本店損害サービス部学校保険コーナー(電話0120-868-066 (フリーダイヤル))に連絡し、所定の手続きを行ってください。

(3) 学籍異動の手続き

休学・退学等の学籍に異動が生じた場合は、東千田地区支援室で、所定の手続きを行ってください。

9 東千田地区支援室の対応時間について

東千田キャンパスには3つの部局が共存しており、東千田地区支援室には、各部局の担当者が配置され、8:30~21:15の昼夜開室しています。

そのうち、法科大学院窓口の対応時間は、月~金(祝日除く)の8:30~17:15ですので、窓口での問合せ等(プリンター用紙・トナーの支給は除く)については、緊急の場合を除き、法科大学院窓口の対応時間内に行うようにしてください。

なお、各担当者の対応時間は、以下のとおりです。

【東千田地区支援室の対応時間】

(法科大学院)

月~金(祝日除く) 8:30~17:15

(法学部夜間主コース, 経済学部夜間主コース)

月~金(祝日除く) 12:30~21:15

(マネジメント専攻)

火~金(祝日除く) 12:30~21:15

土(祝日除く) 9:45~18:30

10 院生自習室の利用について

法科大学院院生用に院生自習室が3部屋(建物平面図参照)確保されており、利用時間は、6:00~24:00です。24:00以降は校舎の玄関は施錠されますので、東千田総合校舎玄関横の扉から帰宅してください。一旦建物外へ出ると再び入ることはできませんので注意してください。

自習室では、他の学生の迷惑になる行為(私語, ゲーム, 飲酒など)は慎み、マナーを守って利用するようにしてください。また、東千田キャンパスには4つの部局が共存しているため、廊下等でも大きな声を出す等して他の迷惑にならぬよう心掛けてください。

なお、自習室の座席は共用するものですので、学籍異動等で席の使用が終了する場合は、他の学生が使えるように、その都度、机上のもの(本など)を片付けるようにしてください。放置している場合は、一定期間経過後に処分します。

また、自習室のプリンター用紙やインク(トナー)が切れた場合は、気が付いた者が、その都度、東千

田地区支援室まで取りに来てください。自習室のPCやプリンターが故障した際にも、気が付いた者が、すぐに東千田地区支援室に連絡するようにしてください。

11 法科大学院グループ学習室の利用について

以下の時間帯に限り、東千田キャンパスA棟2階にある「グループ学習室」を利用することができます。勉強会等の目的で、「グループ学習室」を使用したいときは、東千田地区支援室で使用許可を受けてください。

【利用可能な時間帯】 毎日 6:00～24:00

12 図書館の利用について

東千田総合校舎 1Fに広島大学東千田図書館があり、法科大学院院生も利用することができます。開館時間は、(平日) 8:30～22:00, (土・日曜日) 13:00～19:00 です。(休業期間中は開館時間が異なります。また、休館日等もありますので、詳しくはHP 図書館で確認してください。)

なお、利用手続き等の詳細については、図書館窓口で確認してください。

13 講義室等の使用について

勉強会等の目的で、講義室・演習室等の施設を使用したいときは、使用する3日前(休日は除く)までに東千田地区支援室へ使用願を提出し、使用許可を受けてください。授業や公務に支障のない場合に限り使用が許可されます。

また、東千田未来創生センターの講義室等も利用することができます。利用を希望する場合は、事前に東千田地区支援室に使用願を提出してください。

なお、使用後は火気の点検、整理・清掃・戸締まり及び消灯を、必ず行ってください。

14 講義室等の使用に関する特例措置について

勉強会等の目的による講義室・演習室等の施設使用は、通常は平日についてのみ認められるものですが、法科大学院の授業形態は学生グループの議論による勉学・研究が常時必要とされるものであることを勘案し、法科大学院院生については、以下のとおり、休日において施設の一部を使用することが認められています。

【使用講義室等】 第1～4 演習室

【使用時間】 9:00～22:00

なお、使用する場合は、使用日の3日前の17:15までに使用願を東千田地区支援室に提出し、許可を受けてください。使用許可については、早期に申請があったものから優先されます。

15 体育館の使用について

運動等の目的で、体育館を使用したいときは、東千田地区支援室で使用許可を受けてください。授業や公務に支障のない場合に限り使用が許可されます。

なお、使用後は火気の点検、整理・清掃・戸締まり及び消灯は、必ず行ってください。

16 通学方法について

最近、広島大学の学生の事故が多発(被害・加害とも)しています。死亡・負傷等により、大学生生活に支障を来しているケースが多くあります。

このような状況からも、自動車・バイク等による通学は、事故発生の状況や駐車場の問題もあり、公共

交通機関を利用するようにしてください。

東千田キャンパスでは、原則として自動車での通学は認められておりません。ただし、身体的な理由等特別な事情により自動車による通学が必要な場合は、東千田地区支援室に相談してください。

なお、駐車・駐輪する際は、指定の場所に置き、他の迷惑にならないように心掛けてください。身障者用スペースには、特別な使用許可なき場合、絶対に駐車しないでください。

17 交通事故防止について

自動車・バイク等を運転するときはもちろんのこと、歩行中に被害に遭うケースもありますので、公道及び大学構内でも、交通法規・交通道德を遵守するとともに、安全には十分注意し、交通事故防止を心掛けてください。

なお、構内といえどもノーヘルメット・原動機付自転車への複数乗車・ノーシートベルト・制限速度20kmの速度オーバー等も、道路交通法によって取締りを受ける対象となりますので、交通事故防止のため絶対に行わないようにしてください。

万一、事故を起こした場合は、次頁「事件・事故発生時の対応について」を参照のうえ対処してください。

18 遺失物・拾得物について

(1) 遺失物

本学構内で現金や貴重品を紛失したときは、直ちに東千田地区支援室に届け出るとともに、最寄りの警察署及び関係金融機関にも届け出てください。

なお、遺失物で届け出のあったものは掲示若しくは「拾得物陳列ケース」（証明書自動発行機前に設置）に展示しますので、該当するものがあれば東千田地区支援室に申し出てください。

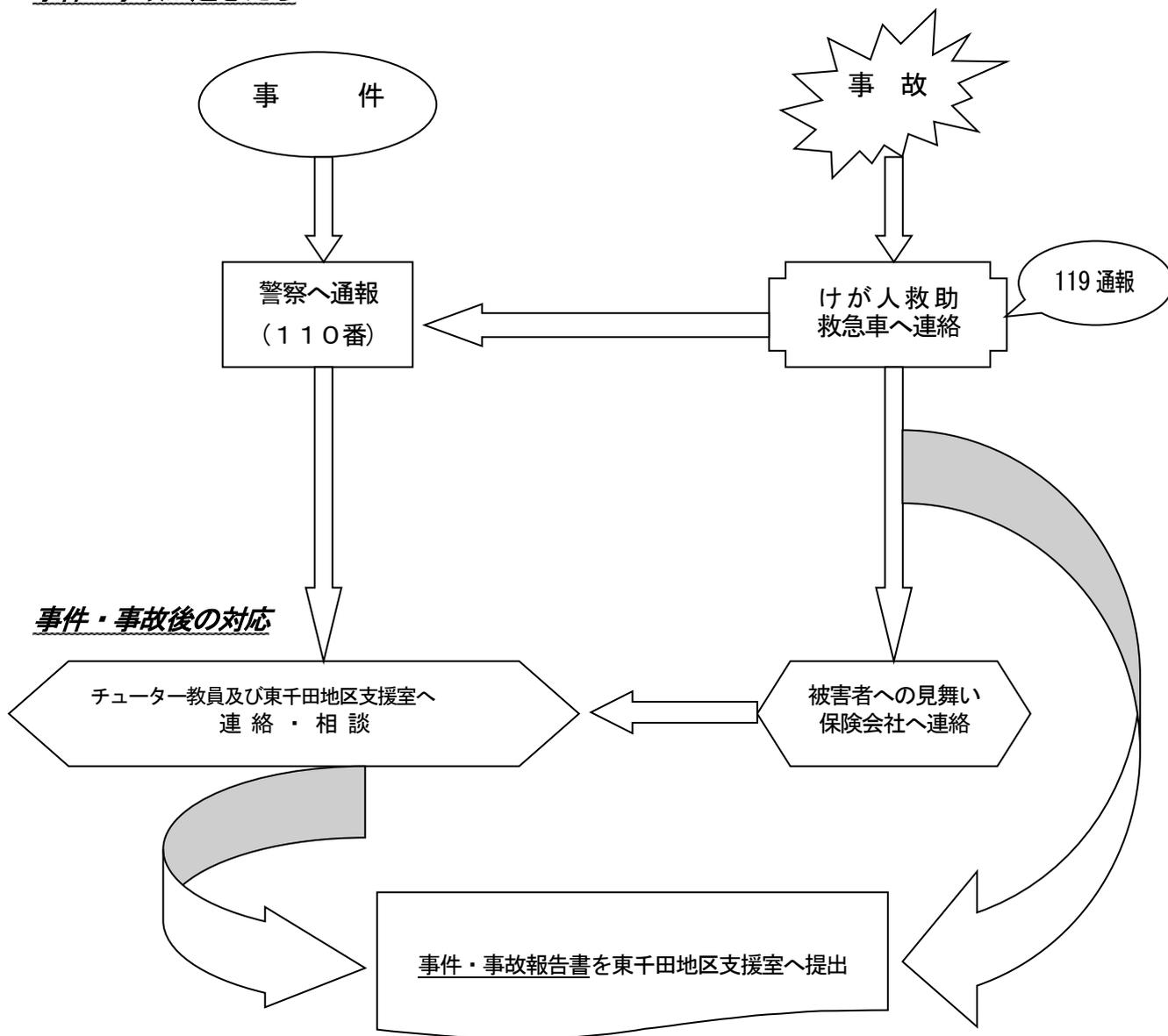
(2) 拾得物

本学建物内及び周辺での拾得物は、東千田地区支援室に届け出てください。

19 防犯等への注意について

近年本学の学生が、盗難・窃盗・脅迫に遭ったり、アポイントメント商法や訪問販売等の悪質商法にかかる被害が続出しています。常日頃から被害に遭わないように、貴重品は各自で管理する、夜間は複数で行動するなど、十分な注意が必要です。万一、被害に遭ったときは、直ちに最寄りの警察に通報するとともに、東千田地区支援室に連絡してください。

事件・事故が起きたら



チューター教員氏名	連絡先
	(TEL)

チューター教員氏名及び連絡先は学生各自で記載してください。

II 諸 規 程 等

1 広島大学大学院人間社会科学研究科細則

(令和2年4月1日研究科長決裁)

広島大学大学院人間社会科学研究科細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)に定めるもののほか、広島大学大学院人間社会科学研究科(以下「研究科」という。)の学生の修学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第2条 研究科及び各専攻の教育研究上の目的は、次の表のとおりとする。

専攻等	教育研究上の目的
研究科	研究科は、2つのミッションを有する。人間と社会のための諸科学を追究すること、教育による持続可能で平和な世界の構築を目指すこと、の2つである。これらに副って、人間や社会に関する深い見識と専門分野以外への強い関心を持ち、自然科学や生命科学を含む他分野の専門家と協働して将来の人類社会を創造する人材を育成する。
人文社会科学専攻	(博士課程前期) グローバルな視野と他領域への関心を持ち、持続可能で平和な世界の構築を目指して、現在社会における価値の再検討や新しい価値の創造をもたらす人材を育成する。 (博士課程後期) グローバルな視野と他領域への関心を持ち、持続可能で平和な世界の構築を先導するリーダーとして、現在社会における価値の再検討や新しい価値の創造をもたらす人材を育成する。
教育科学専攻	(博士課程前期) グローバルな視野と人類が抱える様々な課題への深い洞察を持ち、教育による将来の人類社会の創造を目指す人材を育成する。 (博士課程後期) グローバルな視野と人類が抱える様々な課題への深い洞察を持ち、社会のリーダーとして教育による将来の人類社会の創造を先導する人材を育成する。
教職開発専攻	(専門職学位課程) 新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員、新しい学校づくりの中心となるミドル・リーダー、これからの学校づくりをけん引し指導的な役割を果たし得るスクールリーダー等の高度専門職業人を養成する。
実務法学専攻	(専門職学位課程) 一つ一つの紛争の解決及び事前予防が家庭、社会、ひいては世界の平和・平穏を導くとの自覚を持った、主体性のある学びによって、①「学修の転移・活用(transfer of learning)」のプロセスを経た、高度な専門的法律知識を紛争解決の場面に応用し、状況に応じて適切かつ柔軟に運用できる思考力と判断力、②法の定めや先例がない利害対立状況でも、自ら原理原則を選択し妥当な利害調整策を探究し構築できる、創造性に富んだ法的思考力、③充実した法的サービスと法的支援の求

	めに応える「国民の社会生活上の医師」としての、人間や社会に対する深い洞察力と理解力、並びに④高度専門職業人（プロフェッション）としての職責を深く自覚し、日々の活動を真摯に自省しながら、知性を錬磨し日々研鑽を継続する力を兼ね備え法曹界を牽引する高度専門職業人を養成する。
--	--

(学位プログラム)

第3条 人文社会科学専攻に、次の各号の学位プログラムを置く。

- (1) 人文学プログラム
- (2) 心理学プログラム
- (3) 法学・政治学プログラム
- (4) 経済学プログラム
- (5) マネジメントプログラム
- (6) 国際平和共生プログラム
- (7) 国際経済開発プログラム
- (8) 人間総合科学プログラム

2 教育科学専攻に、次の各号の学位プログラムを置く。

- (1) 教師教育デザイン学プログラム
- (2) 教育学プログラム
- (3) 日本語教育学プログラム
- (4) 国際教育開発プログラム

3 教職開発専攻に、教職開発プログラムを置く。

4 実務法学専攻に、実務法学プログラムを置く。

5 学生は、前各項に掲げる学位プログラムのうち、いずれか一つを専攻するものとする。

(コース)

第4条 人文社会科学専攻(博士課程前期)心理学プログラムに、心理学先端研究コース及び臨床心理学実践・研究コースを置く。

2 教育科学専攻教育学プログラムに、教育学コース及び高等教育学コースを置く。

3 教職開発専攻教職開発プログラムに、学校マネジメントコース及び教育実践開発コースを置く。

4 第1項に掲げる学位プログラムとは別に、教育プログラムを置くことができる。当該教育プログラムの履修方法等については、別に定める。

(教育課程)

第5条 研究科の教育課程は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

(授業科目等)

第6条 研究科において開設する授業科目及びその単位数は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

2 授業時間割表は、学年の始めに発表する。

(単位数の計算基準)

第7条 授業科目の単位数の計算は、次の基準による。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習は、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習、30時間、40時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(履修方法等)

第8条 学生(実務法学専攻の学生を除く。以下この条において同じ。)は、主指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、毎学期の指定する期間に所定の

手続をしなければならない。

- 2 前項の規定による所定の手続をしない者には、履修を認めない。ただし、特別の事情があると認められる場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を得て履修を認めることがある。

第 9 条 教職開発専攻の学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、実習科目の単位を除き 40 単位とする。

第 10 条 実務法学専攻の学生は、チューターの指導により、履修しようとする授業科目を決定し、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

- 2 実務法学専攻の学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、原則として 1 年次は 36 単位、2 年次は 36 単位（エクスターンシップを履修する者は 37 単位）、3 年次は 44 単位とする。

- 3 その他、実務法学専攻の学生の進級及び単位修得については、実務法学専攻の定めるところによる。

第 11 条 学生は、主指導教員（実務法学専攻の学生は、チューター）が必要と認めた場合は、他の研究科の授業科目を当該研究科の定めるところにより履修することができる。

第 12 条 他の研究科の学生は、研究科の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

（指導教員）

第 13 条 教授会は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、学生（実務法学専攻の学生を除く。以下この条において同じ。）の入学後学生ごとに主指導教員 1 人及び 2 人以上の副指導教員を定める。ただし、副指導教員のうち 1 人は、主指導教員とは専門の異なる教員とする。

- 2 学生は、指導教員の変更を希望するときは、関係指導教員の承認を得て研究科長に願い出て、その承認を得なければならない。ただし、特別の事情がある場合は、研究科長に直接願い出ることができる

（チューター）

第 14 条 研究科長は、授業科目の履修の指導等を行うために、実務法学専攻の学生の入学後速やかに学生ごとにチューターを定める。

（研究題目）

第 15 条 学生（実務法学専攻の学生を除く。）は、主指導教員の指導により、入学後速やかに研究題目を研究科長に届け出なければならない。

（教育方法の特例）

第 16 条 研究科においては、教授会の議を経て研究科長が教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（長期にわたる教育課程の履修）

第 17 条 長期にわたる教育課程の履修については、広島大学長期履修の取扱いに関する細則（平成 16 年 4 月 1 日副学長（教育・学生担当）決裁）の定めるところにより取り扱う。

- 2 長期履修の期間の最長年限は、博士課程前期にあつては 4 年、博士課程後期及び実務法学専攻にあつては 6 年とする。

（入学前の既修得単位の認定）

第 18 条 研究科は、教育上有益と認めるときは、研究科に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、研究科において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）以外のもの

については、10 単位を超えないものとする。ただし、実務法学専攻にあつては別表第 4 注に規定する科目と合わせて 36 単位(第 23 条第 2 項に定める法学既修者については 9 単位)を超えないものとする。

3 前 2 項の規定による既修得単位の認定は、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところによる。

4 実務法学専攻において、入学時に既に十分な実務経験を有する者であつて、当該実務経験等を評価した上で研究科が適当と認める場合には、展開・選択科目に属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数を展開・選択科目の単位数に算入することができる(算入することのできる単位数は 4 単位を上限とする。)

(教育職員免許状)

第 19 条 学生は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所定の授業科目の単位を修得したときは、次の表に掲げる免許状及び免許教科の種類に応じ、教育職員の普通免許状の授与の所要資格を取得することができる。

専攻等	免許状の種類	免許教科の種類
人文社会科学専攻	中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 英語, ドイツ語, フランス語
	高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 英語, ドイツ語, フランス語
教育科学専攻	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
	高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 書道, 保健体育, 家庭, 情報, 工業, 英語
	特別支援学校教諭専修免許状 (視覚障害者に関する教育の領域) (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
教職開発専攻	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 英語
	高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 書道, 保健体育, 保健, 家庭, 情報, 農業, 工業, 商業, 英語

2 前項の授業科目及びその履修方法等については、別に定める。

(博士課程前期の修了要件)

第 20 条 博士課程前期の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、別表第 1 に定める授業科目を履修の上 30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、人文学プログラム、経済学プログラム、マネジメントプログラム及び教育学プログラムは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修

士論文の審査に代えることができる。

第 21 条 前条の規定にかかわらず、大学院規則第 25 条の 3 第 1 項に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する者は、修士論文の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士課程前期において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士課程前期において修得すべきものについての審査

(博士課程後期の修了要件)

第 22 条 博士課程後期の修了の要件は、当該課程に 3 年以上在学し、別表第 2 に定める授業科目を履修の上 10 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間及び履修単位に関しては、教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に 1 年（2 年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて 3 年）以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程(教職開発専攻)の修了要件)

第 23 条 専門職学位課程(教職開発専攻)の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、別表第 3 に定める授業科目を履修の上 49 単位以上修得し、かつ、課題研究報告書を在学中に提出してその審査に合格することとする。

(専門職学位課程(実務法学専攻)の修了要件)

第 24 条 専門職学位課程(実務法学専攻)の修了要件は、当該課程に 3 年以上在学し、別表第 4 の定めるところにより 103 単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、入学前の既修得単位について認定された者については、1 年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、専攻において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)の修了の要件は、当該課程に 2 年以上在学し、別表 4 の定めるところにより 76 単位以上修得することとする。

(学位論文等の提出)

第 25 条 博士課程前期の学生は、別に定める期日までに、主指導教員の承認を得て修士論文題目届又は特定の課題についての研究題目届及び修士論文又は特定の課題についての研究の成果報告書を研究科長に提出しなければならない。

第 26 条 博士課程後期の学生は、別に定める期日までに、主指導教員の承認を得て博士論文を研究科長に提出しなければならない。

(学位論文等の審査)

第 27 条 学位論文等の審査については、広島大学学位規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号）及び広島大学学位規則人間社会科学研究科内規（令和 2 年 4 月 1 日研究科長決裁）の定めるところによる。

(最終試験)

第 28 条 博士課程前期及び博士課程後期の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。

(再入学)

第 29 条 博士課程前期、博士課程後期又は専門職学位課程を退学した者で再入学を志願するものは、学期の始めに限り、教授会の議を経て学長に願い出ることができる。この場合において、再入学した者の就業年限及び在学年限については、別に定める。

2 再入学志願者に対しては、必要に応じ学力試験を行うことがある。

3 再入学は、退学前の専攻に入学し、退学前の学位プログラムを専攻するものとする。

(休学)

第 30 条 学生が休学しようとするときは、所定の手続を行い、研究科長の許可を得なければならない。

(退学)

第 31 条 学生が退学しようとするときは、所定の手続を行い、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第 32 条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を行い、学長に願出しなければならない。

2 他の大学院及び国際連合大学の課程から研究科に転学を志願する者については、所定の手続を行い、学長の許可を得なければならない。

(学位プログラムの変更)

第 33 条 人文社会科学専攻及び教育科学専攻の学生が専攻する学位プログラムの変更を希望するときは、所定の手続を行い、教授会の議を経て、研究科長の許可を得なければならない。

2 専門職学位課程の学生の学位プログラムの変更は、認めない。

(雑則)

第 34 条 この細則に定めるもののほか、学生の修学に関し必要な事項は、教授会の議を経て別に定める。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第3

専門職学位課程
実務法学専攻 実務法学プログラム

科目区分		授 業 科 目	配当年次	開設 単位数	履修区分	要修得 単位数
大学院共通科目	持続可能な発展科目	Hiroshimaから世界平和を考える	3	1	選択必修	
		Japanese Experience of Social Development- Economy, Infrastructure, and Peace	3	1		
		Japanese Experience of Human Development-Culture, Education, and Health	3	1		
		SDGsへの学問的アプローチA	3	1		
		SDGsへの学問的アプローチB	3	1		
		SDGsへの実践的アプローチ	3	2		
		ダイバーシティの理解	3	1		
	データリテラシー キャリア開発 ・ 科目	データリテラシー	3	1	選択必修	
		医療情報リテラシー	3	1		
		人文社会系キャリアマネジメント	3	2		
		理工系キャリアマネジメント	3	2		
		ストレスマネジメント	3	2		
		情報セキュリティ	3	2		
		MOT入門	3	1		
アントレプレナーシップ概論	3	1				
共通 目 通 究 科 科	人間社会科学特別講義	3	2	必修		
法律基本 科目群	民法1A	1	2	必修		
	民法1B	1	2			
	民法2	1	2			
	民法3	1	2			
	民法4	1	2			
	会社法1	1	1			
	会社法2	1	1			
	会社法3	1	1			
	民事訴訟法	1	2			
	刑法A	1	1			
	刑法A演習	1	1			
	刑法B	1	1			
	刑法B演習	1	1			
	憲法1	1	2			
	憲法2	1	2			
	基礎演習1	1	1			
	基礎演習2	1	1			
	基礎演習3	1	1			
	法学概論	1	1			
	民法演習1A	2	1			
	民法演習1B	2	1			
	民法演習2A	2	1			
	民法演習2B	2	1			
	民法演習3A	2	1			
	民法演習3B	2	1			
	民法演習4	2	2			
	商事法演習1A	2	1			
商事法演習1B	2	1				
商事法演習2A	2	1				
商事法演習2B	3	1				
民事手続法1	2	2				
民事手続法2	2	2				
刑法C	2	1				

プ ロ グ ラ ム 専 門 科 目		刑法C演習	2	1			
		刑事訴訟法1	2	1			
		刑事訴訟法2	2	1			
		刑事訴訟法1演習	2	1			
		刑事訴訟法2演習	2	1			
		行政法1	2	2			
		行政法2	2	2			
		憲法演習1	2	1			
		憲法演習2	2	2			
		民法法総合演習	3	1			
		刑事法総合演習	3	1			
		公法総合演習	3	1			
		実務基礎科目群	法曹倫理1	2		2	
			法文書作成	3		2	
民事訴訟実務基礎1	2		1				
民事訴訟実務基礎2	2		1				
刑事訴訟実務基礎	3		2				
模擬裁判	3		1				
法律基本科目群	刑法演習1	2	1				
	刑法演習2	2	1				
法律基本科目群	重点演習(公法1)	3	1	選択必修			
	重点演習(公法2)	3	1				
	重点演習(民事法1)	3	1				
	重点演習(民事法2)	3	1				
	重点演習(民事法3)	3	1				
	重点演習(刑事法1)	3	1				
	重点演習(刑事法2)	3	1				
	重点演習(刑事法3)	3	1				
重点演習(刑事法4)	3	1					
実務基礎科目群	リーガル・クリニック	3	1				
	エクスターンシップ	2	1				
基礎法学・隣接科目群	法的思考法	2	2				
	レトリック理論	1	2				
	法理学	3	2				
	アジア法1	2	1				
	アジア法2	2	1				
	政治学	2	2				
	法社会学	2	2				
実務基礎科目群	法曹倫理2	2	2				
	ローヤリング	3	1				
	臨床法務	3	2				
	公法実務基礎	3	1				

別表第4のとおり

展 開 ・ 先 端 科 目 群	消費者法	2	2	選 択 科 目
	不動産登記法	3	2	
	債権回収法	3	2	
	知的財産法1	3	2	
	知的財産法2	3	2	
	企業金融法	3	2	
	国際私法・取引法	2	2	
	民事執行保全法	3	2	
	倒産処理法1	2	2	
	倒産処理法2	3	2	
	労働法1	2	2	
	労働法2	3	2	
	労働法演習	3	2	
	社会保障法	3	2	
	税法	3	2	
	合 計			

※配当年次の記載内容は、次のとおり。

1：1年次に履修， 2：2年次に履修， 3：3年次に履修

1. 修了要件

別表第4のとおり

2. 履修方法

別表第4のとおり

別表第4

種類		必要単位数	
		3年	2年
		標準型 (法学未修者)	短縮型 (法学既修者)
必修	必修科目【法律基本科目群】	59単位	32単位
	必修科目【実務基礎科目群】	9単位	9単位
	必修科目【研究科共通科目】	2単位	2単位
選択必修	選択必修科目【持続可能な発展科目】の中から選択	1単位	1単位
	選択必修科目【キャリア開発・データリテラシー科目】の中から選択	1単位	1単位
	選択必修科目【法律基本科目群(刑法演習1, 刑法演習2)】の中から選択	1単位	1単位
	選択必修科目【法律基本科目群(重点演習(公法1～2, 民法1～3, 刑事法1～4))】の中から選択	1単位	1単位
	選択必修科目【実務基礎科目群】の中から選択	1単位	1単位
	選択必修科目【基礎法学・隣接科目群】の中から選択	4単位	4単位
選択※1 ※2	選択科目【展開・先端科目群】の中から選択	12単位以上	12単位以上
	選択必修科目【実務基礎科目群, 基礎法学・隣接科目群】, 選択科目【実務基礎科目群, 展開・先端科目群】の中から選択。 ただし, 選択必修科目として選択した科目を除く。	5単位以上	5単位以上
	選択必修科目【持続可能な発展科目及びキャリア開発・データリテラシー科目を除く全ての科目群】, 選択科目【全ての科目群】の中から選択 ただし, 選択必修科目として選択した科目を除く。	7単位以上	7単位以上
合計		103単位以上	76単位以上

※1 大学院共通授業科目及び他研究科の授業科目のうち研究科が認めるものについては、4単位まで修了要件単位数に含めることができる。

※2 法律基本科目以外の科目(実務基礎科目群, 基礎法学・隣接科目群, 展開・先端科目群)を17単位以上取得すること。なお、展開・選択科目群から12単位以上取得すること。

履修方法，履修単位の上限，共通到達度確認試験，授業科目の成績及び単位の授与について

教務委員会

(履修方法)

学生は，毎学期の指定する期間に，履修しようとする授業科目を決定し，東千田地区支援室に履修届を提出してください。

(履修単位の上限)

学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は，1年次は36単位，2年次は36単位(エクスターンシップを履修する者は37単位)，3年次は44単位とします。必修科目の単位を所定の学年に修得できない場合，次学年への進級及び次学年配当の授業科目の履修を認めません。ただし，未修得単位が6単位以内のときは，この限りではありません。なお，上記により，2年次への進級が認められた者が再履修する科目の単位については，4単位を限度として，履修登録可能単位数に算入しません。

(共通到達度確認試験)

学生は，1年次に共通到達度確認試験を受けるものとします。この試験の成績が広島大学法科大学院が定める基準に達しなかった場合，2年次への進級及び2年次配当の授業科目の履修を認めません。ただし，法科大学院の長が認めたときは，この限りではありません。

(授業科目の成績及び単位の授与)

授業科目の成績は，試験の成績，レポート，平常点等を総合して認定します。授業科目の成績評価基準は，シラバスに明示します。授業科目の成績は，秀，優，良，可又は不可の評語をもって表し，秀，優，良又は可を合格，不可を不合格とします。

2 広島大学学位規則人間社会科学研究科内規

(令和2年4月1日研究科長決裁)

広島大学学位規則人間社会科学研究科内規

目次

第1章 総則(第1条・第2条)
 第2章 研究科博士課程後期修了認定のために行う学位審査(第3条―第8条)
 第3章 論文提出による学位審査(第9条―第13条)
 第4章 研究科博士課程前期修了認定のために行う学位審査(第14条―第18条)
 第5章 雑則(第19条・第20条)
 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学学位規則（平成16年4月1日規則第8号。以下「学位規則」という。）第17条の規定に基づき、広島大学大学院人間社会科学研究科（以下「研究科」という。）の学位の授与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位に付記する専攻分野の名称)

第2条 学位規則第3条第2項に定める学位に付記する専攻分野の名称のうち研究科に関するものは、次の表に掲げるとおりとする。

専攻名・学位プログラム名		専攻分野の名称	
		修 士	博 士
人文社会科学専攻	人文学プログラム	文 学	文 学
	心理学プログラム	心 理 学	心 理 学
	法学・政治学プログラム	法 学 学 術	法 学 学 術
	経済学プログラム	経 済 学 学 術	経 済 学 学 術
	マネジメントプログラム	マネジメント 学 術	マネジメント 学 術
	国際平和共生プログラム	学 術 国際協力学	学 術 国際協力学
	国際経済開発プログラム	学 術 経 済 学 経 営 学 国際協力学	学 術 経 済 学 経 営 学 国際協力学
	人間総合科学プログラム	学 術	学 術

教育科学専攻	教師教育デザイン学プログラム	教育学 教育心理学 学術	教育学 教育心理学 学術
	教育学プログラム	教育学	教育学
	日本語教育学プログラム	教育学 学術	教育学 学術
	国際教育開発プログラム	教育学 学術 国際協力学	教育学 学術 国際協力学

2 学位規則第3条第3項に定める学位のうち研究科に関するものは、次の表に掲げるとおりとする。

専攻名	学位の名称
教職開発専攻	教職修士（専門職）
実務法学専攻	法務博士（専門職）

第2章 研究科博士課程後期修了認定のために行う学位審査
(論文提出の資格要件)

第3条 学位規則第2条第2項に規定する博士課程後期修了のための学位論文(以下「博士論文」という。)を提出できる者は、広島大学大学院人間社会科学研究科細則(令和2年4月1日研究科長決裁)第22条に規定する単位(以下「所定の単位」という。)を修得した者又は修了予定日までに修得することが確実な者で、かつ、博士論文の作成等に対する指導(以下、「研究指導」という。)を受けたものとする。

(論文提出の時期)

第4条 博士論文の提出時期は、3月末修了予定者にあつては修了予定年度の1月末日まで、9月末修了予定者にあつては7月末日までとする。ただし、3年を超えて在学する者は、随時提出することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、博士論文提出の期日が次の各号のいずれかに該当する場合は、以後最初の平日をもってその期日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(論文提出の手続)

第5条 第3条の規定に該当する者が博士論文を提出する場合は、次の書類を主指導教員の承認を得て研究科長に提出するものとする。

(1) 学位論文審査願

(2) 博士論文

(3) 論文目録

(4) 論文の要旨

(5) 履歴書

- (6) 参考論文があるときは、参考論文
- (7) その他学位プログラムが必要とするもの
(論文の受理)

第6条 研究科長は、前条の規定により博士論文の提出があったときは、当該博士論文を受理すべきか否かを研究科教授会(以下「教授会」という。)に諮るものとする。

(審査委員会)

第7条 学位規則第5条第1項に定める審査委員会は、博士論文の内容に関連ある教員3人以上の審査委員で組織する。

- 2 審査委員は、主査1人及び2人以上の副査で構成するものとする。
- 3 主査は、研究科の教員をもって充てる。
- 4 副査のうち1人以上は、他の学位プログラム、他専攻又は他研究科の教員とする。
- 5 教授会において必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(学位授与の期日)

第8条 博士論文審査及び最終試験に合格した者の博士の学位授与の期日は、次のとおりとする。

- (1) 標準修業年限内に合格した者は、学位記授与式が挙行される日とする。ただし、教授会の議を経て研究科長が特別な事由があると認めた場合には、合格した日とすることができる。
- (2) その他の者は、合格した日とする。

第3章 論文提出による学位審査

(学位授与の申請をすることができる者の資格要件)

第9条 学位規則第2条第3項の規定に基づき、論文提出による博士の学位の授与を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 研究科博士課程後期に3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた後退学した者
- (2) 博士課程前期又は修士課程の修了者で、4年以上の研究歴を有するもの
- (3) 大学の卒業者で、6年以上の研究歴を有するもの
- (4) 前3号に掲げる者以外の者で、教授会が優れた研究業績を上げたと認めるもの

(論文提出の手続)

第10条 前条に該当する者が論文を提出する場合は、次の書類を研究科長を経て学長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書
- (2) 学位論文
- (3) 論文目録
- (4) 論文の要旨
- (5) 履歴書
- (6) 参考論文があるときは、参考論文

(7) その他学位プログラムが必要とするもの
(論文の受理)

第 11 条 論文の受理については、第 6 条の規定を準用する。
(審査委員会及び試問委員会)

第 12 条 審査委員会については、第 7 条の規定を準用する。

- 2 学位規則第 5 条第 2 項に定める試問委員会は、3 人以上の試問委員をもって組織する。
- 3 試問委員は、主査 1 人及び 2 人以上の副査で構成するものとする。
- 4 主査は、研究科の教員をもって充てる。
- 5 副査のうち 1 人以上は、他の学位プログラム、他専攻又は他研究科の教員とする。
- 6 教授会において必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等を試問委員に加えることができる。
- 7 審査委員が試問委員を兼ねることができる。

(試験又は試問の方法)

第 13 条 学位規則第 6 条第 3 項の試問に課する外国語は、研究科においては 1 種類とする。

- 2 学位規則第 6 条第 4 項の研究科所定の年限は、5 年とする。

第 4 章 研究科博士課程前期修了認定のために行う学位審査

(論文提出の資格要件)

第 14 条 学位規則第 2 条第 2 項に規定する博士課程前期修了のための学位論文を提出できる者は、広島大学大学院人間社会科学研究科細則(令和 2 年 4 月 1 日研究科長決裁)第 20 条に規定する所定の単位を修得した者又は修了予定日までに修得することが確実な者で、かつ、修士論文又は特定の課題についての研究成果(以下「修士論文等」という。)の作成等に対する指導を受けたものとする。

(修士論文等提出の時期)

第 15 条 修士論文等を提出する時期は、3 月末修了予定者にあつては修了予定年度の 1 月末日まで、9 月末修了予定者にあつては 7 月末日までとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、修士論文等の提出期日が次の各号のいずれかに該当する場合は、以後最初の平日をもってその期日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(修士論文等提出の手続)

第 16 条 第 14 条の規定に該当する者が修士論文等を提出する場合は、次の書類を主指導教員の承認を得て研究科長に提出するものとする。

- (1) 修士論文又は特定の課題についての研究成果
- (2) その他学位プログラムが必要とするもの

(審査委員会)

第 17 条 審査委員会は、修士論文等の内容に関連ある教員 3 人以上の審査委員をもって組織する。

- 2 審査委員は、主査1人及び2人以上の副査で構成するものとする。
- 3 主査は、研究科の教員をもって充てる。
- 4 副査のうち1人以上は、他の学位プログラム、他専攻又は他研究科の教員とする。
- 5 教授会において必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

第5章 雑則

(書類の様式)

第18条 関係書類の様式は、別記様式第1号から別記様式第8号までのとおりとする。

(その他)

第19条 この内規に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

○広島大学学則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)

広島大学学則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 教育研究等組織(第 6 条—第 18 条)
- 第 3 章 運営組織(第 19 条—第 27 条)
- 第 4 章 その他(第 28 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この学則は、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号。以下「法人法」という。)に基づき設立される国立大学法人広島大学及びその法人によって設置される広島大学の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 前条に規定する国立大学法人広島大学及び広島大学は、別段の定めがある場合を除き、総称して広島大学(以下「本学」という。)という。

(事務所の所在地)

第 3 条 本学は、主たる事務所を広島県東広島市鏡山一丁目 3 番 2 号に置く。

(理念)

第 4 条 本学は、「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、次に掲げる理念に基づき、未来を担う有能な人材を養成するとともに学術を継承・発展させ、もって地域社会及び国際社会の発展に貢献するものとする。

- (1) 平和を希求する精神
- (2) 新たなる知の創造
- (3) 豊かな人間性を培う教育
- (4) 地域社会・国際社会との共存
- (5) 絶えざる自己変革

(自己点検・評価)

第 5 条 本学は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 109 条第 1 項の規定に基づき、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下この条において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価(以下この条において「自己点検・評価」という。)を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 本学は、学校教育法第109条第2項の規定に基づき、前項に規定する自己点検・評価に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価(以下この条において「認証評価」という。)を受けるものとする。
- 3 本学は、学校教育法第109条第3項の規定に基づき、前項に規定する認証評価のほか、専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、定期的に認証評価を受けるものとする。
- 4 第1項に規定する自己点検・評価並びに第2項及び前項に規定する認証評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 教育研究等組織

(学部)

第6条 本学に、次の学部を置く。

総合科学部

文学部

教育学部

法学部

経済学部

理学部

医学部

歯学部

薬学部

工学部

生物生産学部

情報科学部

(大学院)

第7条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、次の研究科を置く。

人間社会科学研究科

先進理工系科学研究科

統合生命科学研究科

医系科学研究科

3 大学院に、履修上の組織として卓越大学院・大学院リーディングプログラム機構を置く。

(学術院)

第8条 本学に、教員組織として学術院を置く。

2 学術院に学術院長を置き、学長をもって充てる。

3 学術院に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻科)

第9条 本学に、次の専攻科を置く。

特別支援教育特別専攻科

(附置研究所)

第10条 本学に、原子爆弾その他の放射線による障害の治療及び予防に関する学理並びにその応用の研究のため、附置研究所として原爆放射線医科学研究所を置く。

- 2 原爆放射線医科学研究所に、研究部門及び研究センターを置く。
- 3 原爆放射線医科学研究所は、大学の教員その他の者で原爆放射線医科学研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。

(病院)

第11条 本学に、医学及び歯学に係る診療の場として機能するとともに、診療を通じて地域医療の向上に寄与するため、医療に関する教育研究施設として病院を置く。

- 2 病院に、診療科及び中央診療施設を置く。
- 3 病院に、薬剤部、看護部及び診療支援部を置く。

第11条の2 病院に、東広島地区における歯学に係る診療の場として機能するとともに、診療を通じて東広島地域の歯科医療の向上に寄与するため、歯科診療所を置く。

- 2 歯科診療所に関し必要な事項は、病院が定める。

(図書館)

第12条 本学に、図書館を置く。

(教育本部)

第12条の2 本学に、学士課程教育、大学院課程教育及び特別支援教育特別専攻科教育における入学者選抜、教育の質の向上及び教育力の強化に係る企画・評価・改善を推進するとともに、教養教育を実施するため、教育本部を置く。

(学部等附属の教育研究施設)

第13条 次の表の左欄に掲げる学部、研究科及び附置研究所(以下この条において「学部等」という。)に、右欄に掲げる附属の教育施設又は研究施設(以下この条において「附属施設」という。)を置く。

学部等名	附属施設名
経済学部	地域経済システム研究センター
理学部	理学融合教育研究センター
薬学部	薬用植物園
生物生産学部	練習船豊潮丸

人間社会科学研究科	幼年教育研究施設，教育実践総合センター，特別支援教育実践センター，心理臨床教育研究センター，リーガル・サービス・センター
統合生命科学研究科	瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター，臨海実験所，宮島自然植物実験所，植物遺伝子保管実験施設
医系科学研究科	先駆的看護実践支援センター，先駆的リハビリテーション実践支援センター
原爆放射線医科学研究所	被ばく資料調査解析部

2 附属施設に関し必要な事項は，当該学部等が定める。

(全国共同利用施設)

第14条 本学に，全国共同利用施設として，放射光科学研究センターを置く。

2 放射光科学研究センターは，大学の教員その他の者で放射光科学研究センターの目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。

(中国・四国地区国立大学共同利用施設)

第15条 本学に，中国・四国地区国立大学共同利用施設として，西条共同研修センターを置く。

(学内共同教育研究施設等)

第16条 本学に，学内共同教育研究施設として，次の施設を置く。

ナノデバイス・バイオ融合科学研究所

高等教育研究開発センター

情報メディア教育研究センター

自然科学研究支援開発センター

森戸国際高等教育学院

教育開発国際協力研究センター

保健管理センター

平和センター

環境安全センター

総合博物館

北京研究センター

宇宙科学センター

外国語教育研究センター

文書館

スポーツ科学センター

HiSIM 研究センター

現代インド研究センター

ダイバーシティ研究センター

両生類研究センター
トランスレーショナルリサーチセンター
防災・減災研究センター
脳・こころ・感性科学研究センター
ゲノム編集イノベーションセンター
デジタルものづくり教育研究センター

2 本学に、学内共同利用施設として、ハラスメント相談室を置く。
(附属学校)

第 17 条 本学に、次の附属学校を置く。

附属幼稚園
附属三原幼稚園
附属小学校
附属東雲小学校
附属三原小学校
附属中学校
附属東雲中学校
附属三原中学校
附属福山中学校
附属高等学校
附属福山高等学校

(教育研究活動等)

第 18 条 第 6 条から前条までに規定する教育研究組織における教育研究活動及び管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 運営組織

(役員)

第 19 条 本学に、役員として、学長、理事 7 人以内(1 人以上の非常勤の理事(その任命の際現に本学の役員又は職員以外の者に限る。))を置く場合は 8 人以内)及び監事 2 人を置く。

第 20 条 学長は、本学を代表し、本学の最終意思決定者として、その業務を総理する。

2 学長は、次の重要事項について意思決定するときは、第 24 条に定める役員会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標についての意見(法人法第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項
- (2) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認(同法第 13 条の 2 第 1 項及び第 17 条第 6 項の承認を除く。)を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

- (4) 研究科，専攻その他本学の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
 - (5) 学則その他本学の管理運営上重要な諸規則の制定又は改廃に関する事項
 - (6) その他役員会が定める重要事項
- 3 理事は，学長を補佐して本学の業務を掌理し，学長に事故があるときはその職務を代理し，学長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は，本学の業務を監査する。
- 5 役員に関し必要な事項は，別に定める。

(職員)

第 21 条 本学に，教員，事務職員，技術職員その他の職員を置く。

- 2 職員に関し必要な事項は，別に定める。

(副学長)

第 22 条 本学に，教育，研究その他必要な分野に関して学長を補佐するため，又は命を受けて校務を担当するため，副学長を置くことができる。

- 2 副学長は，理事をもって充てる。
- 3 前項の規定にかかわらず，理事でない副学長を置くことができる。
- 4 副学長に関し必要な事項は，別に定める。

(学長補佐)

第 23 条 本学に，学長の指示する特定の業務等を遂行するため，学長補佐を置く。

- 2 学長補佐に関し必要な事項は，別に定める。

(副理事)

第 23 条の 2 本学に，理事の業務の一部を分担し，理事を補佐するため，副理事を置く。

- 2 副理事に関し必要な事項は，別に定める。

(役員会)

第 24 条 本学に，重要事項について審議するため，役員会を置く。

- 2 役員会の運営等に関し必要な事項は，別に定める。

(経営協議会)

第 25 条 本学に，経営に関する重要事項を審議するため，経営協議会を置く。

- 2 経営協議会の運営等に関し必要な事項は，別に定める。

(教育研究評議会)

第 26 条 本学に，教育研究に関する重要事項を審議するため，教育研究評議会を置く。

- 2 教育研究評議会の運営等に関し必要な事項は，別に定める。

(その他の運営組織)

第 27 条 第 19 条から前条までに規定するもののほか，運営組織に関し必要な事項は，別に定める。

第4章 その他

(雑則)

第28条 この学則に定めるもののほか、本学の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の広島大学学則第7条第2項に規定する総合科学研究科、文学研究科、教育学研究科、社会科学研究科、理学研究科、先端物質科学研究科、工学研究科、国際協力研究科及び法務研究科は、この規則による改正後の広島大学学則第7条第2項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

○広島大学通則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

広島大学通則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)
 - 第 2 章 入学(第 10 条—第 18 条)
 - 第 3 章 教育課程(第 19 条—第 27 条)
 - 第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条—第 31 条)
 - 第 5 章 休学及び退学(第 32 条—第 35 条)
 - 第 6 章 転学部, 転学科及び転学(第 36 条—第 38 条)
 - 第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条—第 43 条)
 - 第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条—第 46 条)
 - 第 9 章 授業料(第 47 条—第 51 条)
 - 第 10 章 研究生, 科目等履修生及び外国人特別学生等(第 52 条—第 54 条)
 - 第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この通則は, 広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき, 広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科, 類及びコース)

第 2 条 本学の学部に, 次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科 国際共創学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系) 第二類(科学文化教育系) 第三類(言語文化教育系) 第四類(生涯活動教育系) 第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科 物理学科 化学科

	生物科学科
	地球惑星システム学科
医学部	医学科
	保健学科
歯学部	歯学科
	口腔健康科学科
薬学部	薬学科
	薬科学科
工学部	第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)
	第二類(電気電子・システム情報系)
	第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)
	第四類(建設・環境系)
生物生産学部	生物生産学科
情報科学部	情報科学科

- 2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

- 2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。
(収容定員)

第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあつては、6年とする。

第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

- 2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。

- 3 工学部の在学年限は、6年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

3 前期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後期の前半を第3ターム、後半を第4タームとする。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの
(入学出願手続)

第 12 条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料 17,000 円(夜間主コースにあつては 10,000 円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2 第 13 条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第 1 段階目の選抜に係る額は 4,000 円(夜間主コースにあつては 2,200 円)とし、第 2 段階目の選抜に係る額は 13,000 円(夜間主コースにあつては 7,800 円)とする。

3 第 1 項の規定は、第 14 条、第 18 条又は第 38 条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000 円(夜間主コースにあつては 18,000 円)とする。

(検定料の免除)

第 12 条の 2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、検定料を免除することができる。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学試験)

第 13 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第 14 条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

(1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入學を願ひ出た者

(2) 他の大学の学部を卒業し本学に入學を願ひ出た者

- (3) 学校教育法第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入学を願い出た者
- 2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入學を願い出た者については、選考の上、再入學として入學を許可することができる。
- 3 前2項による入學者の既修得単位、修業年限及び在學年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。
(合格者の決定)

第15条 入學を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。
(入學手続)

第16条 入學の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入學手続書類」という。)を提出するとともに、入學料282,000円(夜間主コースにあっては141,000円)を納付しなければならない。
(入學料の免除及び徴収猶予)

第16条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入學料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨學制度による奨學生(以下「フェニックス奨學生」という。)には、入學料の全額を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、入學料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。
(入學許可)

第16条の3 学長は、第16条の入學手続を完了した者(入學料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨學生申請中の者を含む。)に入學を許可する。
(検定料及び入學料の返還)

第17条 既納の検定料及び入學料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 第13条の入學試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき 13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)

(2) 第12条第1項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

(編入学)

第18条 本学は、第11条及び第14条の規定にかかわらず、本学の第3年次又は第2年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第19条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第19条の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあつては教養教育に関する規則、専門教育科目にあつては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野にお

ける個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第19条の4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第19条の5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第20条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第21条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたものために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項の授業科目は、森戸国際高等教育学院において開設するものとする。

3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出

たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

- 2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第23条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

- 2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第24条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第25条 学生は、第23条第2項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

- 2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第26条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

- 2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第27条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章 他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第28条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第3項及び第4項、第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。
(留学等)

第29条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。
- 3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第1項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 5 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項、次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。
(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第28条第2項、前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 短期大学又は高等専門学校の特攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 休学及び退学

(休学)

第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第10号に該当する者が、大学院医系科学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。

7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第33条 休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第34条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第35条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

第36条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第37条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第38条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第7章 賞罰及び除籍

(表彰)

第39条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第40条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第41条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学内の秩序を著しく乱した者
- (5) 学生の本分に著しく反した者

第 42 条 停学が 3 月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。
(除籍)

第 43 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であつて、納付すべき入学料を納付しないもの
- (2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第 8 章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第 44 条 第 4 条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124 単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位以上、薬学部薬学科にあつては 186 単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る 20 単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 19 条の 2 第 2 項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

- (1) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位、薬学部薬学科にあつては 186 単位。以下同じ。)の場合は、60 単位を超えないものとする。
- (2) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位を超える場合は、第 19 条の 2 第 1 項の授業の方法によって 64 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 128 単位、薬学部薬学科にあつては 126 単位)以上の修得がなされていれば、60 単位を超えることができる。

(早期卒業)

第 45 条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 147 条に定める要件を満たしている場

合には、第4条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第46条 卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 授業料

(授業料)

第47条 授業料の年額は、535,800円(夜間主コースにあつては267,900円)とする。ただし、第22条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の2分の1に相当する額を納付するものとし、前期にあつては4月、後期にあつては10月に納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

5 第2項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。

(1) 特別の事情により期中途において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者 月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日

(2) 学年の途中で卒業する者 月割計算によるその期の額を、第2項に定める各期の納付期日

(3) 月割分納を許可された者 その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日

(4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者 許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日

6 前項各号に定める月割の計算による額は、第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数が

あるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。

- 8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第48条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、別に定める広島大学光り輝く奨学制度による奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第49条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第50条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

- 2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第51条 既納の授業料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

- (1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額
- (2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額
- (3) 9月30日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第10章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第 52 条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 52 条の 2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第 53 条 第 13 条、第 14 条及び第 18 条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

(履修証明プログラム)

第 53 条の 2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第 54 条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 厚生施設等

(厚生施設)

第 55 条 本学に、学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 56 条 学部長は、学部細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度

法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
総計		9,840	9,790	9,760

- 3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員，生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は，別表の規定にかかわらず，平成16年度にあつては，次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
総計		9,840

- 4 平成15年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については，この通則の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 5 平成16年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学，学士入学，転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和26年10月1日制定。以下「旧規程」という。)については，この通則の施行後もなおその効力を有する。
- 6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部，学科及び課程については，なお存続するものとする。
- 7 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は，別表の規定にかかわらず，令和2年度から令和8年度までにあつては，次の表のとおりとする。

年度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
令和2年度	118	238	2,336	718	1,198	9,922
令和3年度	118	238	2,336	716	1,196	9,930
令和4年度				701	1,181	9,915
令和5年度				686	1,166	9,900
令和6年度				671	1,151	9,885
令和7年度				656	1,136	9,870
令和8年度				643	1,123	9,857

(略)

附 則(平成30年3月30日規則第57号)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の広島大学通則第2条に規定する工学部の第一類(機械システム工学系)、第二類(電気・電子・システム・情報系)、第三類(化学・バイオ・プロセス系)は、この規則による改正後の広島大学通則(以下「新規則」という。)第2条及び別表の規定にかかわらず、平成32年3月31日に当該類に在学する者が当該類に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 医学部医学科及び学部の入学生定員並びに全学部の入学生定員並びに工学部及び情報科学部の編入学生定員並びに全学部の編入学生定員並びに総合科学部、文学部、教育学部、法学部、経済学部、医学部、工学部及び情報科学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、新規則別表の規定にかかわらず、平成30年度から平成36年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	入学定員		編入学定員		収容定員						
		平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
総合科学部	総合科学科					510	500	490				
	国際共創学科					40	80	120				
	計					550	580	610				
文学部	人文学科					570	560	550				
	計					570	560	550				
教育学部	第一類(学校教育系)					657	634	631				
	第二類(科学文化教育系)					346	340	334				
	第三類(言語文化教育系)					325	314	303				
	第四類(生涯活動教育系)					345	338	331				
	第五類(人間形成基礎系)					217	214	211				
	計					1,890	1,840	1,810				
法学部	夜間主コース					170	160	150				
	計					750	740	730				
経済学部	昼間コース					615						
	夜間主コース					240	220	205				
	計					855	830	815				

医学部	医学科	120	120			720	720	705	690	675	660	645
	計	240	240			1,200	1,200	1,185	1,170	1,155	1,140	1,125
工学部	第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)			0	0	150	300	455				
	第二類(電気電子・システム情報系)			0	0	90	180	273				
	第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)			0	0	115	230	349				
	第四類(建設・環境系)					495	450	408				
	第一類(機械システム工学系)					315	210	105				
	第二類(電気・電子・システム・情報系)			10	10	405	270	135				
	第三類(化学・バイオ・プロセス系)					345	230	115				
	計			10	10	1,935	1,890	1,850				
情報科学部	情報科学科			0	0	80	160	245				
	計			0	0	80	160	245				
総計		2,338	2,338	70	70	9,944	9,914	9,909	9,904	9,889	9,874	9,859

(略)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	120		480
	国際共創学科	40		160
	計	160		640
文学部	人文学科	130	10	540
	計	130	10	540
教育学部	第一類(学校教育系)	157		628
	第二類(科学文化教育系)	82		328
	第三類(言語文化教育系)	73		292
	第四類(生涯活動教育系)	81		324
	第五類(人間形成基礎系)	52		208
	計	445		1,780
法学部	法学科 昼間コース	140	10	580
	夜間主コース	30	10	140
	計	170	20	720
経済学部	経済学科 昼間コース	150	5	610
	夜間主コース	45	5	190
	計	195	10	800
理学部	数学科	47	10	188
	物理学科	66		264
	化学科	59		236
	生物科学科	34		136
	地球惑星システム学科	24		96
	計	230	10	940
医学部	医学科	105		630
	保健学科	120		480
	計	225		1,110
歯学部	歯学科	53		318
	口腔健康科学科	40		160
	計	93		478
薬学部	薬学科	38		228
	薬科学科	22		88
	計	60		316
工学部				

	第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)	150	5	610
	第二類(電気電子・システム情報系)	90	3	366
	第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)	115	4	468
	第四類(建設・環境系)	90	3	366
	計	445	15	1,810
生物生産学部	生物生産学科	90	10	380
	計	90	10	380
情報科学部	情報科学科	80	5	330
総計		2,323	80	9,844

○広島大学大学院規則

(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 3 号)

(全部改正)

広島大学大学院規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 13 条)
- 第 2 章 入学(第 14 条—第 24 条)
- 第 3 章 教育課程(第 25 条—第 36 条)
- 第 4 章 休学, 退学及び転学(第 37 条—第 39 条)
- 第 5 章 賞罰及び除籍(第 40 条—第 42 条)
- 第 6 章 課程の修了及び学位の授与(第 43 条—第 48 条)
- 第 7 章 授業料(第 49 条)
- 第 8 章 特別研究学生(第 50 条—第 52 条)
- 第 9 章 研究生及び科目等履修生等(第 53 条—第 54 条の 3)
- 第 10 章 教員組織(第 55 条)
- 第 11 章 雑則(第 56 条・第 57 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学大学院の目的)

第 2 条 本学大学院は、広島大学の理念に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(本学大学院の課程)

第 3 条 本学大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

2 博士課程(医系科学研究科医歯薬学専攻を除く。)は、前期の課程(以下「博士課程前期」という。)及び後期の課程(以下「博士課程後期」という。)に区分する。

3 博士課程前期は、修士課程として取り扱うものとする。

- 4 専門職学位課程は、人間社会科学研究科教職開発専攻を教職大学院の課程として取り扱い、人間社会科学研究科実務法学専攻を法科大学院の課程として取り扱うものとする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、博士課程後期のみの博士課程を置くことができる。
(課程及び専攻等)

第4条 本学大学院の各研究科に、次の課程及び専攻を置く。

人間社会科学研究科(博士課程)

人文社会科学専攻

教育科学専攻

教職開発専攻(専門職学位課程)

実務法学専攻(専門職学位課程)

先進理工系科学研究科(博士課程)

先進理工系科学専攻

統合生命科学研究科(博士課程)

統合生命科学専攻

医系科学研究科(博士課程)

医歯薬学専攻

総合健康科学専攻

(収容定員)

第5条 本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

(修士課程及び博士課程前期の標準修業年限)

第6条 修士課程及び博士課程前期の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合は、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限は、2年を超えるものとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(博士課程後期の標準修業年限)

第7条 博士課程後期の標準修業年限は、3年とする。

(医系科学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限)

第8条 医系科学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限は、4年とする。

(専門職学位課程の標準修業年限)

第9条 人間社会科学研究科教職開発専攻の標準修業年限は2年、人間社会科学研究科実務法学専攻の標準修業年限は3年とする。

(在学年限)

第10条 本学大学院における同一研究科に在学し得る年限は、修士課程若しくは博士課程前期又は人間社会科学研究科教職開発専攻は4年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の年数)、博士課程後期及び人間社会科学研究科実務法学専攻は6年、医系科学研究科医歯薬学専攻は8年とする。

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

3 前期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後期の前半を第3ターム、後半を第4タームとする。

(休業日)

第13条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日(人間社会科学研究科人文社会科学専攻マネジメントプログラムにあつては日曜日及び月曜日)

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第15条 修士課程若しくは博士課程前期又は専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 104 条第 7 項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、その後に入学者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、22 歳に達したもの
- (11) 大学に 3 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

第 16 条 博士課程後期に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者であって、24歳に達したもの

第17条 医系科学研究科医歯薬学専攻に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学の学部において医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修してこれらの学部を卒業した者
- (2) 法第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位(専攻分野が医学、歯学又は獣医学)を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又

はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 法第102条第2項の規定により大学院(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に入学した者であって、その後に入学者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

(9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者であって、24歳に達したもの

(10) 大学の医学、歯学若しくは獣医学を履修する課程又は薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに4年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(入学出願手続)

第18条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料30,000円を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学大学院に提出しなければならない。

2 人間社会科学研究科実務法学専攻における次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

3 第1項の規定は、第39条第1項の規定により入学を志願する場合について準用する。

(検定料の免除)

第18条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、検定料を免除することができる。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学試験)

第19条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(合格者の決定)

第20条 入学を許可すべき者は、各研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第21条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料282,000円を納付しなければならない。

(入学料の免除、徴収猶予及び不徴収)

第22条 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額若しくは半額を免除し、若しくはその徴収を猶予し、又は入学料を徴収しないこととすることができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生には、入学料の全額を免除することができる。

3 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学光り輝く奨学制度による奨学生には、入学料の全額を免除することができる。

4 前3項に定めるもののほか、入学料の免除、徴収猶予及び不徴収に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第23条 学長は、第21条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第24条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 人間社会科学研究科実務法学専攻における第19条に規定する入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき 23,000円

(2) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(3) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

第3章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第25条 本学大学院の教育課程は、教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 授業科目は、各研究科の学生が共通に履修する授業科目(次項において「大学院共通科目」という。)及び本学大学院各研究科の授業科目に区分する。

- 3 大学院共通科目に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 本学大学院各研究科の授業科目及びその履修方法は、各研究科細則において定める。
- 5 第2項に定めるもののほか、本学大学院の授業科目のうち、全ての研究科の学生がスキル向上を目的として履修できる授業科目(次条に定める卓越大学院プログラム又は第25条の3に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する学生に限り履修できるものを除く。)については、別に定める。

(卓越大学院プログラム)

第25条の2 新たな知の創造と活用を主導し、時代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材、高度な知のプロフェッショナルを育成することを目的として、卓越大学院プログラムを開設する。

- 2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(博士課程リーダー育成プログラム)

第25条の3 独創的に課題に挑み、幅広い知識をもとに物事の本質を見抜く力等を備えたリーダーを育成するため、従来の学問分野・研究領域の枠組みを超えた学位プログラムとして、博士課程リーダー育成プログラムを開設する。

- 2 博士課程リーダー育成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法及び単位数の計算の基準)

第26条 本学大学院の授業の方法については通則第19条の2の規定を、単位数の計算の基準については通則第19条の3の規定を準用する。

(研究指導)

第27条 本学大学院の学生(専門職学位課程の学生を除く。)は、その在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を履修し、第43条第1項に規定する単位を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けなければならない。ただし、第16条第2号から第8号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の授業科目の履修及び単位の修得については、この限りでない。

- 2 各研究科は、教育上有益と認めるときは、あらかじめ他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院等と協議の上、学生(専門職学位課程の学生を除く。)が、当該他の大学院若しくは研究所等において、又は休学することなく当該外国の大学院等に留学し、必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士課程前期の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第 28 条 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の授与)

第 29 条 単位の授与については、通則第 19 条の 4 の規定を準用する。この場合において、「及び出席状況」とあるのは、「又は研究報告」と読み替えるものとする。

(授業科目の成績評価)

第 30 条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第 31 条 専門職学位課程の学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限は、人間社会科学研究所の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 32 条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 33 条 教員の免許状授与の所要資格の取得については、通則第 24 条の規定を準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 34 条 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学生交流及び留学等)

第 35 条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科の教授会の議を経て、10 単位(人間社会科学研究所教職開発専攻にあっては修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えない範囲とする。人間社会科学研究所実務法学専攻にあっては 30 単位とする。ただし、93 単位を超える単位の修得を人間社会科学研究所実務法学専攻の修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えて修得したものとみなすことができる。)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて10単位(人間社会科学研究科教職開発専攻にあつては、修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲とする。人間社会科学研究科実務法学専攻にあつては、次条第1項及び第45条第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(第1項ただし書及び第45条第2項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))とす。))を超えないものとする。
- 4 学生交流及び留学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第36条 研究科が教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学の場合を除き、本学大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、10単位(人間社会科学研究科教職開発専攻にあつては、前条第1項及び第2項並びに第44条の2第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲とする。人間社会科学研究科実務法学専攻にあつては、前条第1項及び第2項並びに第45条第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(前条第1項ただし書及び第45条第2項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))とす。))を超えないものとする。
- 3 前2項の規定による既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 休学、退学及び転学

(休学)

第37条 休学については、通則第32条から第34条までの規定を準用する。

(退学)

第38条 退学については、通則第35条の規定を準用する。

(転学)

第39条 他の大学院及び国際連合大学の課程から転学を志願する者については、各学期の始めに限り、試験の上、許可することがある。

- 2 本学大学院の学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、願い出なければならない。

第5章 賞罰及び除籍

(表彰)

第40条 表彰については、通則第39条の規定を準用する。

(懲戒)

第41条 懲戒については、通則第40条から第42条までの規定を準用する。

(除籍)

第42条 除籍については、通則第43条の規定を準用する。

第6章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第43条 修士課程及び博士課程前期の修了の要件は、大学院に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該研究科の教授会の議を経て研究科長がその修士課程及び博士課程前期の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 博士課程前期については、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前2項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、当該研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該博士課程前期において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該博士課程前期において修得すべきものについての審査

第44条 博士課程の修了の要件は、大学院に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。医系科学研究科医歯薬学専攻においては4年)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年(医系科学研究科医歯薬学専攻以外の博士課程の学生で修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、大学院に修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年(修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第16条第2号から第8号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、当該研究科に定めがあるときはその単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第44条の2 人間社会科学研究科教職開発専攻の修了の要件は、2年以上在学し、かつ、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等(専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文科科学省令第16号)第26条第1項に規定する小学校等をいう。以下同じ。)その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)で人間社会科学研究科が定める単位以上を修得することとする。

- 2 人間社会科学研究科が教育上有益と認めるときは、当該専攻に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず第36条第2項の規定により当該専攻に入学する前に修得した単位(第15条に規定する入学資格を有した後に修得したものに限り。)を当該専攻において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により教育課程の一部を修得したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で人間社会科学研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専攻に1年以上在学するものとする。

第45条 人間社会科学研究科実務法学専攻の修了の要件は、3年以上在学し、かつ、93単位以上で人間社会科学研究科が定める単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、入学前の既修得単位について認定され

た者については1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず人間社会科学研究科実務法学専攻において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)については、30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第35条第1項及び第2項並びに第36条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(第35条第1項ただし書及び前項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。)を超えないものとする。

(学位の授与)

第46条 学長は、本学大学院を修了した者に、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

3 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文、最終試験)

第47条 第43条及び第44条の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

第48条 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科の教授会の審査を経て、研究科長が決定する。

2 審査決定の方法は、各研究科が定める。

第7章 授業料

(授業料)

第49条 授業料の年額は、535,800円(人間社会科学研究科実務法学専攻にあつては804,000円)とする。ただし、第32条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの標準修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

2 成績優秀学生に対しては、後期分の授業料の全額を免除することができる。

3 授業料を納付した者が成績優秀学生として授業料免除対象者となったときは、納付した者の申出により、後期分の授業料に相当する額を返還する。

- 4 第2項に定めるもののほか、別に定める広島大学入学前奨学制度による奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、授業料の納付手続等については、通則第47条第2項から第51条までの規定を準用する。

第8章 特別研究学生

(特別研究学生)

第50条 各研究科は、他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることを認めることができる。

(特別研究学生の授業料等)

第51条 特別研究学生に係る授業料は、広島大学研究生規則(平成16年4月1日規則第10号)第8条に規定する額と同額とする。ただし、国立大学の大学院学生であるとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、授業料を徴収しない。

- (1) 公立又は私立の大学との間で締結した大学間特別研究学生交流協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
 - (2) 外国の大学院等との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- 2 特別研究学生は、前項に規定する額を、研究指導を受けようとする期間に応じ6月分ずつ(研究指導を受けようとする期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。
 - 3 既納の授業料は、返還しない。
 - 4 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

(規則の準用)

第52条 この章に定めるもののほか、特別研究学生には、本学大学院の学生に関する規定を準用する。

第9章 研究生及び科目等履修生等

(研究生)

第53条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 54 条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(法務研修生)

第 54 条の 2 人間社会科学研究科実務法学専攻を修了した者で、修了後引き続き人間社会科学研究科実務法学専攻において自己学習をすることを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、法務研修生として受け入れることができる。

2 法務研修生に関し必要な事項は、人間社会科学研究科が定める。

(履修証明プログラム)

第 54 条の 3 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 教員組織

(教員組織)

第 55 条 各研究科における授業は、教授又は准教授が担当する。ただし、必要があるときは、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

2 各研究科における研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

3 第 1 項の規定にかかわらず、人間社会科学研究科実務法学専攻における授業は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

第 11 章 雑則

(雑則)

第 56 条 研究科長は、研究科細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この規則に定めるもののほか、本学大学院の学生の修学に関し必要な事項は、通則の規定を準用する。

第 57 条 通則をこの規則に準用する場合は、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 教育学研究科の障害児教育学専攻は、第4条及び別表の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(略)

附 則(平成31年3月29日規則第28号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の広島大学大学院規則第4条に規定する理学研究科の生物学専攻、数理分子生命理学専攻、先端物質科学研究科の分子生命機能科学専攻、医歯薬保健学研究科の各専攻及び生物圏科学研究科の各専攻は、この規則による改正後の広島大学大学院規則(以下「新規則」という。)第4条及び別表の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 総合科学研究科の総合科学専攻、理学研究科の生物学専攻、数理分子生命理学専攻、先端物質科学研究科の分子生命機能科学専攻、医歯薬保健学研究科の各専攻、生物圏科学研究科の各専攻、統合生命科学研究科の統合生命科学専攻、医系科学研究科の各専攻及び研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、新規則別表の規定にかかわらず、平成31年度、平成32年度及び平成33年度にあっては、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程	博士課程又は博士課程後期		
		収容定員	収容定員		
		平成31年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
総合科学研究科	総合科学専攻	110	57	54	
	計	110	57	54	
理学研究科	生物学専攻	24	24	12	
	数理分子生命理学専攻	23	22	11	
	計	217	166	143	
先端物質科学研究科	分子生命機能科学専攻	24	22	11	
	計	104	79	68	
医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻	—	291	194	97
	口腔健康科学専攻	12	8	4	

	薬科学専攻	18	6	3	
	保健学専攻	34	30	15	
	医歯科学専攻	12	—	—	—
	計	76	335	216	97
生物圏科学研究科	生物資源科学専攻	30	24	12	
	生物機能開発学専攻	24	24	12	
	環境循環系制御学専攻	19	18	9	
	計	73	66	33	
統合生命科学研究科	統合生命科学専攻	170	70	140	
	計	170	70	140	
医系科学研究科	医歯薬学専攻	—	97	194	291
	総合健康科学専攻	76	25	50	
	計	76	122	244	366
総計		2,140	1,570	1,573	

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の広島大学大学院規則第4条に規定する総合科学研究科の総合科学専攻、文学研究科の人文学専攻、教育学研究科の各専攻、社会科学系研究科の各専攻、理学研究科の各専攻、先端物質科学研究科の各専攻、工学研究科の各専攻、国際協力研究科の各専攻及び法務研究科の法務専攻は、この規則による改正後の広島大学大学院規則(以下「新規則」という。)第4条及び別表の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 総合科学研究科の総合科学専攻、文学研究科の人文学専攻、教育学研究科の各専攻、社会科学系研究科の各専攻、理学研究科の各専攻、先端物質科学研究科の各専攻、工学研究科の各専攻、国際協力研究科の各専攻、法務研究科の法務専攻、人間社会科学系研究科の各専攻、先進理工系科学研究科の先進理工系科学専攻及び研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、新規則別表の規定にかかわらず、令和2年度及び令和3年度にあっては、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程, 博士課程前期	博士課程又は博士課程
------	-----	--------------	------------

		又は専門職学位課程		後期	
		収容定員		収容定員	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
総合科学研究科	総合科学専攻	50		37	17
	計	50		37	17
文学研究科	人文学専攻	64		64	32
	計	64		64	32
教育学研究科	教職開発専攻	20		—	—
	学習開発学専攻	20		—	—
	教科教育学専攻	80		—	—
	日本語教育学専攻	14		—	—
	教育学専攻	14		—	—
	心理学専攻	19		—	—
	高等教育学専攻	5		—	—
	教育学習科学専攻	—		98	49
	計	172		98	49
社会科学研究科	法政システム専攻	24		10	5
	社会経済システム専攻	28		16	8
	マネジメント専攻	28		28	14
	計	80		54	27
理学研究科	数学専攻	22		22	11
	物理科学専攻	30		26	13
	化学専攻	23		22	11
	地球惑星システム学専攻	10		10	5
	計	85		103	40
先端物質科学研究科	量子物質科学専攻	25		24	12
	半導体集積科学専攻	15		14	7
	計	40		49	19
工学研究科	機械システム工学専攻	28		18	9
	機械物理工学専攻	30		20	10
	システムサイバネ	34		22	11

	ティクス専攻				
	情報工学専攻	37		26	13
	化学工学専攻	24		16	8
	応用化学専攻	26		18	9
	社会基盤環境工学専攻	20		14	7
	輸送・環境システム専攻	20		14	7
	建築学専攻	21		14	7
	計	240		162	81
国際協力研究科	開発科学専攻	43		44	22
	教育文化専攻	28		28	14
	計	71		72	36
法務研究科	法務専攻	40	20	—	—
	計	40	20	—	—
人間社会科学研究所	人文社会科学専攻	257		85	170
	教育科学専攻	163		50	100
	教職開発専攻	30		—	—
	実務法学専攻	20	40	—	—
	計	470	940	135	270
先進理工系科学研究科	先進理工系科学専攻	449		128	256
	計	449		128	256
総計		2,253		1,535	1,500

別表(第5条関係)

収容定員

研究科名	専攻名	修士課程, 博士課程前期又は専門職学位課程		博士課程又は博士課程後期	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間社会科学研究所	人文社会科学専攻	257	514	85	255
	教育科学専攻	163	326	50	150
	教職開発専攻	30	60	—	—
	実務法学専攻	20	60	—	—

	計	470	960	135	405
先進理工系科学研究科	先進理工系科学専攻	449	898	128	384
	計	449	898	128	384
統合生命科学 研究科	統合生命科学専攻	170	340	70	210
	計	170	340	70	210
医系科学研究 科	医歯薬学専攻	—	—	97	388
	総合健康科学専攻	76	152	25	75
	計	76	152	122	463
総計		1,165	2,350	455	1,462

○広島大学特別支援教育特別専攻科規則

(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 4 号)

(全部改正)

広島大学特別支援教育特別専攻科規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学特別支援教育特別専攻科(以下「特別専攻科」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 特別専攻科は、特別支援教育の充実に資するため、現職教員及び特別支援教育教員を志望する者を対象として特別支援教育に関する高度の専門教育を施すことを目的とする。

(専攻及びコース)

第 3 条 特別専攻科に、次の専攻及びコースを置く。

特別支援教育専攻

知的障害教育領域コース

特別支援教育コーディネーターコース

(学生定員)

第 4 条 特別専攻科の入学定員は、30 人とする。

(修業年限)

第 5 条 特別専攻科の修業年限は、1 年とする。

(在学年限)

第 6 条 特別専攻科の在学年限は、2 年とする。

(学年、学期及び休業日)

第 7 条 特別専攻科の学年、学期及び休業日については、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 7 条から第 9 条までの規定を準用する。

(入学)

第 8 条 入学は、学年の始めとする。

第 9 条 知的障害教育領域コースに入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有するものとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 7 項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者

第10条 特別支援教育コーディネーターコースに入学できる者は、視覚障害者、聴覚障害者又は知的障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状を有する者とする。

第11条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験の方法は、特別専攻科が定める。

(教育課程及び履修方法)

第12条 教育課程は、別表のとおりとする。

第13条 特別専攻科の学生は、所定の授業科目を履修し、30単位以上を修得しなければならない。

(休学及び退学)

第14条 休学については、通則第32条(第2項ただし書を除く。)から第34条までの規定を準用する。

第15条 退学については、通則第35条の規定を準用する。

(賞罰)

第16条 表彰については、通則第39条の規定を準用する。

2 懲戒については、通則第40条から第42条までの規定を準用する。

(除籍)

第17条 除籍については、通則第43条の規定を準用する。

(修了)

第18条 特別専攻科は、特別専攻科に1年以上在学し、別表に規定する30単位以上を修得した者には、修了を認定する。

(修了証書)

第19条 学長は、特別専攻科において修了の認定を受けた者には、修了証書を授与する。

(教育職員免許状)

第 20 条 修了を認定された者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定めるところにより、次の表に掲げる特別支援学校教員の普通免許状の授与の所要資格を取得することができる。

コース	免許状の種類
知的障害教育領域コース	特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)
特別支援教育コーディネーターコース	特別支援学校教諭専修免許状 (視覚障害者に関する教育の領域) (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域)

(検定料、入学料及び授業料)

第 21 条 検定料の額は 16,500 円、入学料の額は 58,400 円、授業料の額は 273,900 円とし、その納付手続等については、検定料は通則第 12 条第 1 項及び第 12 条の 2 第 1 項の規定を、入学料は通則第 16 条から第 16 条の 3 までの規定を、授業料は通則第 47 条第 2 項から第 50 条までの規定を準用する。

2 成績優秀学生に対しては、後期分の授業料の全額を免除することができる。

第 22 条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、検定料及び入学料の返還については通則第 17 条第 2 項(第 1 号及び第 2 号を除く。)の規定を、授業料の返還については通則第 51 条第 2 項の規定を準用する。

3 授業料を納付した者が成績優秀学生として授業料免除対象者となったときは、納付した者の申出により、後期分の授業料に相当する額を返還する。

(管理運営)

第 23 条 特別専攻科の管理運営の方法については、特別専攻科が定める。

(雑則)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、特別専攻科の学生の修学に関し必要な事項は、通則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(令和2年3月11日規則第21号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第12条関係)

知的障害教育領域コース 教育課程

科目区分		授業科目	開設単位数		要修得単位数
			前期	後期	
基礎理論に関する科目		特別支援教育概論	②		2
特別支援教育領域に関する科目	心理, 生理及び病理に関する科目	大脳生理・病理概論	2		6
		知的障害心理・生理・病理概論		②	
知的障害アセスメント論 I		2			
知的障害アセスメント論 II			2		
肢体不自由心理・生理・病理概論		②			
病弱心理・生理・病理概論		②			
	教育課程及び指導法に関する科目	知的障害教育課程概論	②		10
		知的障害指導法概論	②		
		知的障害授業法概論	②		
		肢体不自由指導法概論	②		
		病弱指導法概論		②	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		視覚障害指導法概論		①	5
		聴覚障害指導法概論		①	
		LD等指導法概論	②		
		重複障害指導法概論	①		

発展科目	特別支援教育実践演習	2		
	特別支援教育臨床演習	2		
	知的障害キャリア教育総論	2		
教育実習	教育実習		③	3
特別研究	特別研究基礎演習 I	①		4
	特別研究基礎演習 I I		①	
	特別研究		②	
計				30

注1：開設単位数欄の○印は、必修を示す。

注2：「発展科目」の履修単位は免許取得のための単位には含まれない。

特別支援教育コーディネーターコース 教育課程

科目区分		授業科目	開設単位数		要修得単位数	
			前期	後期	必修	選択
必修科目		特別支援教育論	2		14	
		特別支援教育コーディネーター論	2			
		コミュニケーション障害教育方法論		2		
		重複障害教育方法論	2			
		LD等教育方法論		2		
		特別支援教育研究 I	1			
		特別支援教育研究 II		1		
		特別支援教育特別研究	2			
選択必修科目	視覚障害教育領域	視覚障害教育方法論 I	2		6	10
		視覚障害教育方法論 II		2		
		視覚障害診断・評価法		2		
	聴覚障害教育領域	聴覚障害教育方法論 I	2			
		聴覚障害教育方法論 II		2		
		聴覚障害診断・評価法		2		
	知的障害教育領域	知的障害教育方法論 I		2		
		知的障害教育方法論 II		2		
		知的障害診断・評価法	2			

選択科目	肢体不自由教育方法論	2		
	病弱教育方法論		2	
発展科目	特別支援教育コーディネーター ー実践演習	2		
	特別支援教育コーディネーター ー臨床演習	2		
	特別支援教育ファシリテーション 演習	2		
計				30

注1：選択必修科目は、視覚障害教育領域、聴覚障害教育領域又は知的障害教育領域のいずれか一つの領域から6単位を修得すること。

注2：「発展科目」の履修単位は免許取得のための単位には含まれない。

○広島大学学生交流規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号)

広島大学学生交流規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 派遣学生(第 3 条—第 10 条)
- 第 3 章 特別聴講学生(第 11 条—第 18 条)
- 第 4 章 雑則(第 19 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 28 条第 5 項、第 29 条第 7 項、第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 35 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。)へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修するものを含む。)をいう。

2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)

(2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの

(3) 国際連合大学

4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

第2章 派遣学生

(取扱いの要件)

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したもののについて行う。

2 前項の大学間協議は、学部にあつては学部の教授会、研究科にあつては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。

3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願出しなければならない。

2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 派遣学生の願出があつたときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めるときは、当該他の大学等の長に必要書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めるときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

3 前項の規定により、派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事(国際・平和・基金担当)が定める期間、本学の授業料を徴収しないことができる。

(派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条 特別聴講学生を志願する者(広島大学森戸国際高等教育学院3+1プログラムに志願する者を除く。)は、次の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。))の学生にあつては第4号を除く。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として6月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定め

ある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
 - (2) 在学証明書及び成績証明書
 - (3) 所属大学等の長の推薦書
 - (4) 医師の健康診断書
- (受入れの通知)

第13条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条 削除

(学業成績証明書の交付)

第15条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。
(学生証)

第16条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第17条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校の学生であるときは、本学での授業料は、徴収しない。

3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校、外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。

(1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

(2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が広島大学森戸国際高等教育学院3+1プログラムの大学間交流協定に基づき受入れる学生であるときは、履修する期間に応じ次の各号に掲げる授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

- (1) 3ターム 399,600円
- (2) 4ターム 532,800円

5 既納の授業料は、返還しない。

(費用の負担)

第 18 条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第 4 章 雑則

(雑則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

2 この規則に定めるもののほか、広島大学森戸国際高等教育学院 3+1 プログラムの特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和 47 年広島大学規程第 32 号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については、この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附 則(平成 30 年 10 月 1 日規則第 125 号)

この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

○広島大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号)

広島大学学位規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第 4 条—第 10 条)

第 4 章 博士の学位授与等(第 11 条—第 14 条)

第 5 章 雑則(第 15 条—第 17 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 46 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 46 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第 2 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前 2 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第 3 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第4条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は1編とし、2通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。

3 第2条第3項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料57,000円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が、再入学しないで、退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。

4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。

5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。

3 教授会において必要と認めるときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。

3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めるときは、1種類のみとすることができる。

4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 教授会において必要と認めるときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告を踏まえ、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

(1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。

(2) その名誉を汚辱する行為があったとき。

2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して公表するものとする。(学位記及び申請書等の様式)

第16条 学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は、別記様式第1号から別記様式第7号までのとおりとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 平成 15 年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第 2 条第 3 項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日以前に総合科学研究科，文学研究科，教育学研究科，社会科学部研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科，国際協力研究科又は法務研究科に入学した学生の学位に付記する専攻分野の名称は，この規則による改正後の広島大学学位規則別表第 2 及び別表第 3 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表第 1(第 3 条第 1 項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	
情報科学部	情報科学	

別表第2(第3条第2項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人間社会科学研究科	文学	文学
	心理学	心理学
	法学	法学
	経済学	経済学
	マネジメント	マネジメント
	経営学	経営学
	国際協力学	国際協力学
	学術	学術
	教育学	教育学
	教育心理学	教育心理学
先進理工系科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	情報科学	情報科学
	国際協力学	国際協力学
	学術	学術
統合生命科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	農学	農学
	学術	学術
医系科学研究科	医科学	医学
	歯科学	歯学
	公衆衛生学	薬学
	薬科学	学術
	看護学	医科学
	保健学	歯科学
	口腔健康科学	薬科学
	学術	看護学
		保健学
		口腔健康科学

別表第3(第3条第3項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
人間社会科学研究科	教職修士(専門職)
	法務博士(専門職)

別記様式第1号(第16条関係)

第2条第1項の規定により授与する学位記の様式
(大学を卒業した場合)

		割 印	
		第	号
卒業証書	学位記		
		氏名	
		年	月 日生
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程(〇〇プログラム)を修めて本学を卒業したことを認め学 士(「専攻分野」)の学位を授与する			
		年	月 日
		広島大学〇〇学部長	印
		広島大学長	印

別記様式第3号(第16条関係)

第2条第2項の規定により授与する学位記の様式

(博士課程リーダー育成プログラムを修了した場合)

		割 印	
		第	号
学位記			
		氏名	
		年	月 日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程(〇〇プログラム)を修了したので博士(「専攻分野」)の学位を授与する。			
		年	月 日
		広島大学	印

別記様式第4号(第16条関係)

第2条第2項の規定により授与する学位記の様式

(専門職学位課程を修了した場合)

		割 印
		第 号
学位記	氏名	
	年 月 日生	
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の専門職学位課程を修了したので〇〇修 (博)士(専門職)の学位を授与する。		
	年 月 日	
	広島大学 印	

別記様式第6号(第16条関係)

第2条第3項の規定により授与する学位記の様式

(学位論文提出による場合)

		年	月	日
広島大学長	殿			
		氏名		印
学位申請書				
貴学学位規則第4条第3項の規定に基づき学位論文，論文要旨，履歴書及び審査手数料〇〇〇円を添えて博士(「専攻分野」)の学位の授与を申請いたします。				

別記様式第7号(第16条関係)

学位申請書添付書類の様式

イ 論文目録の様式

(表紙)

論文目録
学位申請者
氏名 印

備考 用紙の規格は、A4とし、縦にして左横書きとすること。

題目	公表の方法	公表年月日	冊数
学位論文			

参考論文			
1			

2			

備考

- (1) 論文題目が外国語の場合は、和訳をつけて、外国語、日本語の順序で列記すること。
- (2) 参考論文が2種以上ある場合は、列記すること。
- (3) 学位論文をまだ公表していないときは、公表予定の方法及び時期を記載すること。
- (4) 論文の要旨は、400字詰原稿用紙10枚以内とすること。
- (5) 用紙の規格は、A4とし、縦にして左横書きとすること。

ロ 第4条第3項の規定による履歴書の様式

履歴書			
本籍(都道府県名)		氏名	
現住所		年	月 日生
		学歴	
	年	月	日
	年	月	日
		職歴	
	年	月	日
	年	月	日
		研究歴	
	年	月	日
	年	月	日
		賞罰	
上記のとおり違いありません。			
年 月 日		氏名	印

備考

- (1) 履歴事項は、高等学校卒業後の履歴について年次を追って記載する。
- (2) 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者は、単位修得証明書を添付すること。
- (3) 用紙の規格は、A4とし、縦にして左横書きとすること。

○広島大学授業料等免除及び猶予規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 9 号)

広島大学授業料等免除及び猶予規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 4 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 49 条第 5 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第 22 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(高等教育の修学支援新制度による授業料の免除等)

第 1 条の 2 本学の学部(以下「学部」という。)に学生として入学する者に対する入学料の免除及び学部の学生に対する授業料の免除は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号)その他関係法令の定めるところによる。

第 1 条の 3 本学の学部(以下「学部」という。)に学生として入学する者及び学部の学生には、第 2 条から第 9 条まで(第 3 条の 2、第 5 条の 3 及び第 5 条の 5 を除く。)の規定は、適用しない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第 6 号)第 9 条第 3 項の規定により本学が授業料等減免対象者としての認定を行うことができない者については、この限りでない。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの

(2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であって、入学前 1 年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者

(3) 学部等に学生として入学する者であって、入学前において本人又は学資負担者が災害を受け(前号に該当する場合を除く。)、当該災害により居住する地域が災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受け、かつ、本人又は学資負担者が引き続き当該地域に居住している場合(当該地域が災害救助法の適用日から 5 年を経過する日までの期間にある場合に限る。)で納付が著しく困難であると認められる者

2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに所定の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

第3条 本学の学部等に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者

(2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者

(3) 入学前において本人又は学資負担者が災害を受け(前号に該当する場合を除く。)、当該災害により居住する地域が災害救助法の適用を受け、かつ、本人又は学資負担者が引き続き当該地域に居住している場合(当該地域が災害救助法の適用日から5年を経過する日までの期間にある場合に限る。)で納付期限までに納付が困難であると認められる者

2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに所定の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に提出しなければならない。

3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(1) 4月入学者 当該年度の8月末日

(2) 10月入学者 当該年度の2月末日

4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第2項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予並びに光り輝く奨学生に係る入学料の免除)

第3条の2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予並びに広島大学光り輝く奨学制度による奨学生(以下「光り輝く奨学生」という。)に係る入学料の免除については、広島大学奨学制度に関する規則(平成20年1月15日規則第6号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第4条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であつて、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに所定の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生及び光り輝く奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生及び光り輝く奨学生の授業料免除については、広島大学奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(入学前奨学制度による奨学生に対する授業料免除)

第5条の4 広島大学入学前奨学制度による奨学生の授業料免除については、広島大学入学前奨学制度規則(平成29年2月21日規則第6号)の定めるところによる。

(給付奨学金制度による給付奨学生に対する授業料免除)

第5条の5 独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金制度による給付奨学生の授業料については、全額免除とする。

(卓越大学院プログラム履修生に対する授業料免除)

第5条の6 卓越大学院プログラム履修生の授業料免除については、広島大学卓越大学院プログラム規則(平成31年3月29日規則第30号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に対する授業料免除)

第5条の7 博士課程リーダー育成プログラム履修生の授業料免除については、
広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成24年9月18日規則第122号)の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

- (1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額
- (2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。
- (3) 学生又は学資負担者が災害を受け(前号に該当する場合を除く。)、当該災害により居住する地域が災害救助法の適用を受け、かつ、学生又は学資負担者が引き続き当該地域に居住している場合(当該地域が災害救助法の適用日から5年を経過する日までの期間にある場合に限る。)で納付が著しく困難であると認められる場合は、各期ごとの授業料の全額又は半額
- (4) 授業料又は入学金未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額
- (5) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。

3 第1項第2号及び第3号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合

- (3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合
 - (4) 学生又は学資負担者が災害を受け(前号に該当する場合を除く。)、当該災害により居住する地域が災害救助法の適用を受け、かつ、学生又は学資負担者が引き続き当該地域に居住している場合(当該地域が災害救助法の適用日から5年を経過する日までの期間にある場合に限る。)で納付が困難であると認められる場合
 - (5) その他やむを得ない事情があると認められる場合
- 2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。
 - 3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。
 - (1) 前期分 当該年度の8月末日
 - (2) 後期分 当該年度の2月末日(授業料の月割分納)

第8条 第7条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1に相当する額とする。

- 2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに所定の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

- 2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。
- 3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。
(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和元年12月19日規則第193号)

この規則は、令和元年12月19日から施行する。ただし、第3条の3及び第7条の2を削る改正規定並びに第5条の6の次に1条を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月10日規則第18号)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前に入学した学部の学生がこの規則による改正後の広島大学授業料等免除及び猶予規則(以下「新規則」という。)第1条の2の高等教育の修学支援新制度による授業料免除(以下「新制度による授業料免除」という。)の申請を行う場合又は新制度による授業料免除の対象者として認定を受けている場合は、新規則第5条及び第6条から第9条までの規定を当該学生に適用する。この場合において、新規則第5条又は第6条による授業料免除の許可を受けたときは、新制度による授業料免除の額よりも、新規則第5条又は第6条による授業料免除の額が大きい場合は、新規則第5条又は第6条による授業料免除の額から新制度による授業料免除の額を差し引いた額を新規則第5条又は第6条の規定に基づき免除するものとする。

○広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第22条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第32条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学生)

第2条 長期履修を願い出できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限(研究科にあっては標準修業年限)を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望したものとする。

(1) 職業を有し、かつ、就業している者(アルバイトとして就業する者を含む。)で、学修時間の確保が著しく困難であるもの

(2) 家庭において家事、育児及び介護を行う者で、学修時間の確保が著しく困難であるもの

(3) 本学フェニックス入学制度により入学した者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間の最長年限は、通則第6条又は大学院規則第10条に規定する在学年限の範囲内で、各学部又は各研究科において定める年数とする。

(手続)

第4条 長期履修を希望する者は、前期は4月1日から4月15日までに、後期は10月1日から10月15日までに、所定の長期履修願を所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)を経て、学長に願い出なければならない。

2 前項の規定による願い出があったときは、当該学部又は当該研究科の教授会の議を経て、学長が許可する。

3 学長は、前項の規定により許可したときは、所属学部等の長へ通知するとともに、本人へ許可書を交付する。

(履修形態の変更)

第5条 在学途中における長期履修への変更は、所属学部等の在学者数(長期履修学生の在学者数は指定の算式による。)が収容定員を超えない範囲内で認めることができるものとする。ただし、卒業又は修了予定年次の者の変更は認めないものとする。

- 2 既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。以下同じ。)は認めることができるものとする。ただし、履修期間の延長は認めないものとする。
- 3 在学途中における長期履修への変更及び既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(以下「履修形態の変更」という。)は1回に限るものとする。
- 4 履修形態の変更に係る手続は、前条に準じて行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成26年2月28日 一部改正)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

○広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第31条第4項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第36条第3項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部の第1年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第2条 通則第31条第1項及び第2項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第31条第3項又は大学院規則第36条第2項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第3条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4月入学者にあつては入学した年度の6月30日までに、10月入学者にあつては入学した年度の12月28日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあつては登録した年度の6月30日までに、別記様式第1号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第4条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があつたときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第2条第1項及び第2項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第5条 所属学部等の長は、前条第1項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第2号又は別記様式第3号の既修得単位等認定通

知書により、認定を行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

- 2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第6条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和元年5月1日 一部改正)

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

既修得単位等認定願

令和 年 月 日

(所属する学部又は研究科の長)

広島大学 長 殿

所属

学生番号

氏 名

印

広島大学通則第 31 条

広島大学大学院規則第 36 条

の規定により既修得単位等の認定を受けたいので、

成績証明書を添付の上、下記のとおり申請します。

記

認定を受けようとする既修得単位等			認定を希望する広島大学の授業科目名等	
既修得授業科目名等	修得単位数等	単位を修得した大学(短期大学)・学部名又は研究科名, 学修した講習名等	区分	授業科目

(注)1 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

2 区分欄には、広島大学の各学部又は各研究科で定める授業科目の区分を記入すること。

3 成績証明書のほか、認定証明書、授業内容、学修内容を記載したシラバス等必要な書類を添付すること。

既修得単位等認定通知書(学部学生用)

学生番号

氏名

広島大学通則第31条の規定に基づき、下記のとおり広島大学において修得したものとして単位を認定する。

令和 年 月 日

(所属する学部の長)

広島大学 長 印

認定する授業科目及び単位数等				認定の基礎となった既修得単位等		
区分	授業科目	認定単位数	評価	既修得授業科目名等	修得単位数等	評価
単位を修得した大学(短期大学)・学部名, 学修した講習名等						
備考						
※評価を含めて単位認定された場合はその評価を評価等欄に「秀」, 「優」, 「良」, 「可」の4段階で表記し, 単位のみ認定された場合は「単位認定」と表記しています。						

別記様式第3号(第5条第1項関係)

既修得単位等認定通知書(大学院学生用)

学生番号

氏名

広島大学大学院規則第36条の規定に基づき、下記のとおり広島大学において修得したものと
して単位を認定する。

令和 年 月 日

(所属する研究科の長)

広島大学

長

印

認定する授業科目及び単位数等				認定の基礎となった既修得単位等		
区分	授業科目	認定単 位数	評価等	既修得授業科目名等	修得単 位数等	評価
単位を修得した大学院・研究科名						
備考						
※評価を含めて単位認定された場合はその評価を評価等欄に「秀」、「優」、「良」、「可」の4段階で 表記し、単位のみ認定された場合は「単位認定」と表記しています。						

○広島大学大学院共通科目履修規則

(平成 31 年 3 月 29 日規則第 31 号)

広島大学大学院共通科目履修規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 2 5 条第 3 項の規定に基づき、広島大学大学院における大学院共通科目の履修等に関し必要な事項を定めるものとする。

(科目区分及び教育目標)

第 2 条 博士課程前期の大学院共通科目の科目区分及び教育目標は、次の表に掲げるとおりとする。

科目区分	教育目標
持続可能な発展科目	国際的目標である持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を理解し、持続可能な発展を導く科学を創出する能力を身につける。
キャリア開発・データリテラシー科目	最近の社会システムの進展を知り、また、これからの時代に必須な知識を身につける。

2 博士課程後期並びに博士課程の大学院共通科目の科目区分及び教育目標は、次の表に掲げるとおりとする。

科目区分	教育目標
持続可能な発展科目	国際的目標である持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を理解し、社会の様々な課題を解決する能力を身につける。
キャリア開発・データリテラシー科目	現代社会の課題に具体的に取り組み、また、これからの時代に必須な知識・技術を使うことができる能力を身につける。

(授業科目及び単位数等)

第 3 条 大学院共通科目として開設する授業科目(以下「授業科目」という。), 単位数等は、別表のとおりとする。

2 授業時間割は、学年の始めに発表する。

(履修方法)

第 4 条 大学院共通科目の履修方法については、各研究科細則の定めるところによる。

(単位数の計算の基準)

第 5 条 授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習は、15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実験及び実習は、30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮して理事(教育担当)が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(履修手続)

第 6 条 学生は、授業科目を履修しようとする場合は、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。ただし、受講者数の制限等を行う授業科目にあっては、所定の手続を経た場合であっても履修が認められない場合がある。

- 2 前項本文の規定による手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を得て、履修を認めることがある。

- 3 既に単位を修得した授業科目については、原則として履修することができない。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、大学院共通科目に関し必要な事項は、教育本部が定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(令和 2 年 3 月 3 日規則第 14 号)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度以前に入学した学生の大学院共通科目の授業科目については、この規則による改正後の広島大学大学院共通科目履修規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、教育本部の定めるところにより、新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

別表(第 3 条第 1 項関係)

1. 博士課程前期

科目区分	授業科目	単位数
持続可能な発展科目	Hiroshima から世界平和を考える	1
	Japanese Experience of Social Development- E	1

	economy, Infrastructure, and Peace	
	Japanese Experience of Human Development- Culture, Education, and Health	1
	SDGs への学問的アプローチ A	1
	SDGs への学問的アプローチ B	1
	ダイバーシティの理解	1
	SDGs への実践的アプローチ	2
キャリア開発・データリテラシー科目	データリテラシー	1
	医療情報リテラシー	1
	人文社会系キャリアマネジメント	2
	理工系キャリアマネジメント	2
	ストレスマネジメント	2
	MOT 入門	1
	情報セキュリティ	2
	アントレプレナーシップ概論	1

2. 博士課程後期・博士課程

科目区分	授業科目	単位数
持続可能な発展科目	スペシャリスト型 SDGs アイディアマイニング学生セミナー	1
	SDGs の観点から見た地域開発セミナー	1
	普遍的平和を目指して	1
キャリア開発・データリテラシー科目	データサイエンス	2
	パターン認識と機械学習	2
	データサイエンティスト養成	1
	医療情報リテラシー活用	1
	リーダーシップ手法	1
	高度イノベーション人財のためのキャリアマネジメント	1
	イノベーション演習	2
	長期インターンシップ	2
	事業創造概論	1

○広島大学学生表彰規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 14 号)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前 3 号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第 3 条 理事(教育担当)、副学長(学生支援担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第 4 条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

2 審査会の構成員は、別に定める。

3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第 7 条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第8条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成31年4月1日規則第67号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○広島大学学生表彰基準

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生表彰基準

1 表彰の対象者について

表彰の時点において、死亡、卒業等により学籍を離れている者についても、その者の在学中に行った行為が死亡、卒業等の後に高く評価されたときは、広島大学学生表彰規則(平成16年4月1日規則第14号。以下「規則」という。)第1条及び第2条の規定にかかわらず、表彰の対象として考慮するものとする。

2 表彰候補者の推薦方法について

規則第3条に規定する表彰候補者の推薦は、所定の書面により行うものとし、当該学生の行為が表彰に値することを確認できる資料を添付するものとする。

3 審査会について

規則第4条に規定する審査会は、教育研究評議会の構成員を中心に、学長が指名する者若干人をもって組織するものとする。

4 重複表彰について

重複表彰の制限はしないものとし、一度表彰された学生に再度表彰に値する行為等があった場合には、再度の表彰を行うことができるものとする。

5 表彰の方法について

- (1) 規則第5条の規定により授与される表彰状の様式は、別に定める。
- (2) サークル等の学生団体の活動が表彰に値するものであった場合には、その団体を表彰するものとするが、表彰状は、その活動に従事した構成員個々に授与できるものとする(例えば、団体競技で優秀な成績を収めたことを理由に表彰する場合は、その競技会について出場選手登録がなされていた学生個々に表彰状を授与する。)

6 表彰の公表について

規則第7条の規定により表彰を受けた者の公表は、学報等に掲載することにより行うものとする。

7 表彰の基準について

(1) 学術研究活動に関する表彰について

ア 学部生

「成績優秀者」

①

各学部は、各年度において卒業する学生の中から、原則として1人の「成績優秀者」を選定し、推薦するものとする。

その他

②

上記の「成績優秀者」とはならなかったが、所属学部の専門領域において国内外の学界で高く評価される研究実績をあげた者については、別途表彰の対象者として推薦することを妨げないものとする。

イ 大学院生等

各研究科等は、研究論文、研究業績等が国内外の学界において特に高い評価(学会賞の受賞又は評価の高い学術誌への発表等)を受け、本学の名誉を高めた者がいる場合に表彰の対象として考慮するものとし、推薦は原則として1人とする。

(2) 課外活動に関する表彰について

ア 体育系

体育系の課外活動における成績としては、「全国規模の競技会での入賞及びそれに準じる成績」以上の成績を収めた者を表彰候補者として考慮するものとする。

イ 文化系

文化系の課外活動における成績としては、「全国規模のコンクール等での高い評価及びそれに準じる評価」以上の評価を得た者を表彰候補者として考慮するものとする。

(3) 社会活動に関する表彰について

ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、災害防止等の社会活動で特に顕著な功績があった者を表彰候補者として考慮するものとする。

なお、国内外の公的機関等による表彰の有無、新聞等による報道の有無は、あくまでも参考にとどめ、表彰の絶対的基準とはしないものとする。

(4) その他の活動による表彰について

その行為が社会的に高く評価され、本学学生の模範となりうる者を表彰候補者として考慮するものとする。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成30年3月14日 一部改正)

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

○広島大学学生懲戒規則

(平成 28 年 3 月 7 日規則第 20 号)

広島大学学生懲戒規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 41 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類)

第 2 条 懲戒の内容は、次の各号に掲げる懲戒の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

(2) 停学 一定の期間又は期間を定めずに登校を停止させること。

イ 有期の停学 3 月未満の停学で、確定期限を付すもの

ロ 無期の停学 3 月以上の停学で、確定期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの

(3) 退学 学生としての身分を失わせること。

(懲戒の要否等の決定)

第 3 条 懲戒に相当する行為の存否及び懲戒の処分量定は、学生による事件事故に係る原因行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえて、総合的に勘案して決定するものとする。

2 原因行為の悪質性の認否に当たっては、学生の主観的態様、行為の性質、当該行為に至る動機及び事後の対応等を勘案して判断するものとする。この場合において、過去に懲戒を受けた者又は次条に規定する学部等の長の指導を受けた者による事件事故である場合は、より悪質性が高いものとみなす。

3 結果の重大性の認否に当たっては、精神的損害を含めた人身損害の有無及びその程度、物的損害の有無及びその程度、当該行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

(学部等の長の指導)

第 4 条 学生による事件事故が懲戒に至らない程度のものである場合は、学部又は研究科(以下「学部等」という。)の長は、学生に対し、嚴重注意その他の指導(以下「学部等の長の指導」という。)を行うことができる。

(懲戒の処分量定の標準例)

第 5 条 懲戒の処分量定の標準例は、別表のとおりとする。

(事件事故の報告)

第6条 学生による事件事故(ハラスメント及び不正受験を除く。)が発生した場合は、当該学生が所属する学部等の長は、速やかに学長に通報するとともに、事実関係の調査を行い、その調査の結果を学長に報告するものとする。

(事実関係の調査)

第7条 学部等の長は、事実関係の調査並びに事件事故に係る事実の存否及び周辺事情の認定に当たっては、原則として、学生から事情聴取を行わなければならない。

2 学生が刑事法上の身柄拘束等をされていることにより、事情聴取を行うことができない場合で、かつ、学部等の長が事情聴取の必要性を認めるときは、事情聴取が可能となるまでの間、前条の調査結果の報告を留保することができるものとする。

3 事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ、学生が異議を述べている場合は、当該学生の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られた場合など、特別な状況があるときに限り、当該事実があったと認定できるものとする。

(審査会)

第8条 学長は、第6条の規定により報告があった事件事故について、懲戒を検討する必要があると認めるとき(ハラスメントにあつては、広島大学ハラスメントの防止等に関する規則(平成16年4月1日規則第111号)第6条第2項の規定に基づき教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議した事案において、評議会が学生の懲戒が相当と判断したとき)は、学生懲戒審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

2 審査会は、副学長(学生支援担当)、当該学生が所属する学部等の長及び他の学部等の長若干人で組織するものとし、事件事故の内容に応じて学長が必要と認める者を加えることができる。

3 審査会は、第6条の報告(次項の規定により追加の調査を行った場合は、当該調査の結果の報告を含む。)に基づき、学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び懲戒の内容について審査する。この場合において、審査会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

4 審査会は、必要に応じて、学部等の長に対して、当該学部等が行った事実関係の調査及び調査の結果について説明を求め、又は追加の調査を求めることができる。

5 審査会は、審査の結果を文書で学長に報告するものとする。

(審査の結果の通知)

第9条 学長は、前条第5項の報告を受けたときは、審査会の審査の結果を当該学生が所属する学部等の長に通知する。

(学部等における審議)

第10条 学部等の長は、前条の通知があったときは、学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において、教授会は、当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

(評議会への諮問)

第11条 学長は、審査会の審査の結果及び学部等の教授会の意見の双方又はいずれか一方が学生の懲戒を提案するものであるときは、学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において、評議会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(懲戒の決定)

第12条 学長は、評議会の審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(不正受験の取扱い)

第13条 学部等の長は、学生による不正受験が発覚した場合は、学長に通報するとともに、当該学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において、教授会は、当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

2 学長は、前項の教授会の意見が学生の懲戒を提案するものであるときは、学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において、評議会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

3 学長は、評議会の審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(懲戒の手続)

第14条 懲戒処分は、学生に処分通知書(別記様式第1号)を交付し、又は口頭により通知して行わなければならない。

2 処分通知書の交付を行う際に、これを受けるべき学生の所在を知ることができない場合は、当該学生の最後の住所地を管轄する簡易裁判所に対し民法(明治29年法律第89号)に定める公示の手続を行い、公示された日から2週間を経過したときに処分通知書の交付があったものとみなす。

(懲戒処分の効力)

第15条 懲戒処分の効力は、処分通知書を学生に交付したとき、又は口頭により通知した時点で発生するものとする。

(停学期間)

第16条 停学の期間の計算は、暦に従って計算するものとし、懲戒処分の効力発生日の翌日から起算する。

(無期の停学の解除)

第17条 無期の停学の解除は、学生が所属する学部等の長からの申出により、学長が評議会に諮問して行う。

(停学中の学生指導)

第 18 条 停学中の学生に対する指導は、学生が所属する学部等が行うものとする。

(停学中の期末試験及び履修登録)

第 19 条 停学の期間中における期末試験の受験及び履修手続の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 停学を開始したターム又は学期の期末試験の受験を認める。ただし、受験資格を満たしていないときは、この限りでない。

(2) 停学の期間中の全ての履修登録を認める。

(告示)

第 20 条 学長は、学生の懲戒を行ったときは、当該学生及び被害者が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様式第 2 号)により学内に告示するものとする。

(証明書類等への記載の禁止)

第 21 条 本学が作成する成績証明書その他の証明書類に、懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

2 学生の就職又は進学に際して指導教員その他本学関係者が作成する推薦書類その他の書類に、懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

(守秘義務)

第 22 条 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、学生の懲戒に関して知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)及び広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)(平成 22 年 9 月 21 日学長決裁)は、廃止する。

3 この規則の施行前に発生した学生による事件事故に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

(略)

附 則(令和元年 5 月 1 日規則第 100 号)

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

別表(第5条関係)

懲戒の処分量定の標準例

種類	事件事故	処分量定
犯罪行為等	殺人, 強盗, 強制性交等, 誘拐, 放火等の凶悪な犯罪行為	退学
	暴行, 傷害, 万引きその他の窃盗, 横領, 恐喝又は詐欺行為	退学, 停学又は訓告
	麻薬, 覚せい剤等の薬物犯罪行為(栽培, 売買, 不正所持又は使用)	退学又は停学(無期)
	賭博行為	停学又は訓告
	性的な迷惑行為(痴漢行為, のぞき見, 盗撮行為等), わいせつ行為(公然わいせつ, わいせつ物頒布等), 性暴力行為(強制わいせつ等)又はストーカー行為	退学, 停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正利用による犯罪行為	退学又は停学
交通事故等	飲酒運転若しくは暴走運転により相手を死亡させ, 又は高度後遺障害等を負わせる人身事故を起こした場合	退学
	飲酒運転又は暴走運転により人身事故(高度後遺障害等を負わせる人身事故を除く。)を起こした場合	退学又は停学(無期)
	無免許運転等悪質な交通法規違反により相手を死亡させ, 又は人身事故を起こした場合	退学又は停学(無期)
	飲酒運転, 暴走運転又は無免許運転	停学
不正受験	替え玉受験等の悪質な不正行為	退学又は停学
	カンニング等の不正行為	停学又は訓告
	監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
研究活動上の不正行為	研究活動におけるねつ造, 改ざん又は盗用	退学又は停学
	研究費等の不正使用	停学又は訓告
ハラスメント	セクシュアル・ハラスメント行為, アカデミック・ハラスメント行為, パワー・ハラスメント行為又はモラル・ハラスメント行為	退学, 停学又は訓告

非違行為 等	本学の知的財産を故意に喪失させる行為	退学又は 停学
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠若しくは損壊若しくは失火(結果が重大なものに限る。)	退学, 停 学又は訓 告
	本学の構成員に対する暴力行為, 威嚇, 拘禁又は拘束	退学, 停 学又は訓 告
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学, 停 学又は訓 告
	本学が管理する器物の損壊, 汚損又は失火(結果が重大なものに限る。)	停学又は 訓告
	飲酒を強要し, 死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は 停学
	飲酒を強要し, 急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又は 訓告
	未成年者に対する飲酒若しくは喫煙を強要又は助長する行為	停学又は 訓告
	授業, 実習, 研修等で知り得た個人情報の漏えい, 紛失等の不適切な取扱い	停学又は 訓告
	人を教唆して事件事故を実行させた場合又は人の事件事故を幫助した場合	退学, 停 学又は訓 告
	その他, 本学の信用を著しく失墜させる行為	退学, 停 学又は訓 告

処 分 通 知 書

年度入学生
学部・学科(研究科・専攻)
学生番号
氏 名

広島大学通則第40条(広島大学大学院規則第41条において準用する広島大学通則第40条)の規定に基づき、
に処する。

処 分 理 由

令和 年 月 日

広島大学長

懲戒告示

このたび、本学学生が学生の本分に反する行為を行ったため、広島大学通則第40条の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行ったので、告示する。

今後このような不祥事が再発しないよう、学生諸君の一層の自覚を促すものである。

記

事案の概要

懲戒の種類

処分年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

広島大学長

○広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ規則

(平成 18 年 4 月 18 日規則第 91 号)

広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項の規定並びに広島大学大学院規則第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則第 24 条において準用する広島大学通則第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の大学院又は専攻科の学生で本学の入学試験の成績若しくは本学における学業成績が特に優れているもの又は学術研究活動において特に優秀な成果を修めたもの(以下「成績優秀学生」という。)に対する奨学制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 成績優秀学生に対する奨学制度の名称は、広島大学エクセレントスチューデントスカラシップとする。

(方法)

第 3 条 奨学の方法は、成績優秀学生として決定された年度の後期分の授業料の全額免除とする。

(対象者)

第 4 条 授業料の免除対象者は、大学院又は専攻科の学生で、成績優秀学生として決定されたものとする。

(候補者の推薦枠)

第 5 条 学長は、広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ実施要綱(平成 18 年 4 月 3 日学長決裁。以下「実施要綱」という。)に定める基準に基づき、研究科又は専攻科(以下「部局等」という。)ごとに成績優秀学生候補者の推薦枠を決定し、部局等の長に通知するものとする。

(候補者の選考)

第 6 条 部局等の長は、成績優秀学生候補者を選考するため、選考委員会を設置する。

2 部局等の長は、実施要綱に定める選考のガイドラインに基づき選考基準を定め、公表するものとする。

3 部局等の長は、前項の選考基準に基づき成績優秀学生候補者を選考し、学長へ推薦するものとする。

(成績優秀学生の決定)

第 7 条 学長は、部局等の長からの推薦に基づき、成績優秀学生を決定する。

(表彰)

第8条 学長は、成績優秀学生を表彰するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、広島大学エクセレントスチューデントスカラシップの実施に関し必要な事項は、実施要綱の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成18年4月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(略)

附 則(平成30年3月19日規則第23号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○広島大学学生生活に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則 2 号)第 56 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第 2 条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第 3 条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第 4 条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第 5 条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が 2 学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年 5 月末日までに、第 1 項に基づく学生団体の代表責任者にあつてはその所属学部の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあつては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前 3 項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の目的
- (3) 連絡先
- (4) 代表責任者の氏名
- (5) 所属学部別の構成員数
- (6) 団体の構成員の氏名及び連絡先

(学生又は学生団体の施設使用)

第 6 条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するとき(ちらし・ビラ等の文書を配付する場合を含む。)は、責任者は、原則として

3 日前までに、学部の施設の場合にあっては当該学部の長に、その他の施設の場合にあっては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的
- (2) 日時及び場所
- (3) 責任者の氏名
- (4) 参加人員(学外者の人員を含む。)

(掲示及び立看板)

第7条 前条の規定にかかわらず、学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示又は立看板の掲出については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は、所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内、立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物及び立看板は、撤去すること。

(行事及び集会)

第8条 学生又は学生団体は、学内において行事又は集会を行う場合は、授業、研究、診療、試験実施等に支障を来すことがないように十分配慮しなければならない。

(遵守事項)

第9条 学生又は学生団体は、法令及び本学の諸規則を遵守するものとし、本学の秩序又は風紀を乱すことがあってはならない。

(準用)

第10条 この規則の規定は、大学院及び専攻科の学生について準用する。

2 第2条から第4条までの規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は、この規則により交付された学生証とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は、この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は、この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

附 則(平成 30 年 9 月 14 日規則第 117 号)

この規則は、平成 30 年 9 月 14 日から施行する。

○広島大学学生証取扱細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生証取扱細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第 2 条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部又は研究科で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第 3 条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

(有効期間)

第 4 条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあつては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 4 条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2 修業年限又は標準修業年限を超えて在学し、前項に規定する有効期間が経過した後交付する学生証の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 通則第 22 条第 1 項又は大学院規則第 32 条第 1 項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は、発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2) 前号以外の者は、発行の日から 1 年間とする。ただし、発行時において休学を許可されている者にあつては、発行の日から当該許可された休学期間の終了後 1 年を経過する日までとする。

(提示)

第 5 条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第 6 条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第 7 条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第8条 学生は、学生証を紛失したとき、若しくは著しく損傷したとき、若しくは記載事項に変更があったとき又は学生証の有効期間を超えて在学しようとするときは、速やかに再交付を願い出なければならない。

(準用)

第9条 この細則(第4条第2項を除く。)の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)、科目等履修生、特別研究学生、特別聴講学生及び日本語等予備教育生に準用する。この場合において、第2条中「入学、転学部転学科をしたとき」とあるのは特別研究学生にあつては「受入れを認められたとき」と、特別聴講学生及び日本語等予備教育生にあつては「受入れを許可されたとき」と、「所属の学部又は研究科」とあるのは研究生にあつては「所属の学部、研究科、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、日本語等予備教育生にあつては「森戸国際高等教育学院」と、第4条第1項中「学部にあつては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)」第4条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)」第6条から第9条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあつては「許可された研究期間」と、科目等履修生及び特別聴講学生にあつては「許可された履修期間」と、特別研究学生にあつては「受入れ期間」と、日本語等予備教育生にあつては「許可された研修期間」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により、研究生、科目等履修生、特別研究学生、特別聴講学生及び日本語等予備教育生に対して学生証を交付するときは、それぞれ研究生、科目等履修生、特別研究学生、特別聴講学生又は日本語等予備教育生の表示をするものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和31年9月14日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成 30 年 10 月 1 日 一部改正)

この細則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(学章)	広島大学学生証		
	学生番号		
	入学年度	年度	
	所属		
(写真)	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	有効期限	年 月 日	
	上記の者は、本学の学生であることを証明する。		
	年 月 日		
	広島大学長 印		

注 意 事 項	↑ 5.4 cm ↓
<p>1 次の場合において、必要に応じ本証を提示しなければならない。</p> <p>(1) 本学の施設等を利用するとき</p> <p>(2) 本学の学内外で本学の学生又は職員であることを証明するとき</p> <p>2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>3 本証を紛失し、若しくは著しく損傷し、又は本証の記載事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出て、再発行を受けること。なお、紛失(盗難)もしくは著しい損傷において、その事由が天災その他不可抗力によらない場合の再発行費用は有償とする。</p> <p>4 次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく本証を返却しなければならない。</p> <p>(1) 学生又は職員がその身分を喪失したとき</p> <p>(2) (1)に掲げる以外のものが本学の施設等の利用資格を喪失したとき</p> <p>(3) 本証の有効期限が満了したとき</p> <p>5 本証は、認証を行うために必要な情報をICチップに記録しているので、取り扱いに留意すること。</p> <p>6 この注意事項に定めのないことについては、身分証毎に定められた取扱規則等(広島大学学生証取扱細則、広島大学職員証取扱要項、広島大学利用登録証取扱規則)及びその他本学の諸規則に定めるところによる。</p> <p>【連絡先】 国立大学法人広島大学 〒739-8511 広島県東広島市鏡山1-3-2 TEL 082-422-7111(代表)</p>	← 8.5cm →

○広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)

広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、修学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「障害学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が修学上の支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第 3 条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第 4 条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前 2 項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第 5 条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の修学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第6条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 支援に関する事務は、学生総合支援センター並びに所属学部等を支援する東広島地区運営支援部の支援室及び霞地区運営支援部学生支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成28年6月21日規則第160号)

この規則は、平成28年6月21日から施行し、この規則による改正後の広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

○身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

A 理念

この特別措置は、広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、障害のある学生に対して、試験等の評価基準は変更しないが、その伝達方法及び回答方法等について、当該学生の障害に応じて変更を加え、その学生の不利益にならないようにするために定める。

B 特別措置の対象者

広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号）第 3 条に定める支援の申し出を行い、当該学生が志望する、若しくは所属する学部、研究科又は専攻科が試験等における特別措置の必要性を認めた者

C 特別措置の内容・方法等

- 1 教育室アクセシビリティセンター会議は、障害の有無に関係なく公平な評価を可能とするために入学センター試験における特別措置等を基準として、試験の特別措置の内容・方法についてガイドラインを定め学生及び教職員に公開する。
- 2 入学試験における特別措置の内容・方法については、前項に定めるガイドラインを基準として、当該学生と志望学部、研究科又は専攻科（以下「志望学部等」という。）が協議して決める。
- 3 授業の成績・評価に関わる試験における特別措置の内容・方法については、第 1 項に定めるガイドラインを基準として、当該学生及びチューター（指導教員）又はアクセシビリティセンター会議委員と授業担当教員が協議して決める。

D 特別措置の申請

- 1 入学試験における特別措置を希望する者は、原則として、出願受付開始日の 1 週間前までに、点字受験等、準備に時間を要する特別措置を希望する者は、出願受付開始日の 4 週間前までに、志望学部等に対して特別措置を申請することとする。
- 2 授業の成績・評価に関わる試験における特別措置を希望する者は、特別措置を受けようとする試験科目の開設学部、研究科又は専攻科（以下、「開設学部等」という。）に、原則として履修登録確定後から 2 週間以内に特別措置を申請することとする。
なお、不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には、上述の期間にかかわらず速やかに申請する。
- 3 入学試験における特別措置の申請を受けた志望学部等は、速やかに当該入試担当者に連絡する。
- 4 授業の成績・評価に関わる試験における特別措置の申請を受けた開設学

部等は、速やかに当該授業の担当教員に連絡する。

- 5 特別措置の申請を受けた志望学部等又は開設学部等は、必要に応じて、特別措置の内容・方法について教育室アクセシビリティセンター会議に助言を求めることとする。

E 特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は、特別措置の意義・内容の周知徹底を図るため、各学期ごとに特別措置の措置状況を取りまとめ、アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

附 則(平成 17 年 11 月 1 日 一部改正)

この申合せは、平成 17 年 11 月 1 日から施行し、この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)は、平成 17 年 7 月 15 日から適用する。

(略)

附 則(平成 28 年 3 月 31 日 一部改正)

この申合せは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

○期末試験等における不正行為の取扱いについて

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

- 1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 教養教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。
 - (2) 専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。
- 2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学学生懲戒規則(平成 28 年 3 月 7 日規則第 20 号)により懲戒処分を行う。
- 3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1 及び 2 に準じて取り扱う。

(注)(平成 18 年 3 月 14 日 一部改正)

- 1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 教養的教育科目及び専門的教育科目の期末試験等における不正行為の取扱いについては、この改正による改正後の期末試験等における不正行為の取扱いについての定めにかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成 30 年 3 月 9 日 一部改正)

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

○広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 111 号)

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

(1) 行為者とされた者が第 2 項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第 3 条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第4条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

第5条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。

3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。

4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。

5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の配属又は所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めるときは、これを行う。

6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。

(調査結果の告知及び不服申立て)

第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対して、速やかに書面により調査結果を告知するものとする。

2 前項の告知を受けた者は、当該告知内容について不服がある場合は、告知を受けた日の翌日から2週間以内に、書面により学長に不服を申し立てることができるものとする。ただし、当該事案に関して、広島大学職員懲戒規則(平成16年4月1日規則第97号)に基づく懲戒に係る審査を受ける者は、不服を申し立てることはできない。

3 学長は、前項本文の不服申立てがあった場合は、不服を申し立てた者に対して、申立て内容の検討結果について書面により通知するものとする。

4 前項の通知内容に対する不服申立ては、認めない。

(措置の決定及び実施)

第7条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導等の必要な措置を決定し、実施する。

2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会に付議する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は、この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。
- 3 旧規程により設置されたハラスメント調査会については、この規則に基づき設置されたものとみなす。

(略)

附 則(平成31年3月27日規則第46号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○広島大学構内駐車場利用規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)

広島大学構内駐車場利用規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の駐車場の適正な利用及び駐車場の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第 2 条 駐車場の管理者は、学長とする。

(利用の方法)

第 3 条 本学の駐車場を利用できる者は、本学の職員及び学生並びに本学に用務等で来学する者(以下「職員等」という。)とする。

2 本学の駐車場を利用しようとする職員等は、本学が定める所定の手続により許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第 4 条 構内においては、本学が定める構内交通ルールを遵守し安全運行に心がけるものとする。

(禁止行為)

第 5 条 職員等は、駐車場で次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場内を汚損し、又はき損すること。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (3) 駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(臨時の規制)

第 6 条 緊急事態又は本学の行事等のために必要な場合は、臨時の規制措置を行うことができるものとする。

(事故の処理責任等)

第 7 条 構内駐車場等において交通事故を起こした場合は、すべて運転者の責任において処理するものとする。

2 前項の場合において、職員等は、損害の大小にかかわらず速やかに関係部署等に事故の概要を届け出るものとする。

(本学の免責)

第 8 条 本学は、駐車中に生じた車輛の盗難、損傷等について一切の責任を負わない。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

○広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、図書館、教育本部、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属学校、総合戦略室、グローバル化推進室、基金室、監査室、理事室及び東広島地区運営支援部をいう。

(入構制限)

第 3 条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、広島大学(以下「本学」という。)が発行する職員証、学生証、利用登録証又は構内駐車証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に配属又は所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

3 前項の規定にかかわらず、本学の公用車、消防車等の緊急自動車、構内を警備する自動車その他本学の業務上及び安全管理上、必要があると認められる自動車に対しては、理事(財務・総務担当)(以下「理事」という。)が入構の許可を行うことができる。

(構内駐車証等の交付申請資格)

第 4 条 前条第 1 項に定める構内駐車証等の交付申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 部局等に配属又は所属する職員(障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結をしている者又はその保険の被保険者となっている者。ただし、次に該当する者は除く。

イ 下見職員宿舍又はががら職員宿舍に居住している者

ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

- (2) 部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし、この号において、障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、副学長(学生支援担当)が定める安全教育(以下「安全教育」という。)を受講しているもの(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。)。ただし、次に該当する者は除く。
 - イ 学部学生の1年次生及び2年次生
 - ロ 池の上学生宿舎又は国際交流会館に居住している者
 - ハ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者
- (3) 商用等のため構内を訪れる業者
- (4) 部局等に配属若しくは所属する職員又は学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で、次に該当するもの。
 - イ 職員にあつては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者
 - ロ 学生にあつては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、安全教育を受講しているもの
- (5) 本学における教育、研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者
- (6) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事が認めた者
(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第5条 次の各号に掲げる者が構内駐車証等の交付を申請できる期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 前条第1号から第3号までに該当する者 次に掲げる期間
 - イ 毎年理事が定める日から4月15日まで
 - ロ 毎年理事が定める日から10月15日まで
 - ハ 4月16日以降及び10月16日以降(ただし、駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。)
- (2) 前条第4号から第6号までに該当する者 随時
- 2 構内駐車証等の種類及び交付申請手続の方法等は、別紙第1のとおりとする。
- 3 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者から自動車による構内への入構の申し出があった場合は、部局等の長は、当該各号に規定する期間を限度として、当該申し出た者に構内駐車証等を貸し出すことができる。
 - (1) 業務上自動車を使用する必要があると認められる者 1週間
 - (2) 本学構内での営繕工事等により自動車による入構が必要な者 1月
 - (3) 疾病等により自動車を使用する必要があると認められる者 3月

4 前条の規定にかかわらず、自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは、関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。

(1) 部局等以外に配属又は所属する本学の職員が、一時的に自動車により入構するため、ゲート管理員に身分を証明できる書類等を提示し、その用務を申し出て、認められたとき。

(2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が、一時的に入構するため、用務を申し出て、認められたとき。

(経費等)

第6条 自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については、自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とし、その負担金(以下「利用者負担金」という。)は、自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。

2 前項の規定にかかわらず、本学は、午後9時から翌日午前6時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費及び構内の安全管理に必要な経費を負担する。

3 第1項に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分	金額
1 第4条第1号から第3号までのいずれか又は第6号に該当する者	
(1) 駐車場を利用する期間1年	6,000円
(2) 駐車場を利用する期間半年	3,000円
2 第4条第4号又は第5号に該当する者	無料

4 特別の事情により前項の表第1項第1号及び第2号に規定する期間の構内駐車証等を申請できない者であって、部局等の長が認めたものは、駐車場を利用する期間に応じた構内駐車証等を申請することができるものとする。この場合における利用者負担金の額は、駐車場を利用する月数に500円を乗じた額とする。

5 利用者負担金は、本学が指定する金融機関の口座への振込、給与からの控除又は現金による納付のいずれかの方法により納付するものとする。

6 次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者から所定の様式により、納付した利用者負担金の返還の請求があったときは、当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。ただし、当該返還の請求が、入構を中止する日が属する年度の3月末日までに受理されなかった場合は、この限りでない。

- (1) 構内駐車証等の交付までに、申請者が当該申請を取下げた場合 納付した額
- (2) 第4条及び第5条第1項第1号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となった場合 納付した額
- (3) 構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため、利用者が、当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却した場合 納付した額
- (4) 錯誤による納付があった場合 第3項に規定する利用者負担金の額を超えて納付した額
- (5) 職員が部局等から本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額
- (6) 学生が休学又は卒業した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額
- (7) その他理事が認めた場合 納付した額又は入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第8条 構内駐車証等の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの間を限度とする。ただし、第3条第3項に規定する自動車にあっては許可された期間、臨時構内駐車証にあっては当日限りとする。

(ゲートの運用)

第9条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別紙第2のとおりとする。

(遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
- (2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。
- (3) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。
- (4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。
- (5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。

(6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。
(指導及び取締り)

第11条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

(1) 違反車両については、別紙第3の告知書を当該車両に掲示した上、車両番号を記録する。

(2) 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。
ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

(放置車両に対する措置)

第13条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(事故処理等)

第14条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第15条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第16条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事が定める。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成11年3月9日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成 31 年 4 月 18 日 一部改正)

この細則は、平成 31 年 4 月 18 日から施行する。

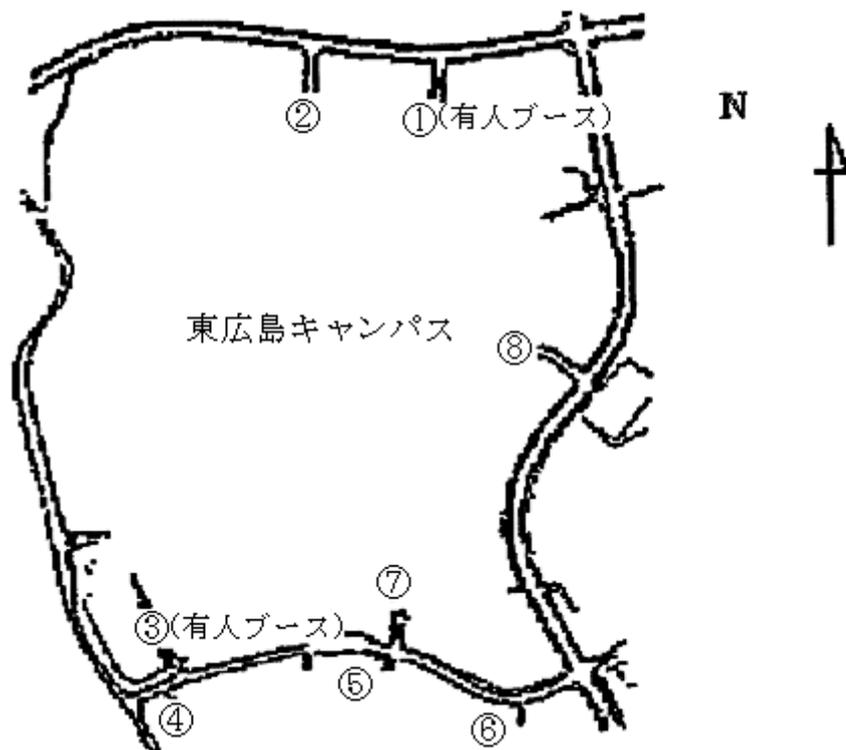
別紙第1(第5条第2項関係)

区分	構内駐車証等の種類	申請の受付期間	申請者	申請書の受付及び交付担当(以下「受付担当」という。)	交付申請書等
自動車	職員証又は学生証	理事が定める日から4月15日又は理事が定める日から10月15日	職員 (第4条第1号に該当する者)	配属又は所属部局等の支援室	理事が定める様式
	学生 (第4条第2号に該当する者)				
	利用登録証		商用等のため構内を訪れる業者 (第4条第3号に該当する者)	東広島地区運営支援部共通事務室	構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)
	職員証又は学生証	4月16日及び10月16日以降(駐車場に余裕がある場合のみ受付)	職員 (第4条第1号に該当する者)	配属又は所属部局等の支援室	理事が定める様式
	学生 (第4条第2号に該当する者)				
	利用登録証		商用等のため構内を訪れる業者 (第4条第3号に該当する者)	東広島地区運営支援部共通事務室	構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)
	職員証又は学生証	随時	職員 学生 (第4条第4号に該当する者)	配属又は所属部局等の支援室	理事が定める様式
構内駐車証(別記様式第2号)		教育, 研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者(第4条第5号に該当する者)	用務先の支援室		
職員証又は学生証	随時(駐車場に余裕がある場合のみ受付)	職員 学生 (第4条第6号に該当する者)	配属又は所属部局等の支援室	理事が定める様式 交付申請理由書(様式自由)	

臨時構内駐車証(別記様式第3号)	随時	職員 学生 外来者	第1ゲート及び第3ゲート	
	構内駐車証等を紛失した時	構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者	当初交付又は貸与を受けた際の受付担当	紛失届(別記様式第4号)

別紙第2 ゲートの運用等(第9条関係)

1 ゲートの配置



2 ゲートの運用

(1) 平日

- ・ 終日規制を行う。

ただし、許可を受けていない職員、学生で特別な事情により自動車が入構する必要がある場合は、身分証明書等を提示のうえ、18:00以降ゲート①(18:00～6:00)を利用することができる。また、16:30以降ゲート④(16:30～21:00)を開放する。

(2) 土・日・祝日(年末・年始含む)及び休業期間

- ・ 昼間(6:00～21:00)の規制は行わない。

参考

- 春季休業 (4月1日～4月8日)
- 夏季休業 (8月1日～9月30日)
- 冬季休業 (12月24日～1月7日)
- 学年末休業 (2月12日～3月31日)

告 知 書

この車両は、広島大学東広島キャンパス構内交通に関する細則に下記のとおり違反していますので、同細則第12条の規定により下記のとおり措置します。

年 月 日 時間 :
 広 島 大 学

記

違反事項(○印が違反事項)

1. 構内駐車証がありません。
2. 構内駐車証の有効期限が切れています。
3. この場所は、駐車禁止です。
4. この場所は、外来者用の駐車場です。
5. この場所は、身障者用の駐車場です。
6. この車両は、長期間放置された車両です。

措置(○印が措置事項)

1. 違反車両については、告知書を車両に掲示した上、車両番号を記録する。
2. 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。

構内駐車証等交付申請書

(自動車)

年 月 日

申 請 理 由	・新規 ・更新 ・自動車の変更 ・その他			
申 請 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日			
業者等	会 社 名 等		電話番号 () —	
	所 在 地			
	フリガナ 氏 名			
	主たる用務先			
	利用登録番号			
登録申入車	車 種	乗用車(普・軽)	貨物車(バン・トラック)	その他
	車 名 (色)	(色)		
	車 両 番 号			
現在の登録番号				
			部局等担当者確認印	

*この申請書に記載された個人情報は、構内駐車証等の交付手続き及び東広島キャンパス内に駐車する車両の管理等を行う目的で利用するものであり、この目的以外の目的で利用又は提供することはありません。

以下の欄は記入しないで下さい。

構内駐車証番号	
---------	--

別記様式第2号

表面

構内駐車証	
職員・学生 (外来者等)	
氏 名	
登 録 番 号	
車 両 番 号	
有 効 期 限	

広島大学東広島キャンパス

裏面

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none">1. 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。2. 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。3. 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。4. 駐車場以外の場所に駐車しないこと。5. 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。6. 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。7. 交通指導員の指示に従うこと。8. 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合等で、臨時に規制を行うときには、これに従うこと。
違反に対する措置
<ol style="list-style-type: none">1. 違反者については、告知書を車両に掲示した上、車両番号を記録する。2. 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。 ただし、駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

運転席前面に置くこと。			
臨時構内駐車証			
(注) 有効期限は、当日限りです。			
入構年月日	年	月	日
運転者氏名		用務先	
勤務先・所属部局又は住所	連絡電話番号(内線)		
注意事項	1. 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。 2. 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。 3. 駐車場以外の場所に駐車しないこと。 4. 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。 5. 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。 6. 交通指導員の指示に従うこと。 7. 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合等で、臨時に規制を行うときには、これに従うこと。 違反に対する措置 1. 違反者については、告知書を車両に掲示した上、車両番号を記録する。 2. 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。 ただし、駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。		
この記載事項は、緊急に車両の移動をお願いする際に利用しますので、必ず記載してください。			
広島大学			

別記様式第4号

年 月 日

紛失届

学生番号

職員番号

氏 名

下記理由により利用登録証(構内駐車証)を紛失しました。

理由：

以下の欄は記入しないで下さい。

旧利用登録番号

新利用登録番号

○広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東千田キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、図書館、学内共同教育研究施設及び東広島地区運営支援部東千田地区支援室(以下「支援室」という。)をいう。

(入構制限)

第 3 条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、広島大学(以下「本学」という。)が発行する職員証、学生証又はパスカードのいずれか及び構内駐車証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に配属又は所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

3 前項の許可を受けた者以外で、自動車により入構しようとするときは、臨時入構許可申請書・証明書に必要事項を記入の上、業務先の確認印及び駐車券とともに支援室へ提示し、関係の部局等の長の許可を得なければならない。

4 支援室は、前項の許可を受けた者に対して、駐車券の無料認証を行うこととする。

(構内駐車証等の交付申請資格等)

第 4 条 前条第 1 項に定める構内駐車証等交付申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 部局等に配属又は所属する職員(第 7 号イに該当する者を除く。)で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

(2) 本学の学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし、この号において第 7 号ロに該当する者を除く。)で、特別な事情により自動車を利用しなければ構

内への通学が困難であり、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、副学長(学生支援担当)が定める安全教育を受講している者。ただし、次に該当する者を除く。

イ 学部学生の1年次生

ロ 広島市内(中区, 南区, 西区及び東区に限る。)在住者。ただし、勤務先が遠隔地である者又は公共の交通機関が極端に少ない地域に居住している者と認められるときは、この限りでない。

- (3) 放送大学広島学習センターの職員(第8号に該当する者を除く。)
- (4) 放送大学広島学習センターの学生(第8号に該当する者を除く。)で、特別な事情により自動車を利用しなければ通学が困難で、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者
- (5) 構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員
- (6) 商用等のため構内を訪れる業者
- (7) 部局等に配属又は所属する職員及び本学の学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で、次に該当するもの
 - イ 職員にあつては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者
 - ロ 本学の学生にあつては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、安全教育を受講しているもの
- (8) 放送大学広島学習センターの職員及び学生のうち障害者手帳の交付を受けている者
- (9) 本学における教育、研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者
- (10) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事(財務・総務担当)(以下「理事」という。)が認めた者
(構内駐車証等の申請期間等)

第5条 構内駐車証等交付申請期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号から第6号までに該当する者にあつては、毎年4月1日から4月15日まで、又は10月1日から10月15日までとし、それ以外の期間は、駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。
- (2) 前条第7号から第10号までに該当する者にあつては、随時申請できるものとする。

2 構内駐車証等の様式及び交付申請手続の方法等は、別紙第1のとおりとする。
(整理業務等)

第6条 車両による入構及び駐車整理の業務に要する経費については、本学が管理の必要から支弁するもののほか、車両による入構及び駐車の利用を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とする。

- 2 本学が支弁する経費及び利用者の負担金については、次に掲げるとおりとする。
- (1) 本学が支弁する経費は、利用者が負担する平日の午前7時から午後11時までの入構及び駐車整理の業務等に要する経費以外のもので、本学が管理の必要から支弁する経費とする。
 - (2) 利用者の負担金の額は、車両による入構及び駐車整理の業務に要する最低限度の費用相当額とする。
 - (3) 前号に規定する利用者(第4条第1号から第6号までのいずれか又は第10号に該当する者に限る。)の負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分	金額
イ 駐車場を利用する期間1年	10,000円
ロ 駐車場を利用する期間半年	5,000円
ハ 駐車場を利用する期間1月	1,000円

- 3 利用者の負担金については、次に掲げる者にあつては、これを免除することができる。
- (1) 第4条第7号、第8号又は第9号に該当する者
 - (2) 二輪車により入構する者
- 4 第3条第3項の許可を受けずに入構した者(以下この項において「一般外来者」という。)が負担する経費に関し必要な事項は、理事が定める。
- 5 特別の事情により第2項第3号の表に規定する期間の構内駐車証等を申請できない者であつて、部局等の長が認めたものは、駐車場を利用する期間に応じた構内駐車証等を申請することができるものとする。
- 6 利用者の負担金は、現金により納付するものとする。
- 7 次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者から所定の様式により、納付した利用者の負担金の返還の請求があつたときは、当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。ただし、当該返還の請求の対象となる事実が発生した日の属する年度の3月末日までに、当該返還の請求が受理されなかつた場合は、この限りでない。
- (1) 構内駐車証等の交付までに、申請者が当該申請を取下げた場合 納付した額
 - (2) 第4条及び第5条第1項第1号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となつた場合 納付した額
 - (3) 構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなつたため、利用者が、当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却した場合 納付した額

- (4) 錯誤による納付があった場合 第2項第3号の表に規定する利用者の負担金の額を超えて納付した額
- (5) 職員が部局等から本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合 第2項第3号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については、期間半年の額
- (6) 本学の学生が休学又は卒業した場合 第2項第3号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については、期間半年の額
- (7) 放送大学広島学習センターの職員及び学生並びに構内において食堂、売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員が構内への入構を要しなくなった場合 第2項第3号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については、期間半年の額
- (8) その他理事が認めた場合 第2項第3号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については、期間半年の額

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期間)

第8条 構内駐車証等の有効期間は、5月1日から翌年の4月30日までの間とする。

(ゲートの運用)

第9条 車両により入出構できる時間等については、原則として午前7時から午後11時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、理事が指定する者(以下「警備員」という。)に申し出て入出構することができるものとする。

(遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
- (2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。
- (3) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。
- (4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。
- (5) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第11条 構内の車両の交通指導及び取締りは、警備員が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 車両を運転して入構した者が、第10条の規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

(1) 違反車両については、別紙第2の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。

(2) 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

2 前項第1号の規定により車両を固定された者は、本学の学生にあつては指導教員又はチューター、職員にあつては部局等の長、学外者にあつては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を警備員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第13条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(適用除外)

第14条 次の各号のいずれかに該当する車両で、一時的に入構し駐車しようとする者については、第3条第1項の規定は、適用しないものとする。

- (1) 清掃車
- (2) 消防車等の緊急自動車
- (3) 郵便物、電報及び新聞等の配達車両
- (4) その他学長が特別に認めた車両

(事故処理等)

第15条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第16条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則の規定にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第17条 この細則に定めるもののほか、東千田キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事が定める。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する要項(平成13年11月13日制定)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成31年4月18日 一部改正)

この細則は、平成31年4月18日から施行する。

別紙第1(第5条第2項関係)

(常時又は一定の期間入構する者)

区分	構内駐車証等の種類	申請の受付期間	申請者	担当係	申請書の種類	備考
自動車	構内駐車証(別記様式第3号) パスカード(別記様式第5号) ・常時又は一定の期間入構する者	4月1日～4月15日	職員 (第4条第1号又は第7号イに該当する者)	東千田地区支援室	構内駐車証等 交付申請書(別記様式第1号)	
			学生 (第4条第2号又は第7号ロに該当する者)			
			放送大学等の職員・学生 事業所の職員・業者 (第4条第3号, 第4号, 第5号, 第6号又は第8号に該当する者)			
		・上記以外の期間は駐車場に余裕がある場合のみ受付	同上	同上	同上	・受付する場合は, 東千田地区支援室から各部局等へ連絡する。
		随時	職員 学生 (第4条第9号又は第10号に該当する者)	東千田地区支援室	構内駐車証等 貸与申請書(別記様式第2号)	

(臨時に入構する者)

区分	構内駐車証等の種類	受付期間	申請者	受付場所	備考
----	-----------	------	-----	------	----

自動車	臨時入構許可申請書・証明書 (別記様式第4号) ・臨時に入構する者	随時	職員 外来者	東千田地区支援室	東千田キャンパスへ業務により入構する場合は、臨時入構許可申請書・証明書に必要事項を記入の上、駐車券とともに支援室へ提示することとし、支援室において入構許可を受けたものと確認できる場合は、駐車券の認証を行うこととする。
-----	---	----	-----------	----------	--

別紙第2 指導及び取締り等(第12条関係)

告知書

この車両は、広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則に下記のとおり違反して
いますので、同細則第12条の規定により下記のとおり措置します。

年 月 日 時間 :
広島大学

記

違反事項(○印が違反事項)

1. 構内通行証がありません。
2. 構内通行証の有効期限が切れています。
3. この場所は、駐車禁止です。
4. この場所は、身障者用の駐車場です。
5. この車両は、長期間放置された車両です。

措置

- ・ 車両を動かさないように固定しております。
- ・ 固定解除を受けようとする者は、下記固定解除承諾願に記入の上、固定解除承諾書に、学生にあつては指導教員又はチューター、職員にあつては部局等の長、学外者にあつては用務先の部局等の長の署名、押印を受けて、日曜日及び休日を除き、午前9時から午後5時までに警備員室へ出頭してください。
- ・ 出頭しないで車両を動かしたために生じた移送費、保管費、損害については、広島大学は一切責任を負いません。

固定解除承諾願

年 月 日

運転者氏名 _____

住所・連絡先 _____

車両番号 _____

以後、「広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則」を遵守いたしますので、固定解除の承諾をしてくださるようお願いいたします。

固定解除承諾書

上記運転者の車両の固定解除を承諾する。

年 月 日

署名 _____

別記様式第1号

東千田キャンパス 構内駐車証等交付申請書
(自動車)

年 月 日

申請理由		新規・更新・自動車の変更・その他	
申請期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
職員	職員番号	内線番号	
	部局等名		
	住所	自宅電話番号	
	氏名	() —	
学生	学生番号	学部 学科 研究科 専攻	
	氏名	研究室(内線番号)	
	自宅住所	□() —	
	勤務先名及び住所	□() — 【担当部署・係まで詳細に記入してください。】	
	安全教育受講年月日	年 月 日	
登録申込車	車種	乗用車(普・軽)・貨物車(バン・トラック)・その他	
	車名(色)	(色)	
	車両番号		
	自動車(任意)保険契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
		部局等担当者確認印	

以下の欄は記入しないでください。

交付年月日	年 月 日		
駐車証番号		パスカード	・年券 ・半年券 ・1カ月券
利用者負担金			

別記様式第2号

東千田キャンパス 構内駐車証等貸与申請書

(自 動 車)

年 月 日

申 請 理 由		新規 ・ 更新 ・ 自動車の変更 ・ その他	
申 請 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日	
職 員	職 員 番 号		内線番号
	部 局 等 名		
	住 所		自宅電話番号
	氏 名		() —
学 生	学 生 番 号		学 部 研究科
	氏 名		学科 専攻
	自 宅 住 所	<input type="checkbox"/> () —	研究室(内線番号)
	勤 務 先 名 及 び 住 所	<input type="checkbox"/> () —	【担当部署・係まで詳細に記入してください。】
	安 全 教 育 受 講 年 月 日	年 月 日	
	会 社 名 等		自宅電話番号
	所 在 地		() —
	氏 名		
	主たる用務先		
登 録 申 込 車	車 種	乗用車(普・軽) ・ 貨物車(バン・トラック) ・ その他	
	車 名 (色)	(色)	
	車 両 番 号		
	自 動 車 (任 意) 保 險 契 約 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
申 請 理 由			
パ ス カ ー ド No.		部局等担当者確認印	

別記様式第3号

(No. A ・ B ・ C —)

構内駐車証(東千田キャンパス)

職 員 ・ 学 生	職 員=配属又は所属 学 生=学生番号
氏 名	
連絡先電話番号	
車 両 番 号	
有 効 期 限	

広 島 大 学

(本証は、広島大学東千田キャンパス構内に駐車する者専用の駐車証です。)

注 意 事 項

1. 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
2. 構内駐車証は、運転席前面に表面が見えるように置くこと。
3. 構内では、時速20キロメートル以内とすること。
4. 所定の駐車場以外に駐車しないこと。
5. 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。
6. 構内の部局の行事又は緊急事態の発生等により、臨時に規制を行うときには、これに従うこと。
7. その他騒音の防止など教育環境の保持に注意すること。

違反に対する措置

1. 違反者については、告知書を違反車両にのり付けした上、車両を固定する。
2. 違反回数が3回以上の者については、3箇月間、構内への駐車を禁止する。
ただし、駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

* 退職、卒業、退学、有効期限の到来等構内駐車証の交付申請資格を欠くに至ったときは、交付を受けた係に速やかに返還すること。

別記様式第4号

別記様式第5号

パスカード

表面

←			
パスカード			
職員・学生番号			氏 名
[]			[]
有効期間	[]	年	[]
		月	[]
			日まで
広島大学			

裏面

<p>注 意</p> <p>1. 本カードは、東千田キャンパスで入・出構する際、ゲートの読取機に通してください。</p> <p>2. 本券を破損又は紛失した場合は、再交付の申請を行ってください。</p>

別記様式第6号

駐車券

表面

← 広島大学東千田キャンパス駐車場

この券は持って降りてください

- ・この券は、出構の際に必要です。
- ・出構の際に、出口の読取機に挿入し、利用時間に応じた料金をお支払いください。

〔 ※入構後20分以内に出構する場合は、無料です。 〕

AW3647

裏面

業務でお越しの際は、無料認証いたしますので、下記へご提示ください。

- ・東千田地区支援室（広島大学に御用の方）
- ・放送大学事務室（放送大学に御用の方）

—— ご注意 ——

1. 駐車中における事故、災害、盗難については責任を負いません。
2. この券は、出構の際に必要ですから紛失しないようお願いいたします。
3. 車を離れる時は施錠してください。

○学業に関する評価の取扱いについて

平成18年4月1日
副学長(教育・研究担当)決裁

I 学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

- ① 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80~89点を優, 70~79点を良, 60~69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

- ② 0~100点の点数評価とする。

60点未満は不合格とする。

(2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた学習の成果の評価項目と評価基準に基づき, 到達度の評価は, 「極めて優秀」, 「優秀」及び「良好」の3段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA : Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA : Grade Point Average)の算出方法等については, 以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は, 小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
(2) 各学期(直前の期)及び通年(入学後から直前の期)で計算するものとする。
(3) 5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い, その評価は, 次のいずれかによるものとする。

1. 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80~89点を優, 70~79点を良, 60~69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

2. ただし、特別な理由により、5段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の合否評価とする。

Ⅲ 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、成績評価は付さない。
2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、原則として成績評価は付さない。ただし、協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を単位認定する場合は、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は、認定と表示する。

Ⅳ 適用について

1. この取扱いは、平成27年度入学生から適用する。
2. 平成26年度以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては、この取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

（注）（平成22年3月16日 一部改正）

この改正は、平成22年4月1日から適用する。

（注）（平成23年3月10日 一部改正）

この改正は、平成23年4月1日から適用する。

（注）（平成27年1月7日 一部改正）

この改正は、平成27年4月1日から適用する。

○気象警報の発表、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて

平成 24 年 2 月 13 日

理事(教育担当)決裁

気象警報の発表、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては、次のとおりとする。

第 1 授業を一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育・東千田担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない一斉休講

広島地方気象台から、特別警報が広島市又は東広島市に対して発表された場合は、その地域に所在するキャンパスのすべての授業を一斉休講とする。

ただし、東広島市に対して波浪又は高潮の特別警報のみが発表された場合は、一斉休講は行わない。

2 理事の判断を必要とする一斉休講

次の場合で、各キャンパスにおける授業を実施することが困難であると理事が判断したときは、当該キャンパスの当日の授業を一斉休講とする。なお、霞キャンパス(東千田キャンパス)において(1)から(3)までの場合により一斉休講とするときは、東千田キャンパス(霞キャンパス)においても同様に一斉休講とする。

一斉休講とする授業時限の範囲とその判断時刻の目安は 3. のとおりとする。

(1) 広島地方気象台から、大雨、洪水、大雪、暴風又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市又は東広島市に対して発表された場合

(2) 台風の接近等によりあらかじめ広島市又は東広島市に対して大雨、洪水、大雪、暴風又は暴風雪のいずれかの警報の発表が予想される場合

(3) JR 山陽本線等の公共交通機関が、事故、大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合

(4) 学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合

(5) その他、事件・事故等が発生し、構内への立ち入りが規制された場合

3 一斉休講する授業時限の範囲と判断時刻の目安

一斉休講とする授業時限の範囲	判断時刻
8:45 から 12:10 までに開始される授業	06:45 頃まで
12:50 から 17:05 までに開始される授業	10:50 頃まで
17:30 から 19:40 までに開始される授業	16:00 頃まで

4 一斉休講時における授業実施の特例

一斉休講時において授業を実施できる特例は、次のとおりとする。

(1) インターンシップや野外実習、ボランティア活動等一斉休講措置としたキャンパス内で開講されない授業で、受講生の安全が確実に確保されていると開設部局の長等が判断した場合

は、当該授業を実施できる。

- (2) 双方向システムによる授業で、配信先のキャンパスのみが一斉休講である場合は、配信先キャンパスでの受講生に対して当日配付資料の配付、レポート提出等により当日の授業を補完し、受講者間で教育内容に差が生じないと開設部局の長等が判断した場合に、配信元の授業を実施できる。

第2 第1以外の取扱い

第1の取扱いに基づき、開設部局等の長は授業を休講とするかどうか判断することとし、決定した措置等については、速やかに理事へ報告するものとする。

第3 その他

第2にかかわらず、理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は、休講措置を講じることができるものとする。

第4 適用

この取扱いは、平成28年10月1日から適用する。

成績評価に対する異議申立制度について

本学では、厳正な成績評価に努めていますが、学生への説明責任を果たすことを通じて、成績評価の厳正さを高めるため、成績評価に対する異議申立制度を設けています。申立てを行う場合は、次の手順に従ってください。ただし、理由・根拠が不十分な申立てには対応できませんので注意してください。

1. 申立手続

別紙の「成績評価に対する異議申立書」に必要事項を記入し、学業成績証明書を添付の上、該当科目の開講学部・研究科等の担当事務窓口（以下の「4. 担当事務窓口一覧」を参照）に異議申立てを行ってください。

2. 申立期間

各学部・研究科等が定める当該科目の正式な成績発表日から次のタームの履修登録期間終了日までを原則とします。

3. 申立への回答

原則 My もみじの掲示板で回答しますので、確認を怠らないようにしてください。なお、申立日から2週間以内に回答がない場合は、担当事務にご連絡ください。

4. 担当事務窓口一覧

(1) 教養教育科目：

- ・教育推進グループ【総合科学部事務棟1F】
- ・東千田地区支援室（学生支援担当）

※法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室（学生支援担当）に申し出ること。

(2) 大学院共通科目：教育推進グループ【総合科学部事務棟1F】

(3) 専門教育科目

該当科目の開講学部／研究科／学位プログラム等	担当事務窓口	
総合科学部	総合科学研究科支援室（学士課程担当）	
文学部	文学研究科支援室（学士課程担当）	
教育学部／特別支援教育特別専攻科	教育学研究科支援室（学士課程担当）	
法学部 昼間コース／経済学部 昼間コース	社会科学研究科支援室（法学部・経済学部担当）	
法学部 夜間主コース／経済学部 夜間主コース	東千田地区支援室（夜間学士課程担当）	
理学部	理学研究科支援室（学士課程）	
医学部 ※2／歯学部／薬学部／医系科学研究科	震地区学生支援グループ（医学部担当・歯学部担当・薬学部担当・大学院課程担当）	
工学部／情報科学部	工学研究科支援室（工学部担当・情報科学部担当）	
生物生産学部	生物学系支援室（学士課程担当）	
人間社会科学研究科	人文学プログラム	文学研究科支援室（大学院課程担当）
	法学・政治学プログラム 経済学プログラム	社会科学研究科支援室（大学院課程担当）
	マネジメントプログラム	東千田地区支援室（夜間大学院課程担当）
	国際平和共生プログラム 国際経済開発プログラム 国際教育開発プログラム	国際協力研究科支援室
	人間総合科学プログラム	総合科学研究科支援室（大学院課程担当）
	心理学プログラム 教師教育デザイン学プログラム 教育学プログラム 日本語教育学プログラム 教職開発プログラム	教育学研究科支援室（大学院課程担当）
	実務法学プログラム ※2	東千田地区支援室（法科大学院担当）
先進理工系科学研究科	数学プログラム 物理学プログラム 地球惑星システム学プログラム 基礎化学プログラム	理学研究科支援室（大学院課程担当）
	量子物質科学プログラム	先端物質科学研究科支援室（学生支援担当）
	理工学融合プログラム	総合科学研究科支援室（大学院課程担当）
	情報科学プログラム 応用化学プログラム 化学工学プログラム 電気システム制御プログラム 機械工学プログラム 輸送・環境システムプログラム 建築学プログラム 社会基盤環境工学プログラム	工学研究科支援室（大学院課程担当）
	生物工学プログラム	先端物質科学研究科支援室（学生支援担当）
	食品生命科学プログラム 生物資源科学プログラム	生物学系支援室（大学院課程担当）
統合生命科学研究科 ※3	生命環境総合科学プログラム	総合科学研究科支援室（大学院課程担当）
	基礎生物学プログラム 数理生命科学プログラム 生命医科学プログラム	理学研究科支援室（大学院課程担当）
	森戸国際高等教育学院	国際交流グループ【学生プラザ3F】
上記に該当しない専門教育科目 ※1	教育推進グループ【学生プラザ3F】	

※1 特定プログラムなど、森戸国際高等教育学院以外のセンター等が開講する専門教育科目を示す。

※2 別途申立制度を定めている学部・研究科等を示す。

※3 プログラム専門科目の場合、統合生命科学研究科学生便覧に掲載されている履修基準表で、当該科目が属する学位プログラムを確認し、上表の対応する担当事務窓口へ提出すること。研究科共通科目の場合は担当事務窓口のいずれかへ提出すること。

成績評価に対する異議申立書

申立日： 年 月 日

所属学部・研究科等名称	
学生番号	
氏名	

以下の授業科目の成績評価について異議申立てを行います。

開講年度		講義コード	
開講学部・研究科等			
授業科目名			
授業担当教員名			
現在の成績評価			
申立内容・理由			

- ※ 本申立書と併せて学業成績証明書を提出すること。
- ※ 回答は、原則 My もみじの個人掲示により連絡する。
- ※ 申立日から2週間以内に回答がない場合は、該当の担当事務窓口に連絡すること。

Ⅲ 修了後の制度

法務研修生について

法科大学院を修了した者のうち、新司法試験の受験のため引き続き本研究科で自学自習を希望する者に対し、審査の上、法務研修生となることを許可し、法科大学院自習室およびロッカー等の利用を認める制度です。

法務研修生になることを希望する場合は、「法務研修生受入許可申請書（別記様式第1号）」に必要事項を記入の上、所定の期日（別途通知）までに東千田地区支援室へ提出してください。

なお、法務研修生の受入期間は、修了した年度の翌年度の9月末までで、当該受入期間の法務研修料は免除されます。

また、受入期間の延長を希望する者については、必要と判断するときは、1年間の延長を認めることがあります。ただし、当該延長期間については、年額20,000円の法務研修料が必要となります。

研究生及び科目等履修生について

○研究生について

研究生とは本学学生以外の者で、願い出により原則として1学期（前期又は後期）又は1学年間特定事項の研究を行うことができる制度です。大学院修了後、研究生として法科大学院に入学する希望がある場合は、東千田地区支援室で詳細を確認のうえ、所定の手続きをしてください。

なお、出願書類等の提出締切は以下のとおりです。

- (1) 前期及び1学年間の願い出・・・・・・・・・・前年度の2月末日まで
- (2) 後期の願い出・・・・・・・・・・8月末日まで

○科目等履修生について

科目等履修生とは本学学生以外の者が、願い出により本研究科開講の科目を1学期（前期又は後期）又は1学年間、履修できる制度です。大学院修了後、科目等履修生として法科大学院の授業科目の履修を希望する場合は、東千田地区支援室で詳細を確認の上、所定の手続きをしてください。

なお、出願書類等の提出締切は以下のとおりです。

- (1) 前期及び1学年間の願い出・・・・・・・・・・前年度の2月末日まで
- (2) 後期の願い出・・・・・・・・・・8月末日まで

IV 教員名簿・建物配置図

広島大学法科大学院教員名簿

広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻（法科大学院）

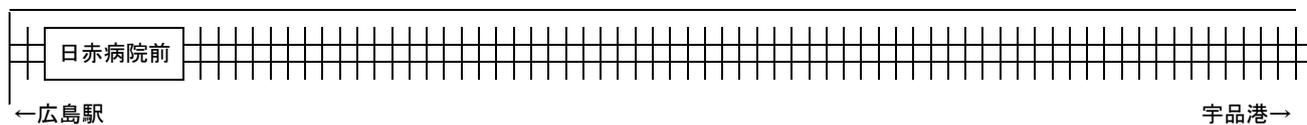
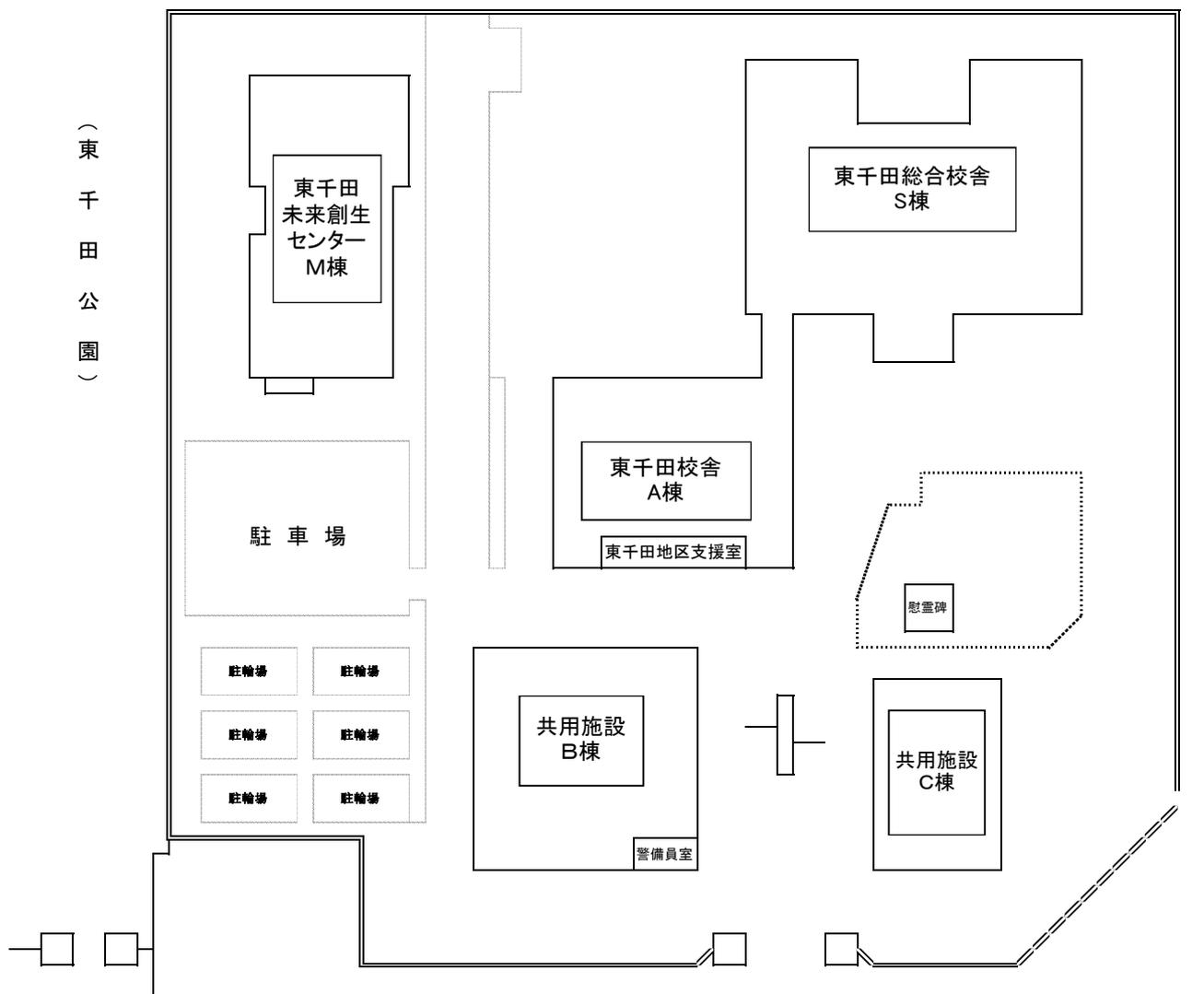
〒730-0053 広島市中区東千田町一丁目1番89号

電話番号（082）542-内線番号

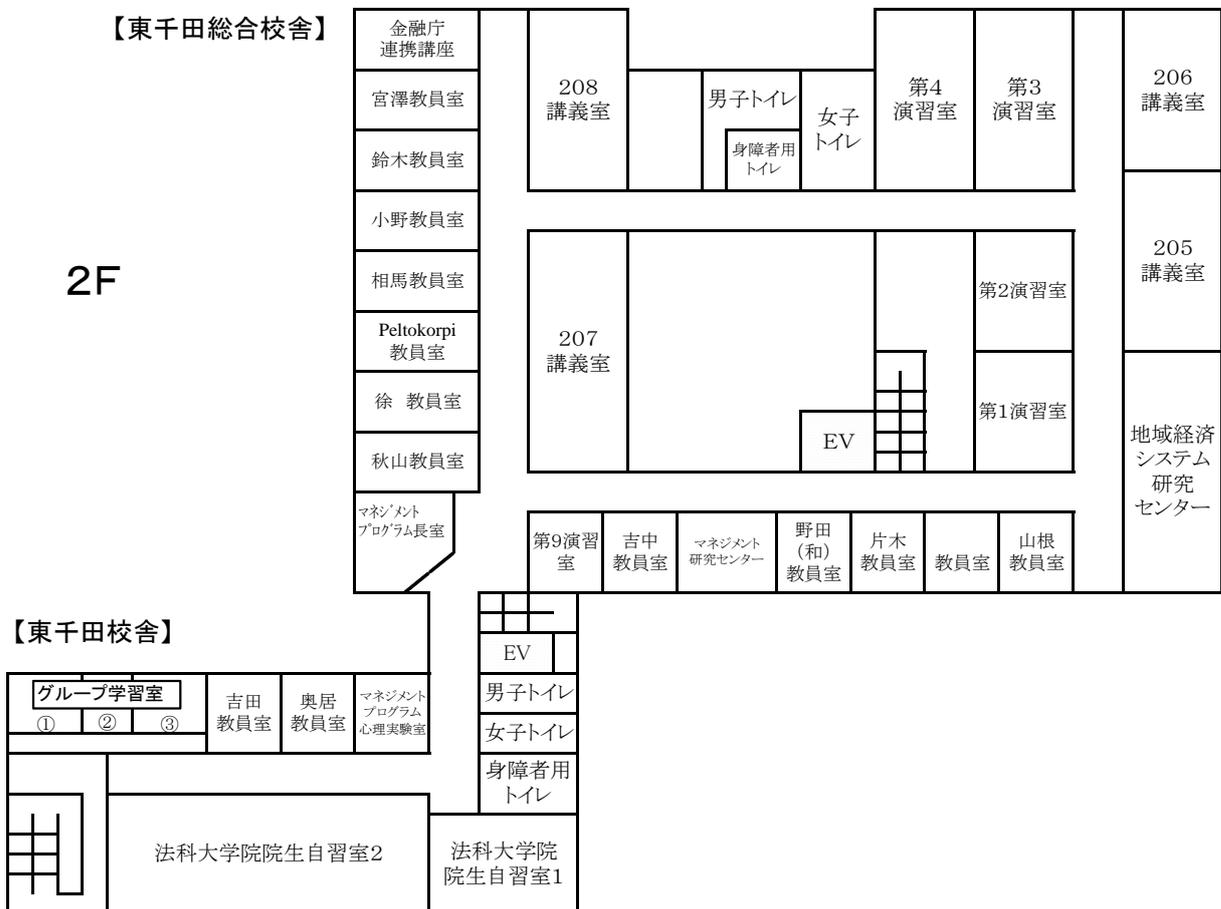
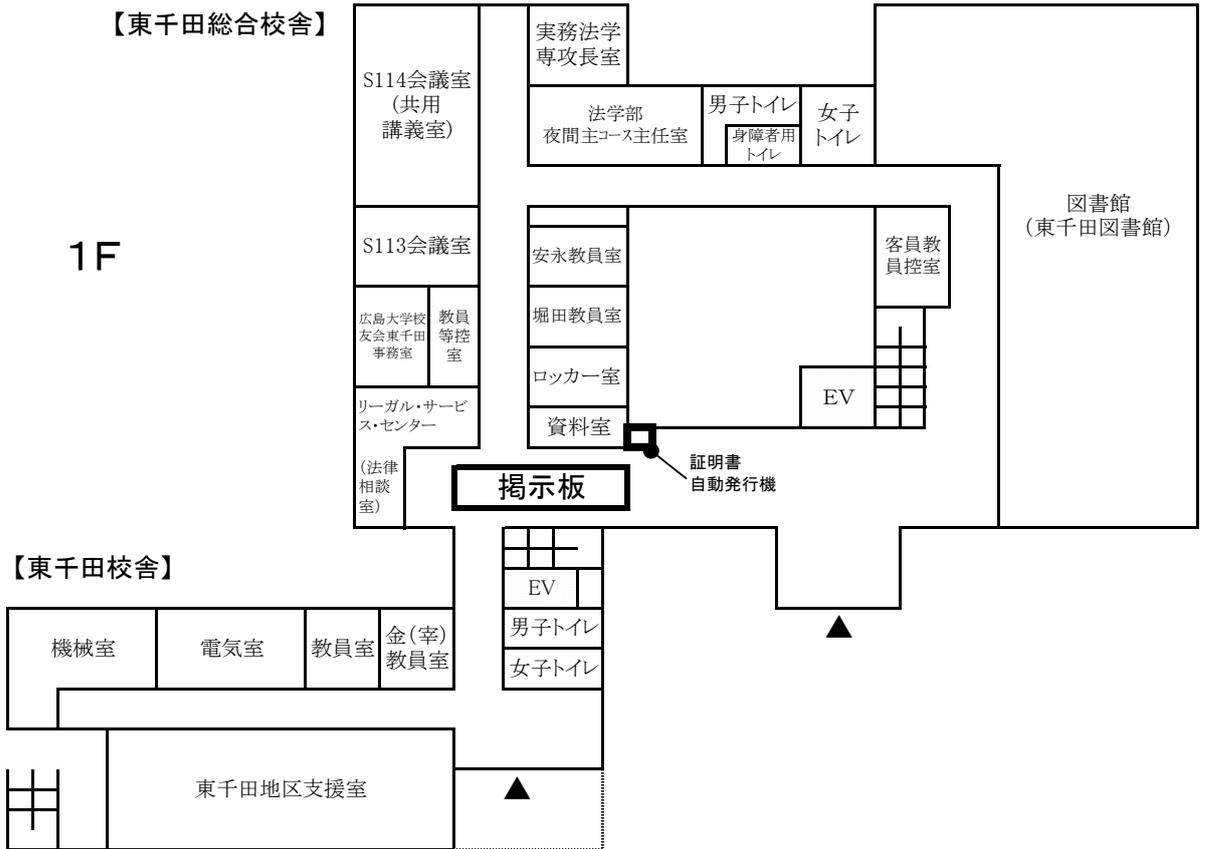
講座名	職名	教員氏名	メールアドレス	電話番号 (内線)	部屋番号
民事法講座	教授	山川 和義	kyama62@hiroshima-u.ac.jp	7023	B110
	教授	片木 晴彦	hkatagi@hiroshima-u.ac.jp	7065	S212
	教授	小濱 意三	kohama@law.hiroshima-u.ac.jp	6982	B118
	教授	神野 礼斉	rjinno@hiroshima-u.ac.jp	7080	B209
	教授	周田 憲二	ksuda@hiroshima-u.ac.jp	7074	B207
	教授	田村 耕一	tamura@hiroshima-u.ac.jp	7081	B211
	教授	野田 隆史	takanoda@hiroshima-u.ac.jp	6984	B116
	教授	野田 和裕	knoda@hiroshima-u.ac.jp	7034	S213
	教授	油納 健一	kyuno@hiroshima-u.ac.jp	7006	B103
	教授	岩元 裕介	yiwamoto@hiroshima-u.ac.jp	7054	B105
	准教授	安永 祐司	yasu1107@hiroshima-u.ac.jp	7029	S107
刑事法講座	教授	秋野 成人	akino@hiroshima-u.ac.jp	7052	B213
	教授	日山 恵美	keihou-group@hiroshima-u.ac.jp	6965	B102
	教授	田上 剛	tano@hiroshima-u.ac.jp	6983	B117
	准教授	堀田 尚徳	hhotta@hiroshima-u.ac.jp	7028	S106
公法・基礎法学講座	教授	新井 誠	amak@hiroshima-u.ac.jp	7053	B212
	教授	門田 孝	mondenta@hiroshima-u.ac.jp	7056	B214
	教授	福永 実	fukunaga@hiroshima-u.ac.jp	7057	B106
	講師	菊池 亨輔	kikuchi3@hiroshima-u.ac.jp	7071	B101

注) 部屋番号のアルファベットは、**S**は東千田総合校舎、**B**は共用施設B棟、**C**は共用施設C棟を表します。

東千田キャンパス構内配置図



東千田総合校舎・東千田校舎



3F

放送大学

【東千田校舎】



4F

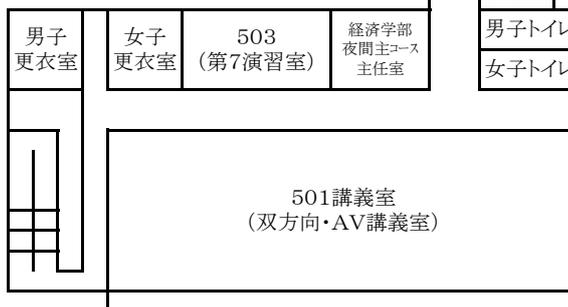
放送大学

【東千田校舎】



5F

【東千田校舎】



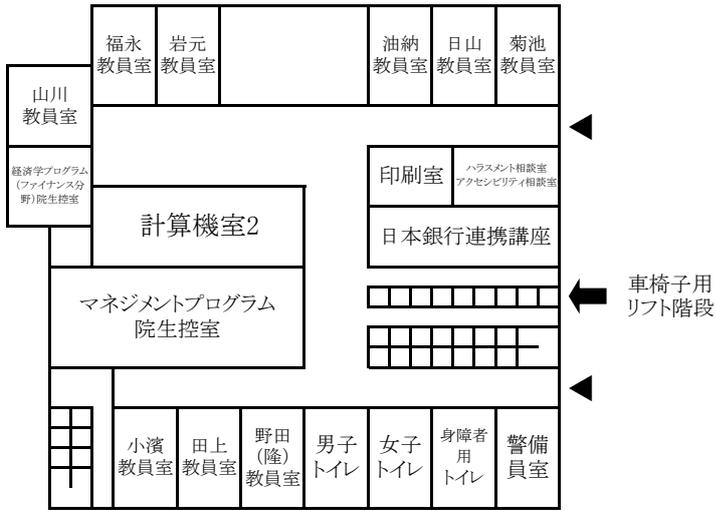
6F

【東千田校舎】



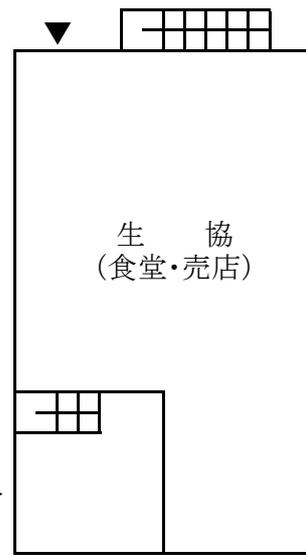
B棟

1F

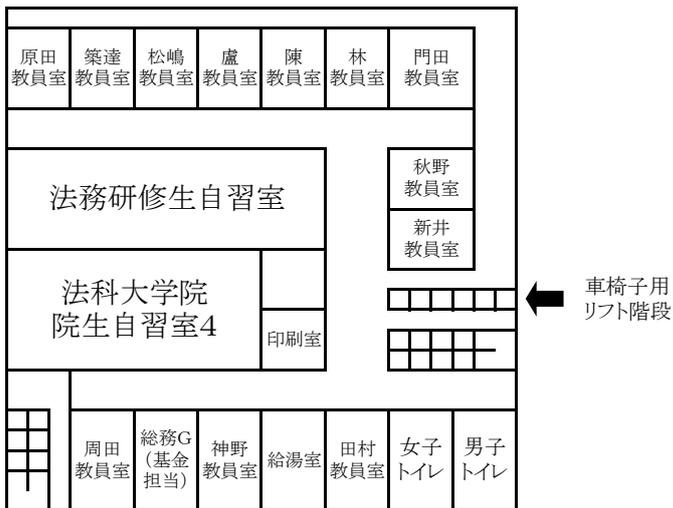


C棟

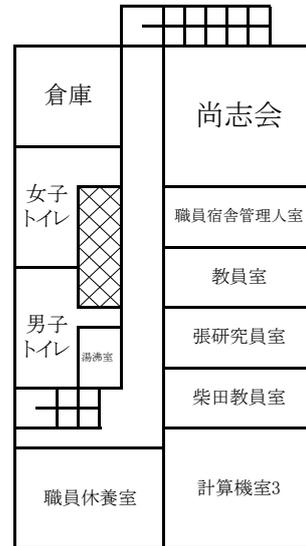
1F



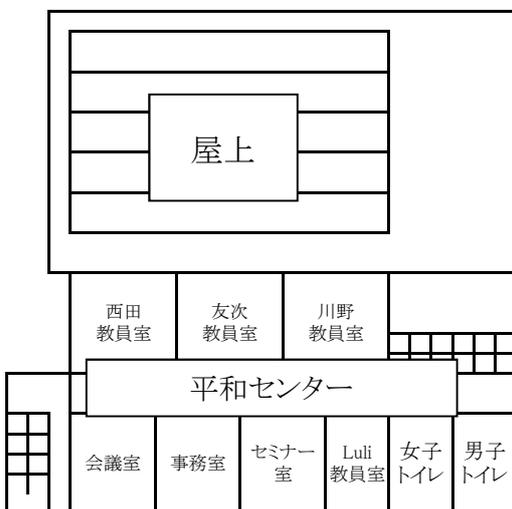
2F



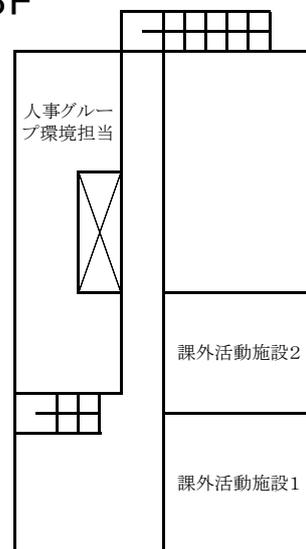
2F



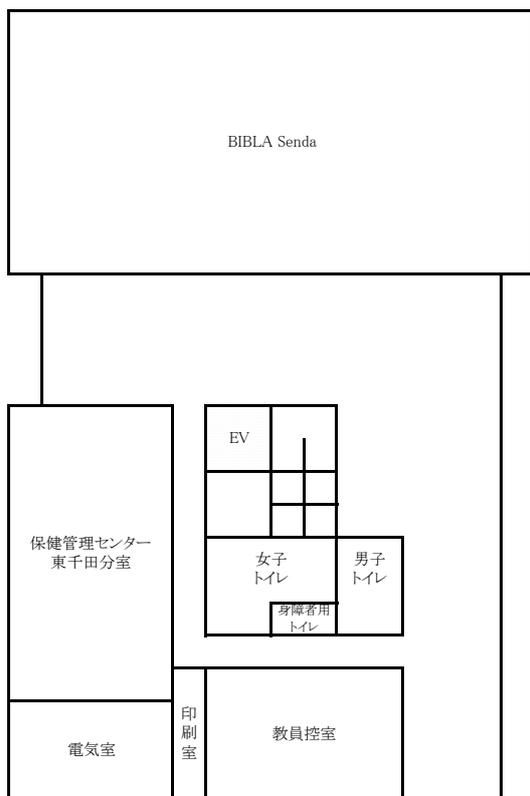
3F



3F



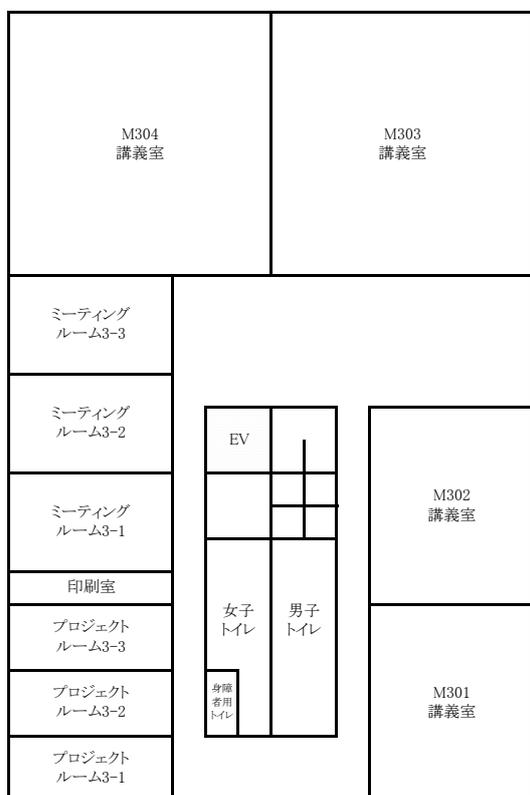
東千田未来創生センター(M棟)



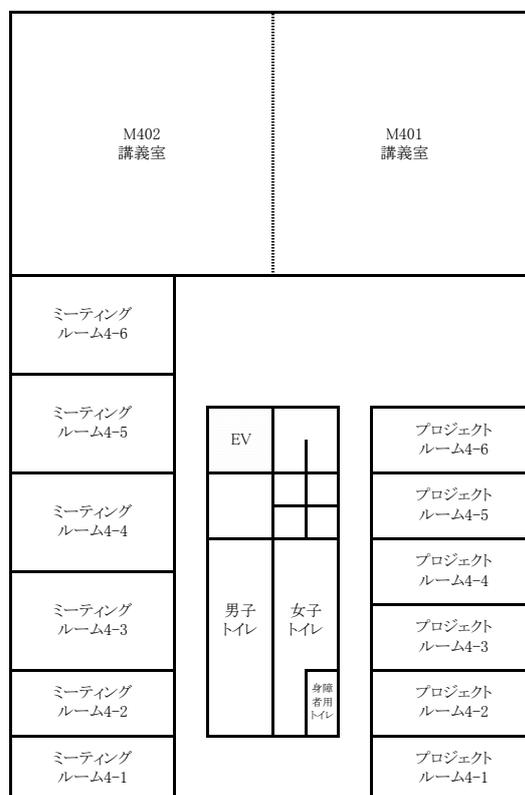
1 F



2 F



3 F



4 F